

山岳

第三十三年
第一號

山
岳

第三十三年第一號

山岳第三十三年第一號目次

黒部奥山と奥山廻り役(一二)

中島正文 一頁

山岳語彙蒐集報告(一一)

高橋文太郎編 三

會務報告

二五—三九

理事交迭——副會長補充——月例理事會——新入會員——會報計報——退會者

圖版

下奥山日記(安政三年)竹内氏手記

奥山御境目等略繪圖(文化年中)其一

同 其二

佐伯記錄

新川郡奥山繪圖(天保七年)脇坂長右衛門製

挿
圖

上奥山廻り路程表

下奥山廻り路程表

斜面より見たるカクラ



下奥山日記(安政三年)竹内氏手記

黒部奥山と奥山廻り役(二)

中
島
正
文

目 次

黒部奥山の研究(前承)

五 奥山の諸相

平 (高原)

地 獄(温泉)

か ね 山(鑛山)

本 草

奥山廻り役の研究

一 奥山廻り役の職制

二 奥山廻りと山詰番(以下次回)

黒部奥山と奥山廻り役

黒部奥山の研究

五、奥山の諸相

黒部奥山は峻絶無双、加ふる加賀藩是を以つて諸人の立入を禁じ、絶対秘密境となし、如何なる重命を帯びて出入する者も神文誓詞を捧げて其秘密格守を命ぜられた所丈けに、真相は世上に傳らず、神秘の説を好むの徒は妖異誇大の話説を流布して、萬人を欺き了した。又奥山に出入する役人、従者の類も其使命上文を弄し、談話をなして世上に其の諸相を傳ふことを許されず、僅に附會の話説を捻出して世人の好奇に迎合するのみであつた。

従つて其傳説記事たるや、全然架空の事と實在のことと、又は不實行のものと實行せられたるものとの混合した説話であつて、何れを真と採り難いもの許りであつた。即ち全山水晶より成る水晶嶽のことや、眞紅なる大山あり赤牛嶽と呼はると云ふ説などは、誇大乍らも幾分事の眞實を傳へて居る。又全山明礬より成る山の話、生ひ茂る獨活の太木の話、大竹藪の説などは、全然架空の事乍ら當時探檢搬出の實行に着手せんとした事情より出發した説話である。埴生物語や泉達録其他數々故老より語り傳られた傳説物語は、確かに相當の根據を有る點は吾人の最も注目すべき所であらう。本項には奥山諸相を實在する古文獻に依つて見直

し、以つて妖異の説の本源を發きたいと考へるが、諸相に採らるべき事件の古文書は素より殘簡の如きも、今日は得難く僅かに瞥見する一二の資料に依つて本項を埋めねばならない。

（肯構泉達録）文化十二年、岡田英之

（前略）又加州の村吏に山廻りといふあり、境を廻る者なり、黒部山中へ入るには道をひらき川には大木を伐りて橋とし過るなり。信州境まで至るに種々の所あり、赤牛嶽といふは朱の如く赤き山なり、又半里四方も明礬ある山あり、又半里余も葱を生じ長六七尺斗茅原のごとし。又水晶を生ずる山もあり、一里許二尺廻りの竹あり、又た藥草多し。是は小又村の者予に語れり。此者山廻りに従ひ兩三度も此所へ至りしが、始め立山より信州境を廻りて有嶺より長戸へ出て歸ると云ふ。（下略）

一、平^{ダレツ}（高原）

藩政時代の黒部奥山に於て奥山深く散在する美しい高原は、當時奥山廻りの人々の眼に如何に映じ、如何に名付けられ來たつたかは頗る興趣ある問題と云ひ得やう。この奥山にはそれ等の幾つものが數へらるゝ丈けに吾人には相當の期待を抱かせるが、現實的には彼等の記録古文書を披見して、高原や平に關する限り記録的には絶無に近い。其作製せられた繪圖上に於ても僅かに二三の記入を見るに過ぎないのには大いなる失望を禁じ得ない。

元來奥山廻り役の重要な任務は奥山の國境線を警備すると共に、森林の取締りを以つて第一義としたるが故に、國內の些爾たる平や高原には少しの注意すら拂ふことの必要は無かつたらう。只其頃から傳承せられて居た傳説の地や、奥山廻り、杣人足等に依つて利用せられて居た平のみを簡單に繪圖上に記入して居たに過ぎない。奥山にして當時より今少しく開放的に且自由の地たらしめば、必らずや高岳峻嶺の間に點々として存在する高原や平は、よく人口に膾炙して多くの文献を賑はしたであらう。

奥山廻り早期の元祿前後に於ては、記錄上にも繪圖上にも平や高原に關するものは絶無であると云ふことも、如上に依つて致し方も無いことだ。この元祿頃は全知識を國境線の確定に捧げて懸命の時代であつたから、國內の種々の地點は繪圖上には總て記入を略されて居たことは、元祿十三年御改の奥山御境目見通繪圖でも了知出來やうと思ふ。次に元祿を去る百余年後享和二年の繪圖では、僅かに岩苔平が記入せられて居て、美しいこの平に漸く奥山廻り又は杣人足の足跡が伸びて來た事を物語つて居る。この繪圖では岩苔平の南方に中山と云ふ一箇の山岳が聳立つて居るが、これは後年のカベキ嶽と稱せられ、現在の祖父岳二八三一米の頂を有する雲ノ平一帯のことではないかと想像せられる。文化初頭の奥山御境目并谷々川筋等略繪圖にも又この中山の山名が見える。石黒信由翁の三州測量圖籍には高原や平の名稱は全然記入はないが、是れは測量家の常識として標點となる山頂や河身の屈曲點を重要視せられたが爲めであらう。圖籍にも中山の代りにカベキ嶽が現出して居る。これ等の繪圖では、中嶽道が黒部源流の三ツ又よりこの山の西南裾を縫ふて、

中嶽(黒嶽)の鞍部又は鷲羽嶽中嶽へ向つて居るのを見ると、これは前記の如く雲ノ平のことでなからうかとは必然的に考へられ、現在の薬師澤落口右岸にあるカベヶ原の名が雲ノ平の裾黒部川を越した所に在存するは、一脈このカベヶ嶽との連絡ありとしたい。天保頃と推せらるゝ奥山御境目筋等略繪圖には、岩苔谷の中流とカベヶ嶽との中間と覺ほしき所に大中原と云ふ名稱の記入が見える。これは別に岩苔谷口附近にイワコケヒラの名稱の存する所より推察して、取も直さず雲ノ平のことを指すものでなからうか。この雲ノ平の名稱は現在まで奥ノ平や祖母平、蜘蛛ノ平などいろ／＼あり、語源に付いて迄も議論や珍説を戦はされたので、現測量部の五萬分にも雲ノ平と奥ノ平との二名稱の記入を見るが、何れを根據とせられたのかはつきりとしてない。この大中原と云ふ名稱は、百余年前から奥山廻り役や杣などに依つて唱へられたのであらうが、波濤の如く起伏する黒部源頭の山々の間に在る、最も印象的な大高原の名稱として特に保存の價值があらう。

次に文政年中の測量圖籍に見える火打嶽西側の池ノ谷にある池は現在の五郎池である。此處は池ノ平と云はれ、天保七年の脇坂氏調製の新川郡奥山繪圖にも、又明治に近い黒部奥山圖にも池ノ平なる記入を見る。又幾つかの奥山日記にもよく見受けられる地點で、定例の小屋場として奥山廻りや杣達の間になまな平である。

（黒部上奥山御境目廻御用方控）文久三年、齊木有次郎手記

八月八日（略）夫々中岳峰通眞砂子嶽火打嶽中程より池ノ平へ下り前々小屋場へ相向候處雪消候而水少も無之ニ付無據中岳下川原先年小屋場へ相下り小屋爲掛申候

内蔵助平が地圖上に姿を現はしたのは文化初頭の奥山御境目井谷々川筋等略繪圖からであらう。この繪圖では内蔵助谷の源頭へ平ラ也と頗る簡單に記入せられて居る。内蔵助平などと記入されて居ないのが注目される。この平ラの名稱などは戲作の盛な化政時代に、當地の好事家が佐々成政の針ノ木越に色彩を添へる爲めに、内蔵助平の窟の傳説を捻出したのではないかと想像せられる。即ち成政が伊折の奥ブナクラ越を踏破してこの窟に一泊したと云ふ説、山中雪に踏み迷つてこの窟に泊し軍用金等を埋めたと云ふ説などである。

内蔵助平は立山の東面裏手に當り、南北に細長く擴がり其盡くる所の大岩石下には小さな岩窟がある。平ラの大部分は潤葉樹林と濃やかな白樺の林に覆はれて居るが一部分は美しい草原をなして居る。塵外の境地と云ひ岩窟の存在と云ひ、實に傳説の地にはもつて來いの道具立である。享和以前の記録繪圖にはこの内蔵助平も谷も記入は全然見當らないが、化政以降には内蔵谷があり従つて内蔵助平の堂々たる記入を見る。故に逆説的に化政以前には内蔵助平などと云ふ名稱の平ラは無つたと考へるべきであらう。

岩苔平イワコケヒラは先きにも一寸記して置いたが、岩苔谷と共に古くから最も明確に繪圖上に表示されて居る。享和二年の繪圖以降各繪圖にも、この平ラは岩苔平として變りは無い。只現在測量部の五萬分には岩苔小谷とい

ふ小の字を添えて居るのは何うした譯だらう。源流に在る谷々の中でも大きい谷である筈だが、又この谷名も山岳諸家は信州名を持つて來てオクノタル澤と呼ばれ、越中では岩苔小谷と云ふと添書きして居らるゝが、古くから嚴存する越中の地名を呼ぶには、是非とも越中の稱呼を以つてせらるゝのが本筋であると思ふ。この意味に於ては測量部の記入には感謝する。この古くから繪圖上に表はれて居た岩苔平も、記録中には一つも現れて來ない。尤も傳説とてつかつて存在して居らない所もあり、又奥山廻りの定例道にも當つて居らず、大して奥山の重要地點とも見受けられて居ない結果であらう。只一つ信州邊の盜材者の絶好の小屋場として役立つたのではないかと考へられる。けだし三吉小屋場（烏帽子）池ノ平小屋場（五郎池）は、信州盜伐者の據點となつて居たことを鑑みる必要があらう。岩苔平は黒嶽の西側、雲ノ平の北部に在る美しい平だ。大きな池があり、美しい草地が擴がる中に二ツ三ツの沮洳池もそれ／＼清冽な清水を湛えて居る。邊りは明るく四圍を鎖す梅の木影を撮して飽くまで清閑の境地である。藥師水晶の諸峰も遙かにこの草原を覗くが如く頂顚をかしげて見える。殊に見事に眺めらるゝのは雲ノ平の一線が素晴らしい水平の壁を成して南方を畫して居ることだ。古圖に存するカベキ嶽と云ふカベキの意味の最もよく味ひ得る所だとも云ひ得る。

以上略述した二三の高原以外には、奥山繪圖並に記録上に於て平ラの記述は求め得ない。漸く藩末明治初

年の繪圖に於て宇奈月平、仙人平、五色原、池ノ平（小黒部方面）が現れて來て居る。今日發表せられて居る朝日岳方面の美しい高原や白馬西側の長池方面の高原、清水平、其他幾つかの高原は、奥山警備第一主義を奉じて峰通り谷々川筋等の異變を見分して來た奥山廻役や又藩廳の繪圖奉行の目には、高原などは大して注目せらるべき代物ではなかつたのであらう。今日この取殘された高原が諸家にもてはやされ、種々研究の對照物となつて居ることを、彼等が地下に於て知つたならば大いに驚くことだらう。

二、地

獄（溫泉）

立山の地獄は古來より文献に現はれ幾多の傳説を以つて彩られ、汎く人口に膾炙して居る。又立山溫泉やざら峠下の新湯、荻込池の噴泉も立山の傳説に包括せられて、よく古來より世上に喧傳せられて居た。是の立山の地獄が古來頗る有名な事は平安時代既に文献に現れ、下つて室町時代より謡曲善知鳥等に述べられて居ることも判る。地獄と云へば古來より先づ立山を關聯して想起された。

かく立山の地獄が喧傳せらるゝに覆はれて、黒部の地獄は古來杳として世人の耳目に入るものが無かつた。僅かに峽口方面の地方人士にのみ利用せらるゝ溫泉が聞えて居る位で、如何に堅く秘境黒部の事物を不言不語に守り來つた事が驚くべき次第である。尤もこの黒部には一面地獄の發見されたものが實に寡少であつて、立山の如く大規模ならず、古來僅かに一の祖母谷の地獄を數ふるに過ぎない状態であつたからであら

う。現今のアノ原、榛平の噴泉群又は小黒部仙人湯も、彼等奥山廻りの罷越し難き絶壁の河岸に秘められてあつたから、當時彼等の耳目より隔絶して居た事は致し方もない。

祖母谷の地獄は何時頃から發見されて居たか。けだし藩政初期より密行者盜伐者のつとに發見して、彼等の間に語り傳へて利用して居た事であつたらう。元祿奥山繪圖には既に祖母谷と祖父谷との出合ひ附近の鬼ヶ岩屋の記入を見ることがなれば、是時代には確實に發見せられて居たものと云はれやう。天明時代には奥山廻りの見分の道筋もずつと伸びて、祖母谷を上下して黒部本流との合流點まで至り大川筋の異變を驗べることゝなつた爲めに、自然とこの地獄は彼等の目標とならねばならぬ筈で、文化以後の各繪圖には總てこの地獄の記入を見るのも不思議ではない。こゝに祖母谷の地獄とは祖父谷との合流點附近のものと是の地點より少しく溯つた所にあるものとの二つをさすのである。

(下奥山御境目廻御用等控) 天保十四年、齊木有次郎手記

(前略) 七月九日。天氣此處出立、祖母谷へ下り此道は一日下り申ヶ所ニ而山竹等生茂り難儀場所ニ而雨天ノ節は通路いたしかたく候ヶ所ニ御座候事七ツ頃祖母谷毎年御宿所江着いたし暮比ニ雨少々降申候事

同十日。天氣一日逗留ニ而人足共貳拾人斗召連小子祖母谷打合迄川水ノ様子見分いたし八ツ頃罷歸申候、川邊等指支不申候ニ付其段御横目等へ申達候

同十一日。天氣也。祖母谷出立夫々谷丈下り川向瀬人足背負ニ而渡り祖母谷之地ゴク并湯等見物いたし祖谷之打

合ニ而晝飯（後略）

この祖母谷上流には今も少數の人々しか知つて居ない地獄がある。それは祖母谷の東谷夜澤の地獄で、これは文政の測量圖籍に記入あり、其後の各繪圖にも散見せられるが、現今は汎んど注目されてない。奥山廻役や柚人足などの間に知悉せられ、繪圖上にまで記入せられて居るものは前記の二つのみである。

次に温泉として拓けたものを記して見やう。祖母谷の地獄は如上の如く最も早く發見せられ、奥山時代には有名な噴泉として知られたが、遂に温泉として開發を許されなかつたが、明治に入つて黒部川岸の林道開鑿せらるゝや、忽ち浴舎の建設を見るに至つた。

鐘釣温泉は古來より聞えた温泉である。尤も鐘釣と云ふ奇峰が知られて居たが故特に喧傳せられたものかも知れない。慶安元年加賀藩三奉行の奥山調査にも「愛本の奥内山村へ罷越黒邊谷奥わかべ、つりがね、つか山と申所より罷歸」とある様に、「つりがね」の名稱が此頃から見えて居る。果してこの「つりがね」が鐘釣のことであるか些か疑問である。元祿十三年の奥山繪圖には朝日嶽鬼ヶ岩屋より南方に釣鐘狀の一箇の山を畫いて、「つりがね山」と銘うつてあるのを見ると、祖母谷附近にこの「つりがね山」が存在するとして、現在の奥鐘に酷似して来る。一方にずつと年代を下つて藩末期と覺ほしき黒部奥山圖には、現西鐘釣の山名の記入ある他に、祖母谷と本流との合流點南方に河内鐘釣の名稱ある一箇の絶壁を有する山を見る。是

れと彼れとを比較して考へるならば、河岸溯行の不可能な當時「つりがね山」と云つたのは、祖母谷落口南方の奥鐘山の大峭壁を指したものである。文化初頭の奥山繪圖に於ても西鐘釣の他に祖母谷落口の南方へ釣鐘狀の山を畫いて、「かねつり」と記入せられて居るのは、この奥鐘の存在を示すもので、古名のつりがね山の存在を示唆して居るのではない。

三州測量圖籍には東西鐘釣の記入あり温泉の湧出も示してある。註記にも「片貝川平澤村より西鐘釣まで文政三年に新道筋」とあつて、文政初頭すでに平澤村より新道が開拓せられた事を知る。於是吾人の考ふべき事は、この附近に鐘釣又はつりがねと云ふ名稱の幾つも見えることである。これは釣鐘狀をなす山形を示す單なる名詞として始め使用せられたのが、偶然東鐘釣の如き模型的なつりがね山の出現を見、又西鐘釣の如く人跡の及ぶ所有名なる温泉の湧出を喧傳せられたる結果、後には立派なる地名と變化したのではなからうか。

さて鐘釣温泉が文化初頭の奥山繪圖に記入を見る以上、其頃すでに温泉の湧出が人々に知られて居ただらうと思ふ。然し乍ら文化以前の繪圖上に鐘釣の温泉の記入を見ず古來の状態は不明である。温泉舊記に依れば開湯は文政二年である。栃山村孫右衛門が五ヶ年の年期を以つて免許されたのであるが、深山幽谷の間で浴客の集るもの少く遂に文政七年閉湯した由を記して居る。

(増補大路水經) 石黒信由

黒部西鐘釣温泉は文政二年枋山村孫右衛門等開湯仕五ヶ年受負運上一ヶ年銀五枚宛、文政六年迄上納仕候處片貝谷より山道五里余有之難所にて普請も手に合不申入湯人も薄く文政七年々限にて右湯退轉願出聞届けらる。

(加越能三州地理志稿)

西鐘釣温泉。在黒部川上西鐘釣山之東頭、自五月上流至九月中浣浴焉、道路沿片貝川西崖、過木地谷橋、沿日又谷北頭。至温泉雖有黒部上流。沿此不能至。文政二年住人枋山村上條郷孫右衛門等告官始開之。歲收征銀五枚。期以五年。時山中險峻難歩。以故浴客至鮮竟至期告官廢之云。

次いで文久元年に到り此の温泉は片貝谷の伊藤刑部の所有に屬し、再開し幾變遷を経て今日の隆盛を見るに至つた。

この温泉は林道が古くから開拓せられた事と藩政時代には伊藤刑部が十村であつた事と共に、便宜上片貝谷平澤村の飛地として行政を行使されて來た様である。これが慣例となつて明治二十三年町村條例施行せられ、町村分合に際しても、片貝谷地内の様に思考せられ、取扱はれたものゝ様であるが、此頃すでに内山村より河岸の林道が開拓せられ、片貝谷よりの險難峠を越す五里の交通は斷絶の状態となつて居た。殊に奥山は遭難、變死、荒廢と行政上の難事發生し厄介極まる所であるが爲、前記片貝谷は元より内山村、山崎村、愛本村等關係町村は其後總て其の關係を回避し、林道の通ずるが爲めに、内山村がやゝ行政上此等に付いて

便宜の取扱をなし來つた位のものである。即ち明治二十三年の町村分合に際しても、關係町村は國有林黒部奥山をば無關心厄介視して、明確な境界を定むるのを回避した結果、今日黒部奥山無籍地問題が発生したと見るべきであらう。

然るに是の放棄されて居た黒部奥山に近年大發電所簇生し、之地の保有如何に依つては十數萬圓の徴税の有無に關し、延いては町村經濟の上に至大の結果を與ふるの皮肉なる狀態を生じ來つた。片貝谷村、内山村、山崎村、愛本村、舟見町等關係町村の狂奔ぶりは想像に餘るものがある。元來黒部奥山其ものは藩政時代より無籍地で藩直轄地である。町村分合に際して之を分割して各隣村の便宜の地に所屬せしめ、其所屬町歩を土地臺帳に登録したと云ふものの、これは奥山に知識なき當時官吏の机上の操作で、各町村の不明に乗じ俄かに體裁を整へたものに過ぎないことは、現在の彼等の村境界に關する裁定申請書に附屬せる參考書類を詳細閱讀すれば判斷出来る。故に奥山三萬二千町歩は舊藩時代同様、今も神聖なる無籍地として取扱はるべきであり、關係町村の利己本位の單なる運動を排して最も慎重に行政裁判の決斷に待つべきものであらう。この事件は右地圖古文書又は町村分合の際の有力なる手簡等の缺如して居る今日、之が判決は至難とされて居る。殊に裁決權を有する縣當局の困憊振りばかりし難い。此の判決は近々下されるが、何れ本誌に於ても之れが是非を論ぜらるゝと思ふ。

黒雜溫泉は本流を溯る十數丁、黒雜川右岸に在つて正保二年音澤村太郎左衛門の發見に掛る旨、増補大路

水經に見えて居るが、奥山常例道を外れて居る爲め奥山繪圖にも記録にも現はれて來ない。湯量も豊富で人寰も近く嘉永元年には音澤村迄引湯することゝなり、通樋の見立方を藩廳より命ぜられたが、工費が莫大に上るため遂に棄てゝ顧みられず明治を迎へたのであつた。

この他に小黒部の湯や仙人の湯等があるが、奥山廻りの記録や繪圖には記入されて居ない。之等は汎ね明治時代の開湯と見るのが至當であらう。

以上略記した二三の温泉地域は其昔は盜伐者や金山師等の密行者に依つて發見せられ、案外古くから利用されて居た事と思ふが、其場所が奥山に存在する故を以つて、長く埋れて居て其事實等の詳細は不明であるのは遺憾至極である。其他小川温泉立山温泉新湯のことは省略した。

三、か ね 山（鑛山）

越中新川郡に於ては應永の末期より松倉金山が發見せられ、加賀藩に於ても三四ヶ所の鑛山を経営して居たが、努力に比して鑛産の見るべきものが少かつた。廣大無邊と云ふべき黒部方面にも遂に鑛山の發見を見なかつた事は、越中鑛山雜誌や同史料抄録を繕いて感慨おくあたはざる所である。

然らば彼等は黒部奥山に於ける鑛山發見を斷念して顧る所がなかつたのか。否々藩廳は鑛産の如何に國力に至大の貢獻を爲すかを充分熟知して居たが故に、この重要な國境御境目の奥山秘境にも是等の旨の申し出

が有れば、出來得る限り許可も與へ援助の手も差し伸べたくあつたが、悲しい哉鑛産物は遂に姿を見せず、僅かに努力の跡を留める二三の貧弱なる記録を残すのみであつた。

享和元年九月、祖母谷より明礬が出土する故採掘したいと金澤や魚津の者より願ひ出た。これに對し藩廳より認可の可否を、新川郡の無組御扶持人十村や奥山廻役に諮問したが、黒部奥山へ人々を立入らす事は、警備上不安至極との一致した彼等の反對で遂に立消えとなつた。

（伊東家文書）享和元年

黒部奥山はば谷と申所を明礬湧出候ニ付金澤併魚津之者入込製法仕度旨願出候ニ付指支之趣も無御座候哉同役共衆義仕可申上旨被仰渡奉得其意申候

右はば谷と申は立山之後口を遙下モ手ニ當リ黒部川之東縁ニ而此處信州御境目江程近く水上ミカ彼方人家へ一日路斗ノ體ニ相聞候 右様之様ニ入込道筋等付候義相成不申場所ニ御座候 右之被仰渡同役申談指支之有無可申上處はば谷ハ立山を越黒部川を渡候得は上手カも山傳無之とも相聞候得共嶮岨至極尤黒部奥山と申内私元組ノ方江續候而御様子も有之御境筋ニ御座候

右様之者共入込候義御縮方ニ相障申候ニ付御内分小紙を以申上候以上

西九月二日

稻垣 三左衛門 殿

黒部奥山と奥山廻り役

沼保村彦四郎

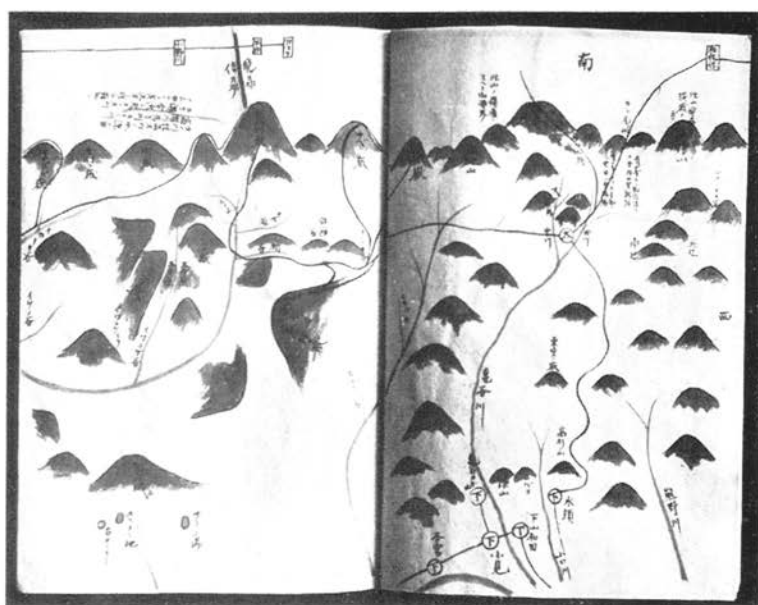
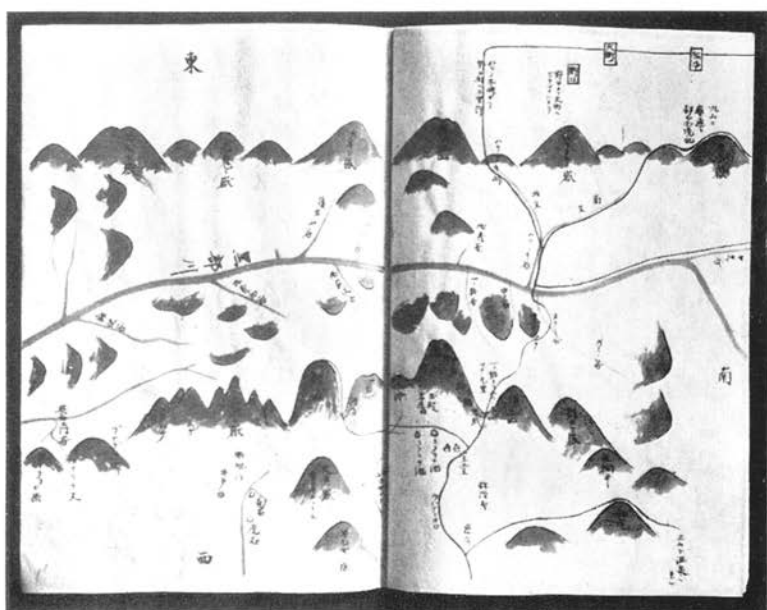
松崎 左兵衛殿

是の祖母谷に於ける明礬湧出の噂は、仲々根強いものらしく長年月人より人に傳へて噂高く、此の年より十二年後文化十年三月再び祖母谷明礬採掘が請願された。今度は金澤の豪商中屋彌兵衛が願出して來た。彌兵衛はあらかじめ藩の重臣の内諾を得たらしく、藩廳より國益ともなる事故に許可の方針を傳へて來た。然し三代利常侯よりの禁斷の地故、前回同様に山廻役や十村に事の是否を諮問して來た。彼等は今回も依然奥山は國境の重要祕境なる事と、祖母谷に明礬湧出の事實も俄かに信じ難い旨を陳じて反對の意見を上申した。實際十村達に取つては明礬湧出其ものが疑問である上に、採取ともなれば山詰番の苦痛の加り來るのを嫌つた爲めでもある。このいきさつから中屋の者達も一二回は入山して調査したであらうが、是の針小棒大の噂は噂丈けに止つて中屋の骨折り損に終つたらしい。

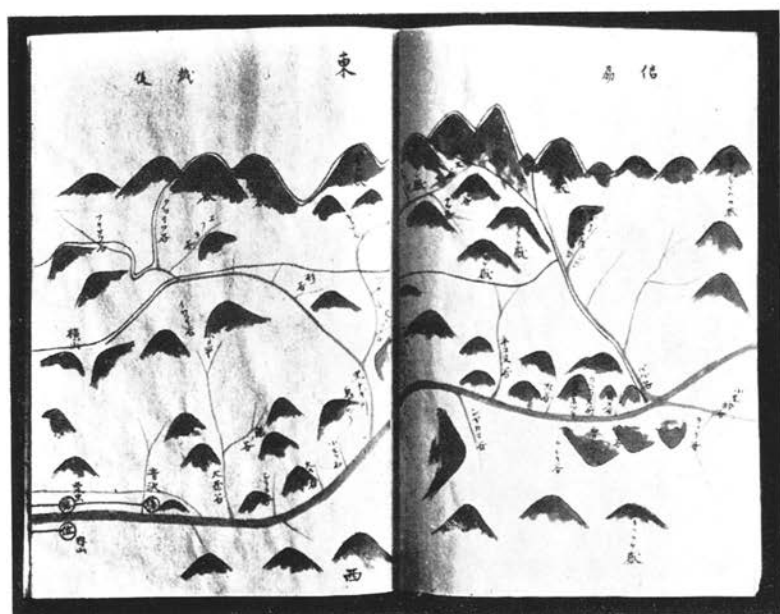
(伊東家文書) 文化十年三月

(前略) 一、右祖母谷等の様子他所之者存居可申様も無御座所右等之願仕候へ何れ向寄之者江たより候哉御願方を浸し候義にも相當り申候然テ御取揚ヶ堀出方被仰付義ニ相成候而ハ前々之御處置ニ指障以來御願方之筋相立不申義と奉存候 (中略)

一、彌堀出御僉義被仰付義ニ候ハば明礬ノ様子得と御糺可被仰付義と奉存候。明礬出方等風聞仕候様之事ニ而ハ無之體ニ見請候人々申聞候 (後略)



奥山御境目等略繪圖(文化年中)其一



奥山御境目等略繪圖(文化年中)其二

これは無組御扶持人十村たる沼保村彦四郎次郎左衛門父子が、四月に呈出した意見書の一節で、全文奥山の特殊性を説いて常人の立入に強く反對の意を表明し、祕境維持の固き決意を示して居る。この明礬事件などは黒部奥山には、半里四方も續いて居る明礬の山が白く輝いて聳えて居ると云ふ荒唐無稽なる説を大真面目で信用した結果である。

又この頃三州の人々に信ぜられた黒部の奥山には、眞紅の大山聳立して居ると云ふ赤牛嶽の傳説がある。

これは眞紅な所からヒントを得て丹土辨柄の湧出事件となつた。文化十三年加賀藩醫城川哲周が黒部奥山鍋嶽方面に丹土辨柄が湧出する故に、探查の爲めに入山を願ひ出たが、これは城川が藩醫である爲め速に許された。城川は伴立之助の外に人足杣等十四名を入山せしめて該方面を探查したが、遂に成功を見なかつた如くである。

(新川郡御用留拔書) 文化十三年

一、立山之湯山奥上ノ岳鍋嶽之谷合ニ丹土辨柄湧出候ニ付取寄相捌取弘申度段金澤町醫師城川哲周相願今般同人伴立之助等別紙人數之通致登山度又斷候ニ付於宮役所御頼方申渡誓詞見届登山可申付候條可得其意候

一、右ニ付當十日別紙名書ニ有之千石等之者共誓詞可申付候條致度宗三郎等手代當役所江可指出候且又右千石村等之者之内登山難申付族之者も有之候ハバ誓詞前急速才許迄又斷候承知之族致印形可相通候已上

子六月四日

溝口藏人
在 金 澤 土 肥 嘉 傳 次

この他に杣人足又は奥山廻り役等に於て祕かに山の幸を探索した事もあらうが、深山と云ひ嶮岨を極はむるの地と云ひ遂に何事も見るべきもの無く今日に至つた。

此の間天保年間西鐘釣に於て銅を試掘した事實をも傳へ、これも勿論採掘と云ふ程でもなく打ち棄てられたものゝ如くである。

（新川郡御用留拔書）天保十二年

黒部奥山西鐘釣に銅釣相見得候旨ニ而近年間堀相願御聞届之上取掛り候得共其詮も無之哉其後休山仕候由右ハ何ノ年何年ノ願出ニ而何ヶ年程致間堀御役銀何程宛差上候や委細其節之書物可有御座候間於結城様得とおしらべ先才許御聞合被成夫々相分り候様覺書被成御内分急速私方迄爲御知らせ可被下候（後略）

六月廿六日

伊東次郎左衛門

この様な文書が現存するが、内容を読みせば十村の伊東氏の何年頃の試掘か判らぬ位のものであるから、

勿論出銅を見なかつたとも云ひ得やう。この文書の附札に簡記して「一應無心得候旨御座候近年虎谷（金山）之者共内分ニ而堀掛候様之義御座候様子云々」とあり、公式のもので無かつた。

以上二三の古文書の殘缺に依つて、黒部奥山にも噂丈けで無くそれ相當探鑛を試みた事を知るのであるが、遂に報ひらるゝ物の無かつた事は殘念に堪えない所である。

四、本 草

黒部奥山の人跡未踏の幽谷には不斷に珍花異草が簇り茂り、不老長壽の靈草も必らずや千歳の熟果を捧げて居らうとは當時誰れしも先づ考ふる所であつたらう。埴生物語の一節も之の思想を述べたものに外ならない。然し乍ら此等の好事の物語りも、畢竟一つの物語りに止つて當時誰れも之を實見した者は無かつた。尤も奥山は名代の禁斷郷であり、常人には之等の謎を解く些少の機會をも與へられ無かつたが故に、噂のみ徒に喧くして年月を閑したのであつた。しかもその珍花異草にして市井に取り弘めて利潤を得べきものは實に稀少に過ぎないのを見れば、當時は噂のみにして實現の皆無なりし事情は充分想像できる。

此處に唯一無二の採藥の古文書を掲げて參考に供したい。

（新川郡御用留拔書）文化十一年

黒部奥山と奥山廻り役

黒部奥山と奥山廻り役

三〇

新川郡奥山黒部川東向都而越後信濃御境邊御林他國者盜伐等之義前々々風聞有之候得共是迄御縮方立兼候處此度御國產藥種取締主附金澤町醫者城川哲周儀右筋江罷越候ニ付以來彼山寄之村々々二十人山番致させ片手稼に聚此爲堀可申且右ニ付而ハ於先々小屋茂爲捌申度旨等御算用場奉行詮義之趣紙面出シ承届候條被得其意尤縮方之義可有之其心得委曲者右場ハ可申越事

甲戌六月

覺

折戸村	安左衛門	同	藤十郎	同	清八
同	市郎右衛門	同	徳三郎	同	甚四郎
同	清次郎	早月中村	與四右衛門	同	四郎八
同	忠兵衛	同	文左衛門	同	武兵衛
下田かね山	吉郎右衛門	同	宗右衛門	同	兵藏
同	孫助	義輪村	權之丞	同	勘右衛門
松倉かね山	清左衛門	同	善左衛門	同	助四郎
同	仁左衛門	同虎谷かね山	徳次郎	同	伊之助
同	次郎八				

右ハ先達而申渡候黒部奥山御境邊盜伐之山番併黃此取之義ニ付右名前相極城川哲周又斷候黃此取之義ハ哲周取扱ニ候得共御縮方山番之義ハ尤當役所取捌之管ニ候依之右之者共來ル廿八日於上市村當役所々役人指出縮方申渡誓詞可申付候條此段申渡右日限ニ手代相添上市村江可指出其節申渡候御縮方之趣於其許義承置猶更嚴重ニ相心得候様可申

渡候右之者共山番之儀ニ付斷方之義有之候得ハ許才手前へ承請時々又斷候

一、右ぬくい谷ニ本小屋相建夫々山中所々相廻山番いたし黄此堀稼申管ニ候

一、右之者共於上市村御綿方申渡候節爲承知奥山廻可致參出候

以上

戌六月廿五日

溝 口 藏 人

在金澤 土肥 嘉傳 次

この頃藩醫城川哲周は御國産業種取締主附として藩命を受け三州を隅なく視察して、何物でも國益になるものならと探査して廻り、遂にこの祕境黒部に迄足を伸した。哲周は山番に託して黄此を採取すると云ふ一石二鳥の策を案出して、黒部奥山の藥草探檢に乗り出したが、遂に充分なる成功を見なかつた様である。然し彼はこの黒部に非常なる執着を持つて居たと見えて、文化十三年上ノ岳鍋岳の谷合に丹土辨柄が湧出すると云ふ目安で入山を計つて居る事は前に記述した如くである。この後の御用留拔書にはこの城川哲周について何事の記載も無いが、これは彼の黒部研究藥種採取についての失敗を物語るものと見てよく、この一事を除いては前後に藥草についての記録の絶無なるは殘念である。

これよりずつと年代を下つて、文久二年高岡手塚屋新藏より小川谷黒部谷の内に於て、からむし芋の糸生

黒部奥山と奥山廻り役

茂り居る故、人足二三十名にて刈取りたいと願ひ出たが、之れなどは現實的なもので無くむしろ、からむし芋の糸に託して黒部奥山を窺ふ不敵の輩として當然却下された。

黒部奥山は元來が禁斷の地故、いろいろの試みも之の取締にふれ又は險絶に制せられて、遂に一つとして見るべきものゝ無かつた事は、むしろ當然のことで、たま／＼前記の如く出願する者ありとしても、荒唐無稽な事實より出發したもの又は不純な動機より着手したもの故、入山するや忽ち馬脚を暴露して計畫畫餅となるの悲喜劇を派生して、其度毎に當路役人の勢力を費すことゝなる結果、彼等にしても極力三代侯以來の禁斷郷の意義を振りかざして、無用人の入山を拒んだ事もこれ又當然のことゝ思ふ。

奥山廻り役の研究

一、奥山廻り役の職制

奥山廻り役は寛永十七年十二月、越中新川郡浦山村老百姓松儀傳衛門に下されたる、加賀藩三代の前田利常侯の書簡に見ゆる内役なる名稱役儀を以つて濫觴となすものである。初代利家侯の慶長三年にも松儀氏は召されて奥山の状況を具申したのであるが、格別の役儀を命ぜられた文書等も遺存して居ないので其詳細は

不明である。しかし松儀氏が其以前より奥山に出入して、一方的に警戒に任じたらうことは考へられる。殊に利家侯に依つて賞美せられたる書簡を與へられたる以上、自ら進んで奥山の守護を買つて出た事は疑ない。元和年中傳右衛門は黒部峡口内山村に立籠つた浪士數百名あるを密訴して取り鎮め、大事に致らしめなかつたと云はるゝのも、彼の是の自任の現れと見るべきであらう。

この濫觴時代は前田氏も創業早々のことであり、内政を整ふの餘裕なく、勿論黒部奥山迄は手を伸ばす事は不可能だつたであらう。故に甘んじて黒部の險絶無双想像以上の人跡未到の地なるに託して、この内役なる者も松儀氏を只獨り峡口方面に置いて一般警戒に當らしめて居たのであらうと思ふ。従つて其使命も寛永の書簡に「(前略)浪人山賊躰之者忍居歟暨山越ニ他國通路之徒等者於有之ハ召捕可訴出候(中略)内役儀無怠慢心懸尤口外相愼不知不慮可相勤事」とあるを見れば、黒部奥山の祕密格守と警戒のみを命ぜられて居たことを察知出来る。利家利常兩侯が天正元和の間に於て書簡を能登の國に下して、樹木の伐採を禁じ山々を保護せられたると比較して、この黒部は全く隣國攻防の意味を含む警戒第一義を以つてせられたるは注目すべきことである。

内役松儀傳右衛門は寛永十七年より六年後の正保二年に没し、其子三右衛門は内役を繼承せしめられず暫く空位を續けた。これは此年本藩に於ては四代前田光高侯が暴死し、其嗣子綱紀侯は僅か七歳にして百萬石の鉅封を嗣ぎ、退老の利常侯が再び立つて監國の任を受けらるゝと云ふ大事が出来たことから、政務やゝ澁

滯を來たしたのと、又俄かに適當なる内役其人を得なかつた事に原因すると見るべきである。然し乍ら内役の事は長く放任を許されなかつた。

慶安元年利常侯は就封の道を姫川上流根知越に取り鏈ヶ嶽東麓大所に一泊された。此所に於て黒部背後の地勢を至細に觀察さるゝと共に、種々地方人士より西山の状況を聴取され、此際土人も侯の質問に答へて、越中黒部谷へは鏈ヶ嶽の間道を経て容易に達し得る由を上申した事と思ふ。於是加賀藩には未だ内役其人の缺員なる事と黒部奥山の状況の不明なる事に心付かれ、是の重大なる黒部奥山の決して等閑に附すべからざる事に、痛く心をめぐらせられたことであらう。従つてこの行の加賀に入るや、六月津幡に於て立山山麓蘆峠村の佐伯十三郎父子を召し出し小松城に出仕を命ぜられたのであつた。

この結果、侯の命に依り十三郎父子は、同年即ち慶安元年七月三日本藩より特派の奉行岡田、大島、金森の三士を案内して「(前略)さらさら越仕夫より信州野口村領之内馬留と申所迄右御三人案内仕り同七月十二日ニ蘆峠へ罷歸り夫より黒部愛本之奥内山村へ罷越黒部谷奥ワカベ、ツリがね、つか山と申所より罷歸(後略)」と黒部開明の輝かしき第一歩を踏み出した。七月二十一日小松城へ歸つた一行の復命が利常侯を喜ばせた事はいふ迄も無からう。侯は毎日彼等より熱心に奥山の事情を聴取せられた。「小松ニ於テ毎日兩度御城江親私相詰中候所ニ慶安元年八月初日私共ニ御銀御帷子拜領其上私ニ四人扶持方被下御鐵砲新持筒壹挺玉三千藥三貫目小道具色々致拜領(後略)」と云つた次第で、蘆峠村十三郎は故傳右衛門の内役を相續したのであ

つた。

この時代の記録には未だ役儀の名稱並に使命に就て明確なる記載を缺いて居るが、要するに警戒第一主義を奉じて隨時監視を實行して居たものと思ふ。尤も定期に毎年山廻りすることも後年の如き嚴重さで無かつたらしく、彼等の肩書は此時代まだ山廻役と稱呼されて居なかつた事でも判る。

次いで承應三年殿村四郎右衛門を蘆峰村十三郎の相役として黒部峽口方面に置かれたのであつた。即ち奥山廻り役は二名となつた。

(十三郎由緒書) 延寶五年五月

(前略) 一、承應二年之春、私ニ殿村四郎右衛門を相司ニ被召加御扶持二十俵宛被下新川郡山廻り兩人共仕申候
同三年十一月晦日ニ御扶持高御印被爲成下致頂戴所持仕兵加至極難有恭奉存候

(後略)

これは段々黒部奥山の宏大深遠さが本藩の方へも判明するにつれて、是の廣大な地域に對し僅か一名の山廻りを以つてしては、實に不用意極はまる事實が了解されて來た結果、峽口方面鏈ヶ嶽道とさら／＼越立方面とに各一名常置されることになつたのであらう。

前記録に依つて初めて山廻りの役名は當時唱へられて居た事が判る。この前後の黒部奥山廻りの記録は今

日湮滅して發見出來ないが、一名の頃と大差なく相互に山廻り監視を實行して居た事と思ふ。毎年の定例的山廻りも此頃から始つたものではないかと思ふ。十三郎四郎右衛門等は前例に依り藩侯より御扶持を頂戴して居て、他の百姓代官たる十村トム（數十ヶ村の行政司法徵稅等を司る百姓代官役）以上の待遇を與へられ、後世まで奥山廻りは普通の山廻役より一段上の地位を確保したのであつた。殊に殿村四郎右衛門は當時既に新川郡三位組十村役として、信越國境の村々を統轄して居たのであるが、前記の如く承應二年新川郡山廻役の兼帶を命ぜられた次第であつた。

寛文五年十月、加賀藩は加越能三州に山廻役を新たに設けた。是の山廻役は黒部奥山廻りの前記のものと違つて純然たる林制上の必要より設けられたのであつた。即ち七木（新川郡に於ては松、杉、桐、樅、檜、樟を云ふ）の種類を定め一木一枝と云ふも猥りに伐採せしめず、山廻役をして毎年見廻りを勵行して非違を警めた。施設當時の勤務は大體に於て山廻り材木の監督統制位のものであつたらうが、後年次第に材木に關係ある他の仕事まで擔務されらるゝことゝなつた。寶永二年御條數書に依れば大約左の如くである。御林、百姓持山林、往還竝松、宮寺居屋敷七木、波ハ松、墓標七木の取締り、他國より商賣の七木取締、黒部川上流の伐木川流材木の取締り、作喰藏御旅屋（藩公の旅館）の修理、定渡舟、川除普請、百姓火事の時節被下る材木の才許、境村鹽燒の薪木呂の才許等、其他國守通行の時の舟橋等の才許、廻國上使他國領主等通行の際道路の清掃、關所の立會、定作喰米貸渡の時立會相見等々、種々雜多の役儀を勤めたが、山廻り七木取締

に主力を注いだ事は申す迄も無い。

奥山廻役も一般的には山廻役としてこの役儀の内へ包含されて、奥山廻り本来の任務以外に是の難多な方面の役向をも勤めさせられたのである。山廻役が藩内へ遍く普及出来たのは寛文末年であらう。相當年月を経て居ることは諸書を閲みして判じ得られるのである。後年この山廻役に又山廻列と云ふ役儀が出来た。これは山廻役を無事勤め上げて退老したものに、優遇の意味から與へられる役名であつたが、後には矢張り相當の任務を有する役向きとなつてしまつた。

寛文五年の山廻役の設置に依つて奥山廻役も當然影響を受ける事になつた。即ち延寶元年春奥山廻役は三名に増員した。蘆峠村五左衛門、内山村三郎左衛門、吉野村喜左衛門の三名である。この三名の定員は元祿、正徳を経て、明和安永に至つて居る。

(十三郎由緒書) 延寶五年

(前略) 一、延寶元年之春、せがれ五左衛門、内山村三郎左衛門、吉野村喜左衛門相司に被召加三人仲間ニ御代宜被仰付川廻り仕申候 (後略)

(御條教書山廻御用勤方之事) 寶永二年

(前略) 一、新川郡奥山御領境相廻申儀同郡百姓山廻之内三人先年御郡奉行申渡置候ニ付毎年上筋下筋を隔年ニ毎六月七月之内相廻罷歸次第ニ御領境之様子御奉行江書付出之申候 (後略)

この文書に依つて奥山廻役三名は新川郡奉行に屬し、隔年に上奥山下奥山と踏破して山廻りを實行して居たことを知るのである。又前記延寶五年の由緒書に依つて三名共同して百姓代官役を命ぜられ、普通十村役新田才許役と同様百姓の年貢米納入に當つて居たことが判る。之は明らかに百姓御代官役を通じて、御改作奉行の指揮統制下に在つたとも云ひ得るのである。奥山廻役の初期、松儀氏や佐伯氏は當時藩公より御扶持米を頂いて居た所から御扶持人と呼ばれ、位置は十村より上席であつたが、延寶以後御扶持人なく百姓代官のみ命ぜられることゝなつたので、十村役新田才許役より下位となつてしまつたのである。尤も奥山廻役は國境警備の任を受けて居たことにより、普通山廻役より少しく重く見られて居たことは勿論である。

百姓代官役に付ては元祿年中には、奥山廻役が繪圖方御用として國境確定に活躍し貢獻の甚大なる事を認められ、此頃褒美代官役を仰付けられた。是は當然勤務すべき自己の御代官役の年貢米取扱石高の外に増代官役分なのである。この増代官役分は繪圖方の褒美代官役分のこと故、後任子孫に繼承は許されなかつた。又以前に功績あつたものが褒美に洩れて居た場合に、増代官所持者退役を期として其分を賜つた事がある。然し褒美代官の事故何時しかこの増分は除去されて行つたのである。

(奥山廻岩城記録)

私共儀奥山廻相勤申ニ付御繪圖御用として芳々被尋仕候爲御褒美芦峰村故十三郎跡御代官分天正寺村重右衛門並私共江被仰付寔以難有承奉存候御請上之申候以上

元祿十三年七月十三日

不破 平左衛門 殿
小塚 善右衛門 殿
野村 五郎兵衛 殿

〔奥山廻岩城記録〕

其方共繪圖御用相勤ニ付褒美爲御代官申付置候處内山村三郎左衛門義病死ニ付せがれ安右衛門爲代申付置候得共褒美代官之儀ニ候故安右衛門義ハ指除候條當收納米々相殘三人儀才許可遂勘定者也

寶永元年申十月十二日

御寛用場印

天正寺村	重右衛門
太田本江村	宗兵衛
下梅澤村	市郎右衛門
内山村	安右衛門

〔奥山廻岩城記録〕

去十二日御狀令拜見候下梅澤村市郎右衛門儀近年病氣罷成奥山廻難勤旨書付出シ候ニ付被相越近年奥山廻境村源六

黒部奥山と奥山廻リ役

黒部奥山と奥山廻り役

三

相勤候間市郎右衛門ニ唯今迄申付置候増代官源六可申付旨令承知候以上

寶永四年六月十六日

御覧用場印

高 畠 源 藏 殿

神子田孫七郎殿

右之通申來候條可得其意候以上

六月廿日

高 畠 源 藏 印

神子田孫七郎印

市郎右衛門

源 六

前記の御代官役には代官役米の收入がある。即ち百姓が年貢米を上納するに當つて御代官の支配の下に、各藩倉に於て其米質斛量等の検査を受ける制度であつた。この際御代官は自己の取扱ふ年貢米石に付き口米之内二升宛を所得し得るのである。延寶年中の奥山廻役三名の扱ひの御代官米石高は左の如くである。

（西田覺書）代官石高覺之内

内山村 三郎左衛門

一、二千二十二石一斗二合 吉野村 喜左衛門

蘆崎村 五左衛門

後世代官役が多人數となり藩の財政も之に伴はざるに至つて、支配の石高も減じ後には三百石宛記入の上納帳が奥山廻役には三冊宛の取扱となりそれも漸減されて行つた。然し當時普通山廻役の上納帳二冊に比して稍上位を續けたのである。

延寶より元祿を経て正徳年中に至る間は、奥山廻役も前例に依り山廻を實行しつゝ、黒部奥山の祕密確保を期し、繪圖の整備國境線の闡明防守に甚大の努力を續けて來つたのであるが、其當時は大した事件もなく安隱にして格別の苦心もなかつた。故に却つて奥山廻りの方よりも百姓御代官役の農民撫恤の方へ力を致したと見るべきであらう。即ち蘆崎村十三郎は延寶元年春俸五左衛門に奥山廻役を譲るや、延寶二年には十村役の首長たる御扶持人十村と昇任して郡の相談所詰となり、浦山村傳右衛門にしても同様に十村役の方へと轉じて行つたものである。かゝる趨勢は奥山廻役には幾つもの例を出して居る。

(十三郎由緒書)

(前略) 一、延寶二年七月二十八日私儀十村御扶持人同事に向後相談所へ罷出御郡諸事御用等相勤可申旨御算用場
黒部奥山と奥山廻し役

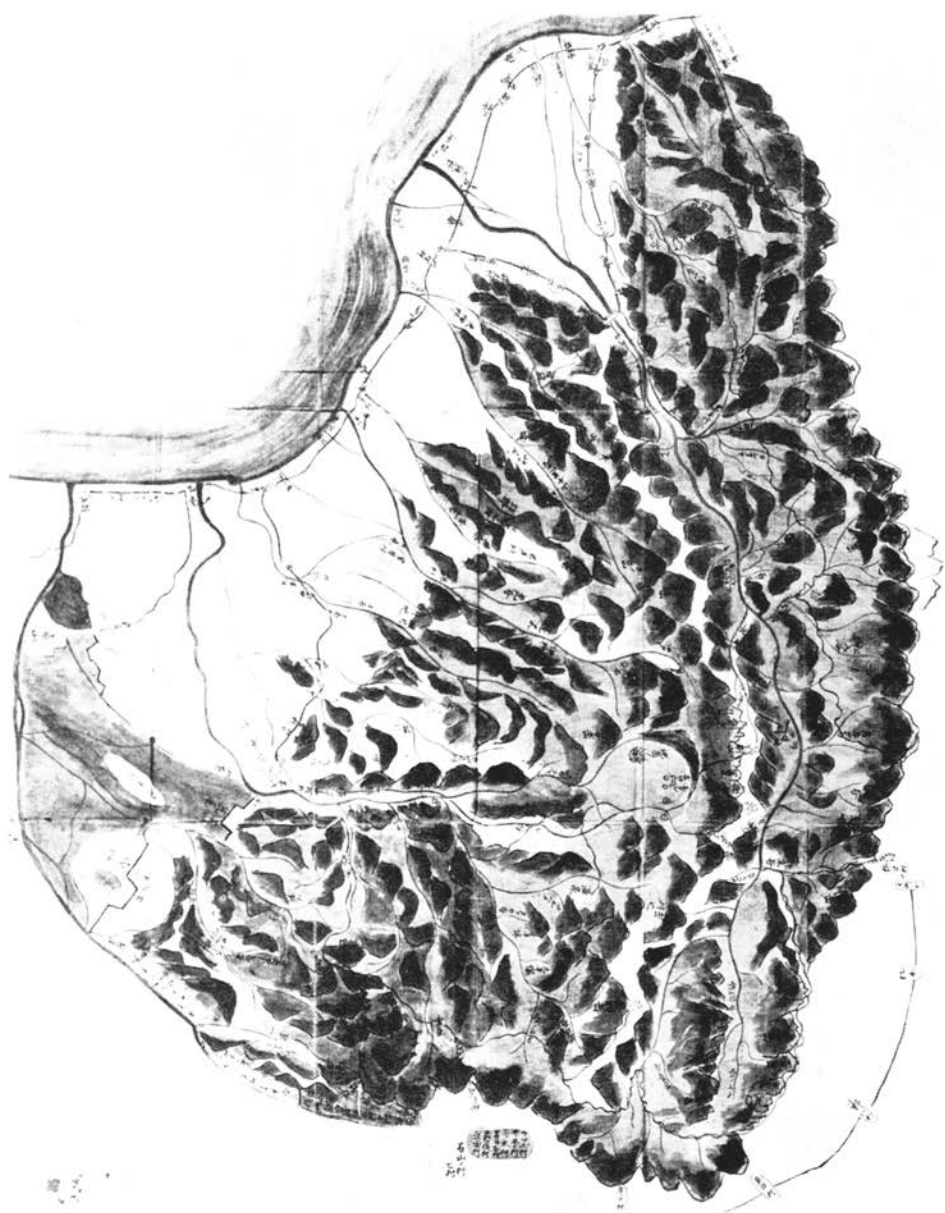
様より被仰付東岩瀬相詰所江罷出御用相動申候

一、延寶三年之春より新庄文珠寺兩組村廻り金澤詰番被仰付相動申候

正徳年中に到つて黒部奥山に始めてとも云ふべき大盗伐事件が惹起した。次いで寛保に到つて又々奥山盗伐事件の發生を見た。其後安永に到るまで頻々と事件の絶え間なく、奥山廻役たる者晏如として袖手するを許されない状態となつた。この頃より奥山廻役は彼等の熱望する御代官役を固守する爲めには、如何にもして奥山廻りに過失無きを期せざるべからざるに至つた。又これ等數次の不祥事件は奥山廻役の増員をも決定せしめた。寶曆以後の公文書には新川郡奥山廻役の人数は四名に増加して居ると同時に、奥山廻行程範圍の増大綿密も要求せられ、相當の重い負擔を課せらるゝの結果となつた。

盗伐並に藩の木材伐出には彼等の臨時登山を必要とした。殊に藩の木材伐出しには奥山廻役共に期間を分擔して山中に相詰め、伐木監視を行ひ伐出材木に検印を打ち、非違を戒め山内の警戒に任じた。この不時山廻登山や山中詰番は奥山廻役の最も困難としたものであつて、彼等は止むを得ぬ場合の登山は兎も角として長き山中詰番を要する奥山の伐木は利益も無く、且又古來より奥山の祕密要害に障りありとして其施行を極力廻避した如くである。

彼等の上申書には「他國より閑道竝御縮山へ他國之者入込御林之様子遂一見聞仕候義は都而御縮方宜き事



新川郡奥山繪圖(天保七年)奥山廻り役
脇坂長右衛門製

は御座有間敷と奉存候（中略）甚深山に御座候故御國方へ伐出候而ハ過分之雜用相掛り御益之筋も無御座候（後略）」と云ひ、「御益之筋御座候得は可申上旨仰渡候得共於私共別段御益之筋存當り無御座候（後略）」と廻避して居る有様である。

乍然明和安永以降頻りに盜伐の不祥續出するや、藩に於ても立山方面黒部方面の木材森林に漸く着目して數次の伐出し拂下を敢行した。又泊町の大火の際の如きには黒部奥山の材を拂下げて數千の木材を無償交付したのである。

寶曆十一年。宮腰山田屋佐兵衛請負にて木材を伐り出す。

安永四年。信州野口村西山九郎助へ奥山木材を拂下ぐ。

文化六年。黒部奥山より泊町伊東彦四郎等木材を伐り出す。

文政四年。戸出村義兵衛請負を以て杉楓五葉松はだ等を信州の方へ伐出す。

この他愛本橋修理に際しても數次伐出しが實行せられた。於是好むと好まざるとにかゝらず彼等は登山詰番の止むなきに至つたのである。この場合彼等は長期詰番の苦勞甚大を訴へて増員を數願した。この結果十村又は平山廻役から臨時奥山廻役を任命した。奥山廻加人で、この制は明治に至る迄存続した。

〔佐伯記録〕文政十一年齊木新之丞手記

〔前略〕右ニ付山詰等御縮方烈敷太田本江村善左衛門等三人迄ニ而ハ相勤兼候由ニ而加人之儀願出詮義之上承届其方中ヘ右加人申渡候條得其意善左衛門等申談御縮方嚴重可相心得候以上

子二月四日

兒島六郎右衛門 印

滑川	九郎兵衛方	滑川	庄藏方	三日市村	幸左衛門方	齊木村	新之丞方	上市村	平左衛門方
----	-------	----	-----	------	-------	-----	------	-----	-------

奥山廻加人は主として一時的のものであるが、常任のものもある。化政以後この加人の制より一歩進んで平山廻役をして奥山廻役を兼帶せしめらるゝ場合が多くなつた。これは天保以後黒部奥山ヘ下二隊の山廻役が派遣せらるゝ制度の確立と山詰番の頻發によつて奥山廻役の不足を來したが、又專任の奥山廻役に其人を得なかつたからではなかつたらうか。寛文五年山廻役の設置に依つて奥山廻役も一般的には山廻役の内へ包含されてしまつた。故に新川郡の一般的公達文書の宛名には特殊なものを除き奥山廻役も單に山廻役と呼ばれて居たのである。故に記録上の判別には注意を要する。然し彼等より發する公文書等には奥山廻役、奥

山廻加入、奥山廻役兼帶と云ふ風に明記する事は云ふ迄もない。

文政四年七月加賀藩に於ては百姓の支配並に貢米御收納に十村御代官役を廢して、郡奉行改作方兼帶として百姓を直支配となし、從來の十村を年寄と唱へしめ、役米として三十石乃至八十石の米を支給することゝなつた。十村御代官米は總て廢止せられた。奥山廻等も御代官米を失つたことは勿論である。この制度は武士と百姓間の直接接觸する直支配丈けに相互に意思疏通せず、徒に制度の末に走つて寛急の舉措を失した結果、天保十年遂に舊來の制度に復してしまつた。百姓は御復元と云つて大いに喜んだのである。

(西田舊記)

今般復元の趣を以つて其許中へ下し置かれ候役料米指除かれ先規之通り才許組歟役米(十村役の所得なり。組下十五歳より六十歳迄の男子一人に付二升宛差出す)之分之を被下並ニ御代官之儀是又先規之通り無組御扶持人より山廻り役迄代官被仰付口米二升宛御渡被成候且新田才許之儀而近年格別御用多きニ付外ニ一人ニ付米七石七斗宛被下候之條夫々可得其意候以上

天保亥四月

上月四郎左衛門

河合清左衛門

無組御扶持人以下山廻迄

この代官役は此以後變化なく明治に至つて居る。

さて藩末明治初頭の奥山廻役は如何なる勤務になつて居たか、明治二年の記録を少し冗長であるが全文掲出して諸家の御參考に資したいと思ふ。

(米澤記録) 舊藩御扶持人十村等勤方大綱書上

一、山廻 勤向

一、私共本役之儀ハ奥山等御境目筋境界縮可仕役向ニ御座候

七木御縮方之儀ハ寛政之度御定之趣有之毎歲春秋廻村仕役人江御縮方申談請書取立置候義ニ御座候

一、立山檀ヶ原御林并所々御預山七木之ヶ所相廻嚴重縮仕申候

一、宮林往還松汐除松御藏園古城跡御旅屋垣根社寺方江御地百姓菓印三味園等七木之義ハ立枯等之變木伐木願上候得ハ私共江見分方被仰渡其様子御達申上伐木御聞届之分ハ山廻足輕中立會伐渡御極印打入御縮方仕居申候且又賊伐有之節ハ穿鑿方被仰渡相勤申候

一、前々御手合蔭聞御内達方相勤罷在申候

一、御代官御米相納出船拂米等之節時々出役仕申候且春秋兩度夫錢取立上納仕居申候

一、新川郡所々御藏町藏封切相見之義勸農局より被仰渡置出船米御拂米等之節ハ是迄御詰米所御役人と立會時々出役仕居申候

一、勸農局より毎歲秋新米爲御縮方所々主附被仰渡其節嚴重見廻無指紙之新米取扱候得、指押村役人江指預ケ置其段御達申上候

一、變死人等有之節、其組才許相同シ檢使見届方相動關所有之節も右御用相動申候。

一、川筋并波除御普請方附役被仰渡相動申候

一、御主殿様御等御通行之砌、川掛才許越後山下等役掛り且又諸侯様御通行之節川掛り宿縮御用相動申候。

一、戰爭御出張之節人夫爲上縮出張仕且御領海江異船通行碇泊等之節海岸御藏所爲縮方出張并飛州等御境目出張等種々臨時御用相動申義ニ御座候

一、御收納米通路通橋御普請方附居相動申候

一、私共之内爲兼役硫黃製法方御郡山方ニ狩捕候熊膽製法方賣藥調理方上縮商法局御口錢帳調理方主附岩瀬水橋滑川町藏米縮方常願寺川流木御調理方御用相動居申候

一、山廻列勤向

一、常願寺川神通川流木見廻役相動申候

一、常願寺川筋川除御普請勢子役相動申候

一、御通行之節仮舟橋才許並越後御用役掛り被仰渡相動申候

一、新米改見廻方勸農局より被仰渡其ヶ所江罷出相動申候其外臨時御用被仰渡候義も御座候

寶永の御條數書に載せられた勤向と大差がないが、多少は雜役が増加して居る。只奥山廻役は奥山廻りの

みが其特徴であつて、其他の任務は平山廻役と同一である。前記の文書中第一項の如きは奥山廻役の領分なのである。尙前記米澤記録の一部十村勤向の一項中に、「奥山御領境之義山廻り手合に於て別段御縮方も御座候」と斷つてあつて、山廻役の任務と解し奥山廻役をも包含して居る。

かくして時代は急旋回して明治の御代を迎へた。總ての政治制度は新しき組織に向つて分解せられ統合せられて行つた。林制上にも御留山七木解禁となり、續いて明治三年九月山廻役の廢止となつた。無論奥山廻役も同様廢止された事はいふ迄もない事だ。

(新川郡御用留) 慶應四年八月

越中三郡御留林并五ヶ山等御鷹巢原御縮ヶ所向後都而御指解被成候段被仰出候條被得其意御郡奉行江も可被申仕候事

八 月

右之通申來候ニ付寫相越候條得其意此段御留林有之村々江不被洩樣夫々早速可被申渡候尤右様御意見中江義可申渡候承知之様致名判先々早々指遺留より可相返候事

辰八月二十三日

鉢 太 郎
御 扶 持 人 中
十 村 中

(農政史考) 明治三年

從來七木御縮方之義嚴重之仰渡も御座候處時々極印等請受候節種々煩敷次第御座候ニ付百姓共反而解怠義致相厭候
委義有之生育方義不宜と奉存候間已來百姓自分持山穀士族社寺百姓町人屋敷内に有之義ハ無極印ニ而伐木勝手次第
候御指解相成候者可然旨奉存候且御林山も前同様入札御拂渡シ節御指解無極印ニ而伐木御指解乍去往還并御林山同
様御敷之義ハ萬一賊伐等有之候ハ從前之通り一作其村過退免取立ニ而可然此段御達申上候間至急御指圖御座候様仕
度奉存候以上

九月

郡 治 方

民 政 所 へ

(農政史考) 明治三年九月

一、諸郡山廻役

右今般七木御縮方御指解に相成候ニ付山廻役之者一同令免許候事

庚午九月

民 政 所

右之趣得其意相渡置候極印並御□□見令札至急役所へ可指出候也

庚午九月廿五日

加須屋 權 大 屬

諸 郡 山 廻 中

寛永十七年黒部奥山内役に濫觴した奥山廻役は、長い間秘境黒部を守つて破壊好きな人間達を猥りに立入
らしめなかつた功績は絶大と云つてよい。是の意味に於て私達の様な黒部奥山愛好者にとつては、この奥山

黒部奥山と奥山廻り役

三九

廻役は最もなつかしい存在である。明治三年九月この山廻役廢止の項に筆を進めて來ると云ひ様の無い淋しい氣がする。今からでも黒部奥山の制度が出來、奥山廻役が設けられたら何んなにか山岳人にとつて喜びだらう。現代國立公園として保護せられ乍ら、一方に於て浸々乎として破壊せられつゝ行く黒部を眺むる時、本然の處女地黒部を縱横跋渉した奥山廻りの往時を追想せられて感慨に堪えないものがある。

奥山廻役の選任は初期は松儀氏、佐伯氏の如き藩公の御墨付を賜り、直接任命の形をとつたのであつたが、其後は新川郡御奉行の推舉で、藩御算用場よりの任命の形をとつたのである。黒部奥山と云ふ特殊地域丈けに、誰れ人にでも任命すると云ふ譯には行かないので、主として浦山村松儀氏、齊木村佐伯氏、舟見村脇坂氏、島尻村伊藤氏、太田本江村岩城氏等の子孫が之を命ぜられた。天保以後はやゝ雜多の人々の任命を見たが、前記の人々の子孫に山廻役は斷然多い。寛文五年に普通山廻役を設けられたが、之の方面にも之等の子孫が多いのは注目すべき事であらう。この山廻役の選任に關して注目せらるゝ文書がある。これは十村役の專斷に對する豫防と見て仲々興味がある。

(加賀藩史料)

(前略) 山廻之内一つ御郡に三四人宛誓詞申付御扶持人並十村其外肝煎等裁許善惡之儀私共方へ内證申聞候様ニ元

祿六年より申渡毎度書付見届申候事

(附札) 加様ニ可有之儀當時之如ク十村共せかれ第ニ申付候ハバ何之用にも立間敷候向後は新田裁許は其組十村
申付新田裁許指止藤聞は山廻共ノ内人柄を選申付可然事

仲々痛快な附札ではないか。然し平山廻はかく有るべきであるが、奥山廻役は仲々人選容易ならず特殊の家柄もやむを得ぬ次第であつた。尤も家柄を重ずる時代に於てかく傾くは自然の事であつたであらう。然して奥山廻役其人は自重自戒して責務の遂行に邁進した爲め汎ね過失をまぬかれ得た如くである。
尙佐伯氏が其役儀を子孫に譲つた例を一つ掲げる。

(奥山廻御用一卷留) 天保十一年 佐伯新之亟手記

新川郡奥山廻加入

齊木村新之亟せがれ 有次郎

其方儀新川郡奥山廻當分加入申付候事

庚子七月

右有次郎儀奥山廻當分加入申付候條可得其意候以上

子七月

矢部順平印
平野知太夫印

黒部奥山と奥山廻り役

山廻足輕中

奥山廻中

右子七月奥山方誓詞急ニ被仰付ニ付六月廿九日宅立岩瀬知太夫様行紙面願候而申請六月満日金澤江着いたし翌七月朔日二日に御郡所へ罷出候所誓詞等被御見右加人被仰付候雖有仕合奉存候 有次郎儀二日ニ出来三日ニ罷歸リ申候
(後略)

齋木村新之丞がせがれ有次郎を當分加人として力量を貯へさせて置き、次におもむろに本役加人に昇任させたのである。又或る者は自分が退役して山廻列に下り俸を山廻役に任命してもらう等、是の行き方は當時誰れも行つた所である。

山廻役の誓詞とは何んなものか。之れも時代に依つて多少の形式の相違はあるが、熊野午王に訴へたものが最も普通であらう。

(古春亭文書) 山廻役御用勤方覺帳

敬白。天罰靈社上卷起證文

前書之事

一、私共山廻被仰付候 就夫御後閑儀毛頭仕聞敷候被仰渡候通切々情ニ入山並御林廻可申候御林又者山々之義不及申上在々持山持林垣根廻ニ而義御法度之竹木剪取申者見申候ハ親子兄弟一門縁者たりと云ふとも下ニ而相濟申間敷

候若金銀米錢其外酒肴何色之物ニ而茂禮儀誦物を以佗言仕候共御承引不仕罷歸次第早速申上候事

一、御用之竹木被仰渡候數之外剪取中間數候人足役人遣申刻無油斷申付杖突役人依怙蟲負仕間數候大工大鋸杣罷出候共無油斷申付日數時付有様ニ可申上候 附り爲御用何方江被遺候共見聞之通罷歸無爲可申上候事

一、山々並御林廻申刻於在々百姓其外何者によらず非分之儀申掛金銀米錢之儀ハ不及申上其外何ニ而茂一切取申間數候 附り雨降義笠かり申儀御座候ハ其主に慥ニ相返シ可申事

一、山々在々ニ泊申刻如御定宿賃相渡きちんと可仕候米買候は代銀渡切手取置可申候其外何様之馳走も請申間數候事

一、川除用水材木百姓其外何者によらず被下候材木之竹木惣而御用ニ爲剪申材木之儀木數間尺相改極印ヲ打渡可申候 附り御林竹木之儀茂本末共ニ員數念を入相改是又極印打枝葉之分ハ束數等相改置買主人々江無相違様ニ相渡可申候私共役儀ニ付何事によらず御奉行被仰渡候儀違背仕間數候若又御奉行之手前ニ對し御公儀非分成事御座候ハ見聞次第有様ニ可申上候事

一、御普請方並舟橋縣役其外御用被仰付候刻隨分情ニ入相勤日用人足買上物色々舟橋道具等簾抹ニ成不申様ニ仕員數等有様ニ可申上候事

一、新川郡之儀ハ□雜木並持山垣根雜木御裏書之員數より多爲伐申間數候。

附り獵師買申桐並持山垣根之七木御用ニ立申間數哉と御尋之刻ハ罷越相改有様ニ可申上候 在々自分林切々情ニ入廻可申候事

一、御隱密ヶ間數儀見聞仕候共一切他見他言仕間數候事

一、御代官被仰付候趣諸事情ヲ出シ相勤可申候手代等江茂誓詞可申付候、就夫何によらず禮物一切取申間數候惣而

黒部奥山と奥山廻り役

小百姓中無費様ニ可仕候勿論自分貸借手廻シケ間敷儀仕間敷候附り何様之御用被仰付候共無油斷裁許可仕候事
右之條々於相背ハ左ニ申降ス神罰冥罰可罷蒙者也

安永九年子九月廿八日

礪波郡下川崎村

四拾九歳 十左衛門 血判

是ヨリ熊野牛王ノ裏ニ

七 木

一、松、杉、檜、桐、榎、栗

但能州ニ而ハ梅

一、當時ハ雜木たりといふも目廻五尺以上ハ不殘御縮方可仕事ニ候

これは礪波郡の平山廻役の神文誓詞であるが、新川郡奥山廻役のものも之と同様である事は間違ひ無い。
但し裏書の七木は黒部奥山に於ては櫟、姫子松が當然禁木の中へ入れられて居る。

(下新川郡史稿) 七木之定り

一、松、杉、桐、榎、槻、檜、栗

メ七木

内粟之分正徳四年より勝手次第ニ伐取申様被仰渡候事

一、松、杉、桐、槻、檜

但天正寺村重右衛門より書上る 先年より七木と申傳候得共御郡之儀右之通五木に御座候旨書上る

即ち新川郡では五木である。之にネズコや姫子松を加ふれば七木にも八木にもなる。尤も奥山は藩の御林山のこと故、この七木の制限などと云ふことなく、全體が留木なのであるから世話はない。

誓詞を奉ると同時に一門申緒書を上る。この申緒書は仲々詳細なもので、一家一族の由來や家來家屋不動産紋章等詳細を極はめたものである。之れは後世に至る程繁雜を極はめたものであつて、形式もいろ／＼變化して行つたのである。今初期の佐伯氏の申緒書の一部を掲げて見やう。

(蘆崎村十三郎由緒書上申控) 延寶五年五月

(由緒ノ部ヲ略ス)

持 高

一、百八拾九石三斗九升六合

蘆崎村十三郎

内二十八石三斗三升九合

蘆崎村ニ而所持仕申候

二石五斗

蘆崎御社領知五十石取御朱印を以衆徒社人二十人割符之内

黒部奥山と奥山廻り役

四六

御扶持高

御納所高高兔四ツ六分

免五ツ 米道村懸作高

米道村引高 但延寶五年御檢地二而引高

免四ツ二步下飯野村ニ而拜領高

此高延寶五年閏十二月二十一日ニ金澤御算用場にて十三郎拜領五左衛門に被下同二十二日文珠村彦三郎殿付札仕被指上候。

歲五十八

同五
十

十三
せがれ
郎

五左衛門

同人女

十二
せ
が
れ

吉三郎

十三郎娘

と
り

十三郎娘

ま
つ

十三
せ
が
れ

六 彥

又、外普代下人、一作下人、家子男女又二十八人。

一、	壹	人	こじうと	蘆崎村	玉	仙	坊
一、	壹	人	むこ	新川郡森村	治	兵	衛
一、	壹	人	松平越後守様御家來知行被下 高田罷在私おいに御座候		野	木	右
一、	壹	人	右同斷		杉	浦	平右衛門
一、	壹	人	同		杉	浦	吉左衛門
一、	壹	人	せがれ五左衛門しうと福澤村		加	兵	衛
以上							

右私宗旨付、持高、一門付並下人等品々書上申處相違無御座候以上。

延寶五年五月

蘆崎村 十三郎印
同 五左衛門印

以上を以つて奥山廻り役の職制の變遷を大略記述した次第であるが、資料散失の今日其詳細は文献に依つて首尾を貫き得ず隔靴搔痒の感が多い。

二、奥山廻りと山詰番

奥山廻り役の奥山見分登山は彼等の最も輝かしい任務であり誇りでもある。彼等は數十名の杣人足に従へ、帶刀姿も颯爽と國防第一線の守護についた其氣稜實に昇天のものがあつたらう。この國防線を守る意氣

こそ、他の平山廻役よりも意識的にも上位に在る所以のものである。吾々山岳人として最も興味を持ち注意を注ぐ點も、矢張りこの奥山廻り見分登山の一項に盡きると云つてもよからう。

彼等奥山廻りは如何なる範圍を何時如何なる準備の下に幾何の過程を以つて踏破したるやは、吾人の最も知らんと欲する所であるが、其時代々に依つて變遷する詳細な内容は到底祕密格守の奥山なるに加へて、資料散佚の今日では記述を許さるべきで無いが、殘缺を對比して主として化政以後の見分登山振りを研究して記述して見たい。

奥山廻りの勤方の大要の最も古いものは、天明七年の新川郡奥山廻り勤方之儀委細書上申と云ふ佐伯氏の文書であらう。

(佐伯記錄) 天明七年

新川郡奥山廻り勤方之儀委細書上申旨被仰渡奉得其意左ニ申上候

一、私共奥山廻候儀飛州信州越後御境目筋前々之通相違之有無之義見分仕并他國ノ道筋ヲ付御要害等相除申義モ御座候や萬端心付見分仕申候

一、登山仕申時節之義春之内ハ奥山深雪ニ而登山難仕夏中ハ谷々雪端等切掛リ勿論谷川水高ニ而通路難成秋彼岸過ニ相成候得ハ奥山御境目筋等初雪降申ニ付難相廻御座候、依之前々ハ二百十日比減水之時節見斗登山仕彼岸比迄之内相廻リ罷歸リ申儀ニ御座候就夫上飛州御境目ノ下越後御境目迄相廻リ申義數ヶ月モ相掛リ申ニ付一年ニハ難相廻

御座候故上奥山下奥山と隔年ニ相廻リ申候右之通先年ノ御境目專要ニ相廻リ來リ候處寛保年中以來上奥山ノ内へ他國者入込御林盜伐仕候義御座候由近年義右體ノ趣御座候ニ付安永三年御郡所ノ右御縮方義別而被仰渡之趣御座候ニ付増人足相願御境目筋其外谷々歩行可成程綿密ニ相廻リ見分仕申候夫故先年ノ選日數相掛リ申ニ付人家ヲ離レ數日野宿仕申義ニ御座候

一、奥山御境目等之義ハ隱密之趣ニ付私共義格別誓詞被仰付相勤申候、依之召連申杣人足等モ人格相選ミ奥山御境目筋之義并閑道等其外御林之様子都而山内之義他人江ハ不及申親子兄弟タリ共他言不仕様ニ嚴重ニ申渡誓詞見廻召連申候。

右之通他國御境目相廻申義ニ付古來ヨリ奥山相廻申時節ハ私共帶刀仕相勤來リ申候

右私共奥山廻勤方之義就御尋書上之申候以上

天明七年末十月

新川郡奥山廻	三ヶ村	長	兵衛	印
同	石佛村	平	右衛門	印
同	山室町村	茂	左衛門	印
同	神明村	小	右衛門	印

御改作

御奉行所

如上文書に依つて古來毎年二百十日頃、黒部川並に支流の減水を見斗つて登山した事が判る。この時期の登山は合理的であつて長く彼等の間に定義付けられた。然し事件發生に依る不時登山や残雪の多少に依り又

黒部奥山と奥山廻し役

は雨天の如何に依つては伸縮も止むを得ぬとされた。然らば毎年の足跡は如何。これは廣大なる奥山全境界を一年一度に巡廻監視することは奥山地境の事情上不可能であつて、漸く隔年に上奥山下奥山と分割して、奥山廻りを實行して居たことが前記文書の語る所である。この二つの區域に分割して登山せられた事はこれ又長く變換はない。

さて是の黒部奥山の上下は何を以つて區分されたか。之れは世人に案外知られて居ない故少しく説明しよう。上下奥山は古來は明確に示されて居なかつた。漠然とさら越道黒部大川端中ノ瀬平（現在の平小屋）を以つて境界點とし以南を上奥山、以北を下奥山と唱へて居た様である。即ち古來より上奥山見分と云へば、立山より針の木峠を見分し、針ノ木南又より折嶽、眞砂嶽、中嶽、鷲羽を縦走して有峯へ出で、南境飛州境の山々を神通川縁猪谷迄見分し、國境の異變を確むるのが定例であり、下奥山見分と云へば、境川奥越後境を見分し、轉じて小川温泉より上駒ヶ嶽、鏈ヶ嶽を経て祖母谷を上下し、文化以降では後立山まで溯行し國境の見分するのが定例であつた。

故に名稱的にも中ノ瀬平の稱呼は當を得て居る。この些か漠然とした稱呼も、文化四年二月の沼保村御扶持人十村役伊東彦四郎の覺書に依つて、法的にも明確に解釋が下されて、愛本橋以南の黒部川東縁は下奥山、西縁は上奥山へ附屬して居る旨を明記せられた。即ち針ノ木峠、中ノ瀬平を限界として以北の黒部川東部は下奥山であり、其以外針ノ木以南及び黒部川西部等は上奥山である。これで上下奥山の範圍は決定した

譯である。

(伊東家文書) 御國境沼保元組御用勤方等書上申帖、文化四年二月

一、黒部谷内之儀ハ立山ヲ愛本橋迄川越難成西縁東縁と相分レ西ハ上ミ山東ハ下モ山江附前段ニ申上候通奥山廻之者勤方ニ茂上ミ山下モ山と唱別段ニ相廻申候

且上之山之内立山之邊ハ信濃之方江對候御縮方有之佐々殿さら／＼越と申所を慶安年中御先代様ハ大島甚兵衛殿岡田助三郎殿金森長左衛門殿見分被仰付蘆嶺村十三郎父子之者案内仕罷越候儀茂御座候 立山ハ打續黒部川下モハ入倫絶候嶮岨之地ニ而黒部谷ハ信濃越後兩國江對候御縮方ハ此川を限り夫ハ段々東ノ手下モ山ニ有之儀ニ御座候

上奥山下奥山は隔年の山廻りの適例であるが、時に双方を一度に山廻りを行ふことを命ぜられた。この例の最も古い記録は元祿六年である。

(奥山廻役宗兵衛記録)

私共之儀毎々之通奥山廻と六月十八日ハ境川奥黒部奥山見分仕リ七月二日ニ罷歸申候 同七月廿三日ハさら越見分仕りはりの木谷大川出合ニ而いはな釣申小屋掛置魚釣申かと一兩日致逗留見分仕候へとも小屋の跡も無御座候魚釣人も相見ヘ不申候信州境を見分仕り夫ハ黒部水干飛州境迄罷越見分仕り八月十四日ニ罷歸リ申候當御領境目筋相替義無御座候以上

黒部奥山と奥山廻り役

元祿六年八月十五日

三

内山村 三郎左衛門

下梅澤村 市郎右衛門

太田本江村 宗兵衛

今村市十郎殿

今井源五兵衛殿

尙この文書に依つて古來より元祿頃まで、或は是の如き奥山廻りを實行して居たのではないかと推量せられるのである。再考を待ちたい。其後降つて文化文政より天保に到り、小盜伐事件の頻發と國境線の重要性に鑑みてか、上下奥山へ同時に奥山廻り二隊を派遣する制となつた。又時宜に依り同方面へ格別に二隊を派遣した。かくて奥山の監視は今日の想像以上に嚴しいものとなつた。尤も寛保の盜伐事件以後は追ひ／＼奥山廻りの道筋も人數も増加せられ、時には格別に二隊三隊と大人數に繰り出す事も度重つたのであつた。

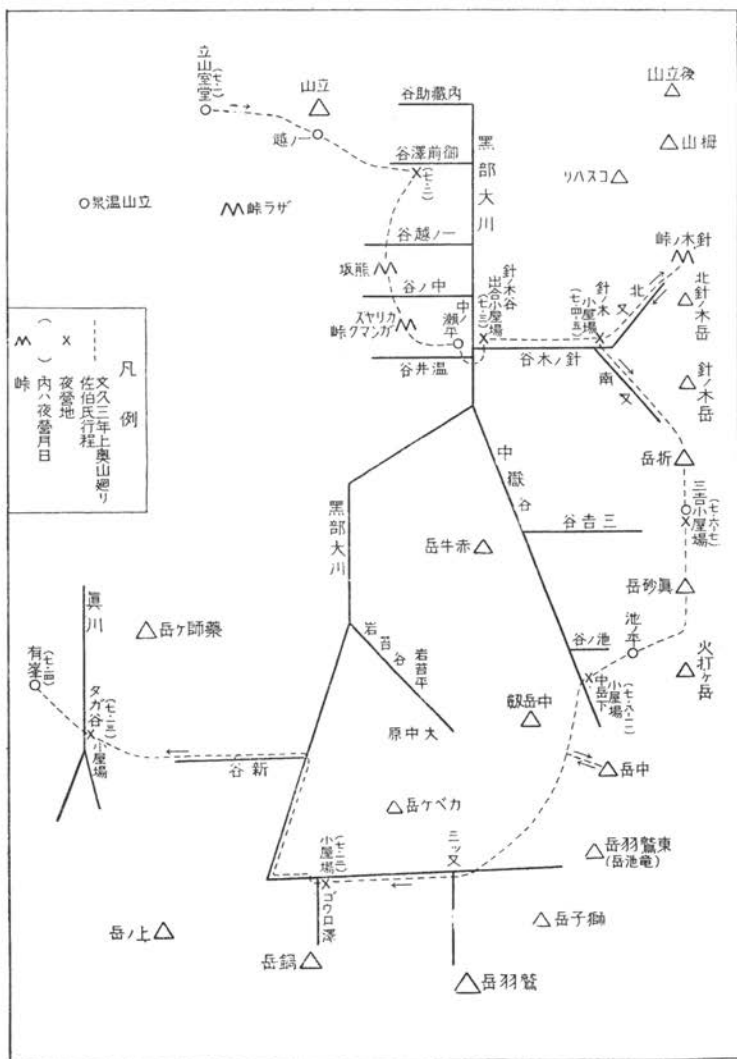
元祿正徳頃迄は上奥山と云つても針ノ木峠、有峯、藥師嶽、飛州境山々を見分した位であり、下奥山の方も境川奥や小川温泉を起點とし上駒ヶ嶽を止りとして、國境の山々を見分して下山した位の小範圍のものであつた。然し下奥山では元祿十二年には早くも鏈ヶ嶽へ登攀を試みて成功し、南方の雄大なる展望所として三國々境の峯として長く見分の主點となつた。この方面は文政初年には後立山も遂に見分範圍に入つた。上奥山でも鷲羽嶽より折嶽迄の國境線上の峻嶺を征服したのは寛保頃であらうか。天明年間には早くも針ノ木

南又より折嶽に登り、三吉小屋場を経て眞砂、火打の國境線を走破しつつ、中嶽より鷲羽嶽に足跡を印し有峯に至つた記録を見る。この頃より大體奥山廻りの行動範圍が前記の如く定つたと云ひ得やう。之の行動範圍は其後時宜に依り巡りの順路に些少の異動を見るの外、大體に於て維新まで變りが無い様である。従つて又諸文書より斷じて奥山の諸山嶺も、大略之の頃天明までに奥山廻役等に依つて足跡を印せられたと見るべきである。即ち明治の山岳諸家に古來取り殘されて居たと考へられた鷲羽、五郎、三ツ、針ノ木、爺、鹿島鎗、五龍、白馬鎗、白馬等越中國境を爲す山々は、其山系最初の登山者と目せられる異國人ウイリアム・ガウランドを、待たずして既に年古く開けて居たのである。

奥山廻りの確然とした組織を文書上に於て見られるのは化政以降であらう。其以前は文獻も少くやゝ確實性を缺くのである。本項に於ては主として天保以降の文書に依つて記述する。

天明年間迄は奥山廻りも僅かに八名位の杣人足を従へ、山中巡視期間も十五日前後と規定し、登山時期も奥山廻り自身都合よき日時を見斗らつて登山した如くであるが、其後奥山事件頻發の徴に依つて人夫も三十人に増加、期間も二十五日前後と擴張（尤も後世上奥山は人夫四十名近くに増加）、下岩瀬郡役所の山廻足輕一名の参加となり、天保に至つては上下奥山へ二隊の山廻りを派遣し、本藩御算用場より特派の横目足輕二名宛の同行となつた。

黒部奥山と奥山廻り役



(下奥山日記) 天保十四年佐伯有次郎手記

御横目足輕

下	山	松井辰太夫
上	山	淺田彦右衛門
下	山	北村六兵衛
上	山	清水常右衛門

右之者共新川郡奥山廻り方御用申渡候條發足比合御詮義之上早速御申越可被成候以上

六月四日

脇田平之丞

この様な指令に接すれば、新川郡奉行所に於ては早速管下の奥山廻を集合せしめ山岳の残雪の模様、お天氣廻り等を考慮に入れて、登山日時を相談の上決定、御算用場へ上申する。日時決定と同時に御郡奉行所よりは、杣人足を指し出すべき十村組々才許へ對して杣人足の割當並に注意事項を傳達し、岩瀬の山廻足輕並奥山廻役よりも同じく覺書を十村迄差し下すのである。

(下奥山御境目廻御用方控) 天保十四年齋木有次郎手記

當年奥山御境目爲見分御横目足輕山廻足輕奥山廻り申談當月廿五日頃登山いたし候筈ニ候之條得其意杣人足日限之義石山廻役共斷次第不指支様相心得候様前々杣人足指出候様申渡置候處近年未熟柔弱等之者共も罷出候ニ付右之

黒部奥山と奥山廻り役

五

黒部奥山と奥山廻り役

其

者共山中別々杣ニ被負川を越候義杯も有之候外萬端不手廻之義有之よし山廻足輕等より申聞候條前々申渡置候通り
丈夫成者共相選指出候様尙更念を入可申渡候承知之驗致各判急に先々御廻し留り司相返候以上

卯六月十六日

御 郡 所

組々十村中

覺

一、三 拾 人 杣 人 足

内 拾 人 片貝谷、三ヶ山

六 人 内 山 村

拾 四 人 音 澤 村 等

右當年黒部奥山御境目筋等御用相廻候ニ付杣人足前々之通り御組々村々之内に相違候之條例々之通夫々不
指支様御申渡可被成候尤横目方並ニ私共當廿九日蛭谷村致止宿等同日八ツ時不遲右人足廿日振之飯米等人足壹人ニ
少サ成桐油紙壹枚宛致持參同村江相揃候様御申渡可被成候勿論嶮岨之難路荷重ニ候間丈夫成者共相撰指出候様嚴重
御申渡可被成候其外持參之品々心得方等先規之通ニ候間此段急速御申渡可被成候以上

卯六月廿日

佐 野 傳 兵 衛

齋 木 有 次 郎

平 野 半 十 郎

沼 保 村 彦 四 郎 様

沼保村 小 十 郎 様
青島村 助 三 郎 様

之の文書には但書が有つて御横目方から杣頭として熟練者を指して來ることが定例である。即ち「尙又本文人足之内へ平澤村嘉兵衛山崎村權之丞御横目方々指人に御座候間指出候様御申渡之様致度候」と云ふものである。

さて右二文共に人夫は達者な者を選抜する様極力主張して居る。面白いのは人夫で川を背負はれて越す者があるなど文書で注意して居ることだ。これなどは今も昔も變りなく吾人も時々経験して苦笑せしめられる所だ。人夫が自分持で持参せねばならぬ品々は、桐油紙一枚、飯米指定日數分、鍋、鉋、替足鞋、胴衣、綿入褌も當然用意すべき代物だ。奥山廻の方でも桐油紙壹枚、綿入壹枚、鍋其他手廻り品は用意したのであつた。尙彼奥山廻役の帶刀も忘れてならない用意の品であらう。御郡所の山廻足輕は一行の責任者丈に右の用意の外に、犯人捕縛用の手錠繩共四挺（上下奥山各二挺宛）並に山廻費用の銀子三百目（時に變改あり）を郡役所より受け取り、又關所通過證をも調へたのである。

（下奥山日記）安政三年竹内常右衛門記

覺

黒部奥山と奥山廻り役

黒部奥山と奥山廻り役

共

一、四 挺 手 錠 繩 共

右上下奥山御境爲御用受取申候以上

六月廿三日

下 山 竹内常右衛門
上 山 佐野傳兵衛

新川郡御郡所

覺

一、三 百 目 保 銀

右上下奥山御渡銀御振替御渡奉請取申候追御渡銀御渡之上返上可仕候以上

六月廿三日

竹内常右衛門
佐野傳兵衛

新川郡御郡所

今から見て實に簡単な用意の有様ではないか。然かも山中一ヶ所の小屋もなく人煙斷絶した所に、よく二十數日の縦走を成し遂げた事は偉とするに足るではないか。

是れには長年月の實踐した奥山廻りの豊富な經驗と周到な用意とが、成功の大素因をなして居る。殊に山

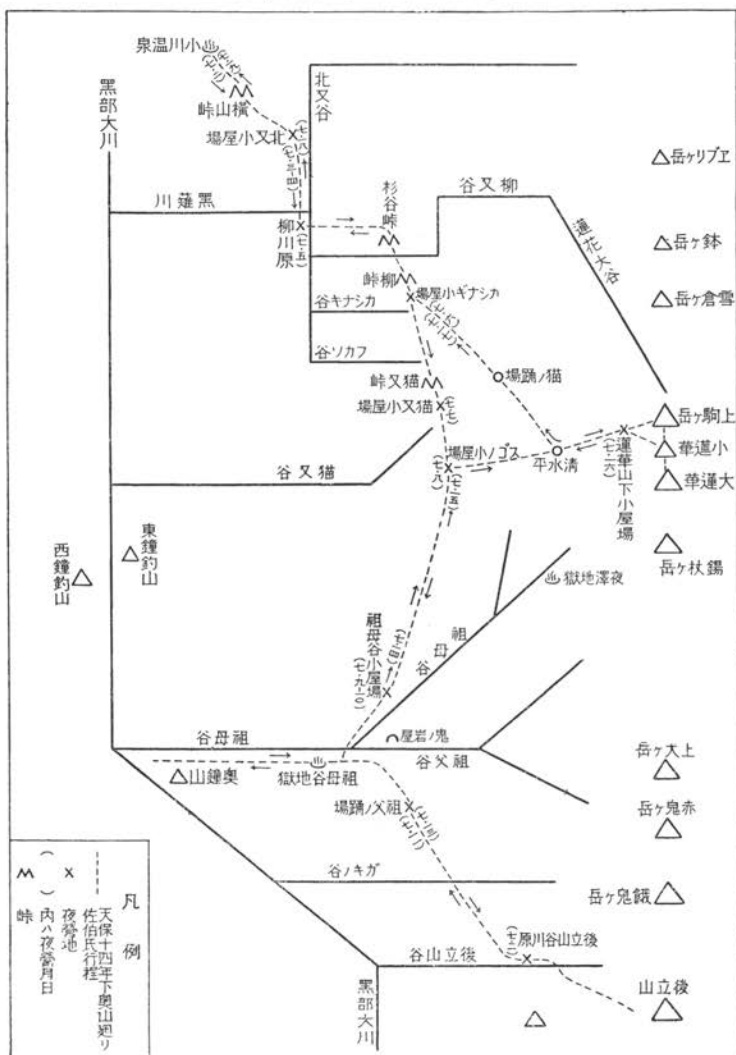
廻りの日記を見るも決して無理をして居ない。従つて遭難なども記録上皆無なのである。尤も之等の成功は國境の警戒をなす定例道を主として歩き特異な行動を差し控へた點にもあらう。又數十名を數ふる杣人足達を引き具し豊富な食糧を持参したと云ふ點にも存しやう。何れにしても日本アルプス一帯に人影を見ざる藩政時代黙々として監視登高を決行しつゝ、處女峰を次ぎ／＼と開拓して行つた、彼等奥山廻りには感歎を禁じ得ない。

思へば南裔和尚よりも普寛行者よりも、播龍上人よりも數十百年以前よりの登山である丈け驚かざるゝではないか。是れ百萬提封の威力の然らしむるものとは云ふものの、當時この大任を受けよく決行して成果あらしめた所、正に奥山廻役其人達の偉績と云はねばなるまい。此處に想ひを巡すならば、上みに在つて深く考察し黒部奥山保持の百年の計畫を遺した微妙院利常侯の偉大な姿が、特に吾人の心に大きく浮び出されてくる。立山に雄大な室堂を築き有峯村を今日に保存し、はた又黒部奥山を昭和の聖代に未開のまま提供せしめられた、侯の大偉績を吾人は何を以つて表すべきや。侯の偉業は余りにも遠大に雄偉なる爲めに、人々には容易に認識されて居ないのは、實に遺憾千萬と云はなければならぬ。

さて奥山廻の山中記録を説かねばならぬ。上奥山方面は「山岳」第二十四年第一號に黒部上流地方奥山廻舊記録なる表題にて、吉澤庄作氏に依つて奥山廻役島尻村刑部の手記が紹介せられて居る事故、上奥山方面

表程路り廻山奥下

黒部奥山と奥山廻り役



は同記事を御參照願ふとして、本章に於ては下奥山廻り日記を掲げて御參考としたい。

(新川郡御郡所下奥山御境目廻御用等控寫手帖) 天保十四年齋木有次郎手記

(前略)

六月廿七日晴天也。三日市出立舟見驛ニ而晝辨當いたし宿赤川屋清右衛門、又泊町ニ而晝辨當いたし宿關屋善次夫
御境御關所江相向御過書指出し何れも罷通り境東町ニ而大平村^{ヒラタ}役人五右衛門迎ニ罷越尤人足拾入召連參り候
事。同日日暮頃大平村江着いたし御横目方宿五右衛門自分共宿忠右衛門と申者之方ニ止宿致候事。

同廿八日天氣。大平村出立人足召連。

人足共名前左之通。

大平村次郎兵衛、清次郎、彌右衛門、與次兵衛、次郎四郎、與右衛門、平左衛門、又兵衛、七藏、メ拾入。

夫々神林と申所江罷越候處此場所毎年晝飯いたし候處ニ付則晝辨當いたし夫々赤岩と申ヶ所ニ而野宿致候事。

同廿九日晴天。赤岩出立谷通り相登ソナギノ丸山と申所迄登此處ニ而御境目寺山下駒ヶ嶽等見分いたし候而大平
村江罷歸暮頃ニ相成候事。

止宿は同宅ノ事也。例之通そうめん之馳走いたし候事。

七月朔日晴天也。大平村出立境御關所江御案内申上候而罷通り西町藥屋ニ休居候處泊町馬五足迎ニ罷越大平村人
足相拂泊町江罷越又候關屋善次方ニ而晝飯いたし半十郎宅へ立寄候處御酒等色々御馳走御出シニ御座候夫々蛭谷村
江罷越御横目方宿組合頭彌次右衛門自分宿同役與四兵衛と申方也此所ニ而拙人足共爲揃人しらべいたし候事。

同二日晴天也。蛭谷村出立小川溫泉江七ツ時頃着致暮頃ニ少々雨降り申候、湯元より例之通貳升酒、こだい五尾相

添呉れ候事。棚山野きじや共より貳升酒、千たら五枚くれ申事。

同三日天氣。湯小屋出立、横山峠ヲ越北又谷毎年小屋場江着いたし七ツ時頃より大雨ニ相成候ニ付北又川出水いたし歩渡成がたく候ニ付逗留。

同四日。逗留いたし暮頃より減水と相成申候。

同五日晴天也。北又谷出立川瀬七瀬歩涉り夫々柳川原江着いたし柳川歩渡難致候ニ付橋ヲ爲掛候事。

同六日天氣也。柳川原出立夫々川を越山を登杉谷ノ大カツラの下ニ而晝辨當いたし夫々カシナギノザラクの下ニ而止宿いたし。

同七日天氣。ザラクの下出立夫々谷通り登り此谷ハ別而ケハシク谷ニ而甚ダ難儀ノケ所雨天之節ハ通路難成ケ所也夫々深層谷ニ而晝飯いたし夫々猫又谷ニ而野宿致候事。

同八日天氣也。猫又谷出立夫々峯江晝飯いたしスコノ峯が少々たまり水之小屋場ニ而野宿いたし申候。

同九日天氣。此所出立、祖母谷ヘ下リ此道ハ一日下リ申ケ所ニ而至而山竹等生茂リ難儀ナ場所ニ而雨天之節ハ通路いたしがたく候ケ所ニ御座候事。七ツ頃祖母谷毎年野宿所江着いたし暮比ニ雨少々降申事。

同十日天氣。一日逗留ニ而人足共貳拾人斗召連小子祖父谷打合迄川水之様子見分いたし八ツ頃罷歸申候。川道等指支不申候ニ付其段御横目等江申達候。

同十一日天氣也。祖母谷出立夫々谷丈下リ川向瀬人足背負ニ而渡り祖母谷之地ゴク井湯等見物いたし祖父谷之打合ニ而晝飯夫々右方登祖父ノ踊場ノ谷江登り此谷ハ甚シクケハシク谷ニ而何れも難儀いたし候谷也。段々登り踊場ニ而野宿之事。

同十二日晴天也。踊場出立、夫々がきの谷道下リ晝辨當。登り夫々後立山谷下リ此道も雨天之節ハ通路難成道也。

後立山登可申と存候得共雪甚敷候ニ付迎も登兼候ニ付後立山川原ニ而野宿いたし翌十三日祖父の踊場へ罷歸申候事。

同十三日後立山川原出立又々踊場江七ツ頃罷歸申候。尤盆十三日之事故杣共申聞候ニハ踊りたく旨申聞候ニ付笹川村を指出申候入足之内清八と申者住吉踊いたし何れも見物いたし申候。

同十四日天氣也。踊場出立祖父谷下り祖母谷へ罷歸申候事。

同十五日天氣也。祖母谷出立夫前々之通り猫又之谷下り晝飯いたし夫は須臾ノ新小屋場ニ野宿いたし。

同十六日天氣也。新小屋場出立夫は清水之小屋場ニ而晝飯いたし夫は蓮花の下にて野宿いたし道ニ而雷鳥壹羽佐野氏被取料理いたし御横目へも少々進申候。

同十七日天氣也。朝六ツ立いたし蓮花山へ登り他國山信州之御田地直下ニ見申候人家も見申候。御國山之儀ハ不及申御境目筋見分仕候而何も大悦ニ奉存候、依而見分山々左之通り相記申候。

一、富	土	山	巳	八	度	一、ツルギ	山	未	ノ	七	度			
一、淺	間	山	辰	ノ	六	度	一、立	山	未	ノ	三	度		
一、越	後	妙	コ	山	丑	ノ	十	度	一、後	立	山	午	五	度
一、白	山	未	ノ	八	度	一、丹波	嶋	水	上	巳	ノ	八	度	

右之外所々相見申候事。

夫は蓮花山下り野宿小屋ニ而晝飯いたし清水峯通り樫なきの五枚尾下り同カシナギノ新小屋場ニ而野宿いたし申候事。

同十八日晴天也。杣頭山崎村茂兵衛同權之亟兩人早朝出立爲致、泊町を酒等爲買申候事申談遣ス。同日樫なき窪新

小屋場出立夫々柳川原小屋場ニ而晝飯いたし夫々北又小屋江七ツ時着いたし候。

同十九日寅下刻比北又出立がきのどニ而晝飯いたし小川温泉江五ツ半頃着いたし候。夫々入湯いたし休息仕候。

即ち約二十日間の大縦走であつて其悠々たる登山振りは流石に大名旅行である。尤も之は山内見分と云ふ大役を帯びて居るから、遅々たるは又止む得ない所であらう。此間野營の始め終りには山内安全を祝して山祭をなし、山人足にも一杯酒を振舞ひ横目足輕等とも交歓する。又時々山中で宴會も催すことが定例である。彼等の野宴は如何なるものか。

(安政三年下奥山日記) 竹内常右衛門

七月朔日。(中略)猫又の小屋へ午の上刻に着す。今日御横目兩人共招く何れも下戸也。

御茶、御菓子、御酒、

取合 袖菱(袖餅子)、くるみ、いび

皿 茄子さしみ、

皿 あんこうのすじ

素麵

メ

義平公即吟

流れのミ聞く淋しさや夏木立

涼風忍ぶ風爐先の晝

と即付けて笑ひ合ひけり(略)

義平公(奥山廻脇坂氏)の俳句も仲々の手並だが、即座に脇を付けた奥山廻足輕の武内氏も仲々の好者と云へやう。殊に山中の料理も仲々凝つて居り其交歡の態度も寛活悠々として美ましい事である。今日の山岳諸家にしてこの風懷を持するものは幾何あらうか。右は平常の奥山廻りの登山の詳細であるが、事件突發の狀態の際是如何。

(佐伯記録)安永四年

一、右いはな釣詮義仕り候内信州之様子相尋申候所近年松本御領内高瀬谷と申山ニ而櫟伐木等仕り丹波嶋川へ流出し申由申聞ニ付右高瀬谷之義ハ彼方様御領御山中嶽山之後と相考申ニ付何として罷登申度奉存候處先年ハ眞砂嶽火打ヶ嶽中嶽鷲ヶ羽嶽上ノ嶽此山々之義ハ難罷登候故藥師ヶ嶽高山ニ御座候ニ付此峯ハ右山々見渡し罷歸申候。然所ニ右申上通高瀬谷ニ而材木并桶くれ等仕候ハバ若此方様御領中嶽山へ越申べく哉と無心元奉存候ニ付黒部大川端ハ罷登候處兩淵共ニ高岩ニ而難通候故荷物等はりの木谷ニ残し置人々飯米二三日分持參仕高岩等ニ而難通所々ハ結ばしごを拵亭綱ニ下け川瀬難越所ハ伐橋等を掛罷登漸く中嶽山へ取付見分仕候(下略)

一片の風説をも聞き捨てず責務に邁進せんとする實に眞剣な決心の仕方である。かくしてこそ黒部奥山は幾百年を経て守り通されたのである。この非常登山の際伐橋を渡し又絶壁高岩の所に芋綱を掛けて登るなどは、今日の進歩した登山術にも叶ふ次第で、現代の岩登りなど瞠若たらしめる愉快事ではないか。これなど日本登山術の變遷上の一事項たる事を失はぬだらう。

かくて奥山廻りが終了すれば、其直前に黒部奥山の禁斷郷なる事を柚人足に演達し、彼等より誓詞を取り立てる。この誓詞は時代に依つて些少の文字の差異はあるが大體意味が同様である。

(下奥山日記) 天保十四年齋木有次郎手記

天罰起證文前書之事

今般奥山御境目筋等御廻被成候ニ付私共人足ニ被召連候所御境目并閑道^ハ山々之様子御林之體都而山内之義他言仕間敷と被仰渡奉得其意申候 假令相尋候者御座候共他國他領之者ハ勿論御國親類縁者ニ而茂聊爲申聞間敷候若重而風聞御聞被成候ハバ私共急度越度ニ可被仰付候爲其連判起證文依而如件

天保十四年七月

山崎村

茂兵衛

權之丞

七郎右衛門

助右衛門

半助

與兵衛

宗次郎

宗兵衛

清
八

善左衛門

次郎八

三郎右衛門

權
兵
衛

次郎左衛門

次郎八

忠三郎

伊左衛門

傳四郎

源
七

和兵衛

文
三
郎

黒部奥山と奥山廻り役

六

黒谷村
太兵衛
太十郎

平澤村
十右衛門
善左衛門
善四郎
嘉兵衛

文右衛門

佐野傳兵衛殿
佐伯有次郎殿
吉田半十郎殿

この文言の内で「若右之趣於相背ハ今生ニ而ハ阿彌陀如來之蒙御罰未來永々浮世有御座間敷候」と如來を引合ひに出したこともある。この誓詞は仲々物を云つたか何うか知らないが、奥山の事情が割合に世間に洩れて居ない。たまたま風聞することがあつても多くは的外れのものが多い所を見ても、彼等の口から出たものが少いことを物語つて居ると思ふのだ。

奥山廻が下山すれば、直に新川郡奉行所に出頭して見分の報告書を呈出せねばならぬ。御横目足輕もほぼ同様の報告書を本藩御算用場へ呈出する。これは奥山廻役も御横目足輕も相談の上書き上げたものと見えて

何れも大體同文である。

(上奥山御境目廻御用方控寫留帳) 嘉永二年佐伯有次郎手記

今般黒部上奥山御境目筋爲見分御横目足輕中相同じ私共儀當月十日在所出立仕猪谷御關所通り長棟村有峯村江越夫が段々相廻り駕ヶ羽嶽江罷登信州飛州御筋目筋委細見分仕候所當御領山々御境目等前々之通相違無御座候ニ付中嶽火打ヶ嶽眞砂ヶ峯通り御境目見分仕候へとも相替儀無御座夫が谷峯を越針ノ木谷之内宇南又と申谷江罷下り候處近年之地震ニ而崩仕候上又候當春雪解之節ニ而も相崩レ候や道程壹里斗の間所々ニ崩仕至極難所ニ而櫛松はたゝつか其餘雜木之類も打倒損木ニ相成居申候夫が段々相廻候處針ノ木峠ノ下タニ幅九尺ニ長サ貳間斗ノ淺間成小屋壹つ御座候ニ付小屋之内見受申候處斷體ノ川木少々有之迄ニ而無心許體ハ無御座其邊等所々御林得と見分仕候へとも賊伐仕候體ハ無御座候當春三四月頃狩人體ノ者ニ而モ入込假小屋相立居候義と奉存ニ付右小屋焼拂夫が針ノ木峠へ罷登信州御境目筋見分仕候處是又當御領山々相違無御座候ニ付罷下り先年他國が入込賊伐之ヶ所と委細見物仕候へとも當時賊入込體無御座尤道形等も見當り不申無心許儀無御座候ニ付夫が黒部川を打渡り温井谷江相移り中ノ谷御前谷打越松尾越仕常願寺川繰通り當日罷歸申候依而此段御達申上候以上

嘉永二年六月

新川郡御郡所

黒部奥山と奥山廻り役

山廻足輕	澤田平左衛門
奥山廻役	齋木村有次郎
同加人	島尾村刑部

究

之の報告書上申を以つて奥山廻は無事に御用済みとなるのである。彼等は東岩瀬で無事用済みの祝盃を交はして各自の我家へと急ぐのである。

この奥山廻の内で一つ申し添へたい事は、國境針ノ木峠並に三國々境蓮花山に國境見分之標木を建てることである。この事は何年頃から始まつたか、又は毎年建てられたのか判らないが、見分の人名年號まで明記して居る點から考へて、恐らく天保頃から毎年か或は何年間かを區切つて建てられたものでないかと思ふ。

（上奥山御境目廻御用方控寫留帳）嘉永二年佐伯有次郎手記
針ノ木峠ニ而廻リ書札相立申候ニ付書様之振合左ニ記申候

表
加州境目見分
水谷吉太夫
杉原伊三左衛門
佐伯有次郎

裏
嘉永二乙酉年六月廿一日
伊藤刑部
柚頭二十人
平柚二百人

（下奥山御境目廻御用控手帖）慶應四年六月佐伯新左衛門手記

（前略）清水平下段ニ小屋爲打同所ニ而立札左之通相調柚頭江爲持ス

加州境目見分

目付役

勝見宇太郎

山廻役

山田安之助

筒井武平

佐伯新左衛門

杉本彌作

慶應戊辰年六月杣召連登山

越中新川郡は加賀本藩領即ち加州領たるに依つて、この標木にも其領有の意味を表して加州境を記入したものである。立札中の杣頭二十人平杣二百人は何うかと思ふが、威勢を張つた當時としてはこれ位に誇大に吹聴して書き認めた事は當然と見てよろしい。

さて奥山廻りの大約は如上に盡した譯けであるが、彼等杣人夫は如何に待遇され幾何の賃錢を得て居たかこれは仲々判然しない。吾人の手元に在る佐伯氏の記録の一文が材料の總てである。

これに依つて些少ながら奥山廻り杣人足の人數の増減賃錢の移動を知るのであるが、それも安永寛政の間のみである、其後は資料未見の爲めに推量さえ許されないのだ。

先づ佐伯氏記録を掲げて見よう。

黒部奥山と奥山廻り役

(佐伯記録、寛政五年)

奥山御境目等相廻候節召連候杓人足賃銀壹人一日ニ付壹匁四分宛ニ相極被仰付候年限等委細書上可申旨被仰渡奉得其意左ニ申上候

一、前々奥山相廻候節杓人足八名宛召連日數十二三日相掛り御境目筋專要ニ相廻來候右杓人足賃銀壹人ニ付七分宛私共ニ相渡申候尤奥山之儀峻難至極危キ場所多御座候其上人足共飯米ハ自分ニ相調持參仕申義ニ付賃銀壹日ニ貳百文宛受取不申而ハ奥山江罷越申人足無御座候ニ付右杓人足出申村ノ餘荷錢差出シ私共ニ相渡シ七分ニ引足壹人一日ニ貳百文宛村方ニ相渡申旨承申候

一、右之振合ヲ以上手山下手山共相廻り來候處安永二年同三年上之奥山ノ内他國者入込候體ニ而不縮リ之義御座候ニ付安永三年七月荒木善太夫様渡邊權佐様ニ被仰渡候ハ以來奥山相廻候節御境目筋之義ハ勿論其外谷々綿密ニ相廻可申旨被仰渡候ニ付左様候得ハ日數多相掛夫ニ順シ飯米等諸事入増申義ニ御座候處峻難之場所故人足共重荷持運得不申勿論先々ニ而野宿之取斗小屋等爲掛不申候而ハ猶以日數相掛リ申趣ニ付人少ニ而ハ難相廻御座候間増人足三拾人斗召連候様ニ被仰付可被下願上候處御算用場江御達之上御聞届被爲下増人足貳拾貳人被仰付前々召連申候人足ハ人與引足都合三拾人召連可申旨被仰渡御請仕申候

一、前々召連來候人足賃銀私共ニ相渡得共今般増人足賃銀私共ニ相渡申義迷惑仕候間前々召連申人足八名日數十二三日分之義ハ格別其餘増人足等賃銀ハ御上ニ御渡被爲下候様ニ願上候右増人足ハ勿論日數等相増候義ニ付村々ノ餘荷錢過分出申義村方難儀仕候趣ニ付一日貳百文ヲ銀ニ直シ其節銀壹匁八拾文位ノ相場御座候故壹人一日ニ付貳匁五分宛賃銀被仰付被下候様ニ御願申上候處一日貳匁五分と一義御聞届無之一日壹匁四分宛可被仰付且又前々召連申人足八人分増日數賃銀等御聞届無之候。増人足貳拾貳人分迄御上可被仰付候條得其意賃銀則届不申之村方餘

荷爲致可申旨荒不善太夫様被仰渡無據御請仕其段十村中へ申談壹人一日壹匁四分之外不足之分村方餘荷ニ爲致召連申候

一、下手奥山之内先年不縮等相替而無御座候ニ付増人足願不申前々通八人宛召連申候依之増人足之義ハ上ノ奥山相廻リ申節迄ニ付隔年ニ召連申候

一、天明二年六月上之奥山針ノ木谷之内小屋等相見申由相聞へ候ニ付早速見分仕様子可申上旨高畠五郎兵衛様松浦庄兵衛様被仰渡則不時登山仕見分之趣罷歸書付を以申上候。御上御手前山御材木御伐出被付右様仰子杣共爲通路黒部川針ノ木谷ノ口江打渡橋掛置候ニ付右場所見仕候無左越而ハ黒部川難越時節ニ御座候右之通定廻之外近年不時登山等被仰渡其上前々とハ違日數も相掛リ候ニ付入用も相増難義仕候間前々召連候人足八人分賃銀共御上御渡被爲下候様ニ天明二年八月高畠五郎兵衛様等へ御願申上則御算用場江被仰上候處一作御聞趣旨被仰渡候則増人足召連申ハ隔年之義八人の人足ハ毎無儀應召連申義ニ御座候右以來八人分賃銀年々無相違被仰付被下候様ニ同三年六月願上置候へ共御沙汰も無御座候ニ付同四年六月重而御願申上候所願之通被仰付雖有奉存候前段ノ通天明四年已來年々召連申候人足賃銀壹人一日ニ付壹匁四分宛御上被仰付候ニ付夫々相渡シ申候
右就御尋書付を以申上候以上

寛政五年八月

篠原權五郎殿

黒部奥山と奥山廻り役

三ヶ村	長兵衛
石佛村	平右衛門
山室町村	茂左衛門
神明村	小右衛門

三

大 藪 勘 太 夫 殿

右文書に依つて安永二年まで奥山廻りは、飯米雜品自分持の杣人足八名を従へて、山中十三日の豫定を以つて見分をなし、其等人足壹名に付き一日貳百文の賃銀を支給して居た事が判る。この貳百文も藩よりは僅かに銀七分即ち當時相場にて錢五十六文位しか下附されず、殘部不足の分は新川部下の十村組々各村の余荷錢として附加して居たのであつた。

安永年中盜伐事件が頻發した時に於て、上奥山方面は樂觀を許さず、安永三年から奥山廻役の上申を容れて上奥山方面のみ杣人足數二十二名の追加を許し、三十名を附屬せしめられることゝなつた。この賃銀も二百文宛頂きたいと願つたのであつたが、僅かに下附されたのは増人足にのみ壹匁四分即ち錢に直して百十二文に過ぎないので、依然不足分は各村の負擔である余荷錢となつて居たのである。

然かも増人足は上奥山のみであつて、下奥山は従前通り八人を以て山廻りを實行して居たので、賃銀も上下奥山共八人分丈けは依然銀七分の賃銀に變りなかつた。これは實に不都合であると再三願方上申に依つて、天明四年より全部杣人足賃銀壹人一日に付壹匁四分を許容されて落着した。然も之れにても大分の不足な事は、御了知にならうと思ふ。

此後大體この例規に變化なく上奥山は三十名、下奥山は十五名内外の杣人足を以つて奥山廻を實行したの

であつたが、天保年中から上下奥山共三十名内外（上奥山へは時として四十名位まで）の杣人足を引具す事となつたのである。これは必ずや度々の盗伐や藩材伐出し等の爲め理由を具申して増加され、賃銀等も時代を織り交ぜて多大の變動を來たして居ると思ふが、現存して居る資料のみにては調査の手段が無い。

さて終りに奥山廻りの人々や杣人足に遭難病難等が無かつたか。これも現存の資料には絶無である。尤も悠々たる山行であつた所からかゝる事は絶無に近い事は想像される。只一ツ新川郡御用留帳抜書に嘉永三年の下奥山廻は山内雨降續きにて山濕を受けて病者續出した結果、御算用場へ上申した所御藥を下附された事が記されて居る。

（新川郡御用留帳抜書）嘉永三年

覺

一、拾 八 帖

御 藥

右今般黒部下奥山江召通候杣人足共山内降續是迄無之請山濕候義ニ付其段御達申上候所右山濕相拂候御藥御詮義之上杣壹人江三帖宛被下之候ニ付内山村六人之者共へ御渡被下夫々致服藥候様御申談被下度候尤御受書御達可被成義と存候以上

戊七月九日

竹 内 常 右 衛 門

沼 保 村 小 十 郎 様

追而煎法は袋ニ記有之候間夫々合點行候様御申談被下度候以上

黒部奥山と奥山廻り役

奥山廻役には前記の奥山廻りたる定廻りの他にまだ一つの役目がある。それは奥山に於て材木伐出の等事業が起れば、岩瀬御郡所の山廻足輕と共に登山し山中小屋に詰番して七木改めの極印を打ち、山内監視の警戒に當るべき重要な役目である。これは相當長い期間を要するもの丈けに奥山廻等には非常なる負擔となり苦痛となつた事は申す迄もない。故に材木伐出しの諮問を受ければ、必らず山内の不締りと冗費に藉口して婉曲に中止方を上申したのであつた。

然しながら黒部奥山乃至立山檀ヶ原ノ森林は世上に喧傳せられた所たるを以つて、藩に於ては拂下げをなし又は直營で伐り出した。只奥山廻の云ふ冗費の點は覆ひ難く、伐り出しの記録も残るもの少きを見れば、奥山廻役の上申が必らずしも勞苦回避とばかり見る事は出来ない。

寶曆十一年、安永四年、文化六年、文政四年等其他幾回もの伐出しを傳へて居るが、幾年も連續した伐木の記録は見當らない。さて伐木の事定まれば、奥山廻役は伐木請負方と共に登山し山小屋に山詰めする。この伐木が數ヶ月に渡る場合は、僅か四名の奥山廻役に取つては定例奥山廻を控えて容易の業でなく、彼等は藩に向つて加人の増加方を申請する。藩の方でも奥山廻の勞苦を察して加人を任命する。

(佐伯記錄) 文政十一年、齋木新之丞手記

(前略) 右ニ付山詰等御縮方烈敷太田本江村善左衛門等三人迄ニ而ハ相勤兼候由ニ而加人之儀顯出詮義之上承屈其

方中へ右加人申渡條候得其意善左衛門等申談御縮方嚴重可相心得候以上

子二月四日

兒島六郎右衛門

上	市	平	左	衛	門	方	齊	木	村	新	之	丞	方
三	日	市	村	幸	左	衛	門	方	滑	川	庄	藏	方
滑	川	九	郎	兵	衛	方							

この様にして加人が決定され、山詰の人達の顔が揃へば、詰番の日割をせねばならぬ。

(佐伯記録) 文政十一年

新庄寄合所ニ而相定申候一件

山内詰日番割

但シ山内廿日詰往來ニ四日見込出入廿四日。

三月廿七日	あ	結	城。	本	江
四月廿日	迄			但シ	上市平左衛門相詰申候
四月十八日	あ				
五月十二日	迄	棚	橋。	水	但シ滑川庄藏相詰申候

黒部奥山と奥山廻り役

七

黒部奥山と奥山廻り役

七六

五月十日	〆	澤田。三日市	
六月三日迄	〆	（上奥山へ）上市平左衛門同道ノ由ニ候	
六月朔日	〆	佐野。滑川	
同 廿四日迄	〆	代り水橋相詰申候	
六月廿二日	〆	勝岡。上	
七月十五日迄	〆	奥山御境目御用ニ付次番齊木相詰申候	
七月十三日	〆	結城。齊木	
八月七日迄	〆		
八月五日	〆	棚橋。滑川	
同 廿八日迄	〆		
八月廿六日	〆	澤田。町新庄	
九月十九日迄	〆		

此通新庄へ聞合候處草野氏〆出記申承り候

註 澤田、棚橋、勝岡等ハ山廻足輕の姓なり、三日市、本江、水橋等ハ奥山廻役等の在所名にして其人を意味す

二十余日の山内勤務は山廻役加人達に取つて、實際苦痛極はまる事と云はねばならぬ。故に日割に依つて致し方なく登山したのであつたから、他の故障に依つて同役等が山詰出来ぬ場合でも、勉めてこの厭な役目

の交代負擔を避けたのである。

(佐伯記録) 文政十一年

段ヶ原之儀ニ付別紙之通西水橋を申來候處先ッ出役之新庄江被勸申上加人之私共相勤儀と奉存其趣申遺候處又別紙申之通庄左衛門殿を申來候ニ付後詰貴所様番當リニ付乍御苦勞御勤可被下候私儀も此節すくれ不申たとへ被仰下候ても拙も出役仕兼申候御察可被下候右得御意度依而別紙之通指遺申候以上

六月十日

九郎兵衛

新之丞様

山内の山詰番の生活模様は記録日記等の現在するもの無く不明であるが、絶え間なく不正伐木山内警備に眼を光らせて居た事と思ふ。立山段ヶ原の伐木詰番に依つて、信州邊の越境者盜材者を一再ならず取り押へて居るのを見ても警戒の嚴重さが判る。實際七木の取締り極印打渡し等は仲々嚴重であつた。文久二年蘆畹の衆徒が願出しの木數より六本多く伐木した時などは、彼等の必死の了解運動にもかゝらず、御郡寄合所まで持ち出されて表沙汰になつた事を見ても、山廻役は權威と直情を以つて管下の非違を警めて居た事が判る。

山内に於ける伐木請負人や又は杣板杵人等は奥山廻役に山内取締り嚴重に相守る旨を請書し、且下山に際

して奥山廻りの杣人足と同様誓詞を差し出すのである。

(佐伯記録) 文政十一年

今般立山御林ニおゐて金山十次郎殿等主附を以杉楓損木等伐出就被仰渡候私共當分材木方手傳人足と相附登山仕暫
山内ニ罷在候ニ付紛數儀不仕候様山内御縮方之儀嚴重被仰渡奉畏申候依而御書置申候以上

子六月朔日

町新庄村

小三郎印

同

兵四郎印

但シ此二人板批人

澤田保太夫殿

三日市平左衛門殿

尙七木伐出の上は極印を打つた本數其他は覺書として郡所迄上申せねばならない。

(佐伯記録) 文政十一年

覺

子三月廿七日と四月十日迄

結城善左衛門
上市平左衛門

一、百壹本

立木杉、櫟

一、五 拾 株

根 株

一、貳 拾 八 把

尺 六 ふ き 板

一、七 挺

六 尺、五 寸

右結城善左衛門、上市平左衛門詰申記也

四月十九日と五月十日迄

棚 橋 幸
滑 川 庄

助 藏

一、八 拾 八 本

立 木 杉、 損 木

一、三 拾 株

古 根 株

山出し木四月廿日より五月十日迄

一、貳 百 挺

先 々 品

一、五 本

五 尺 物、桶

一、三 萬 枚

尺 六 板

右棚橋滑川詰申調也

(以下略)

以上を以つて奥山廻役の主要なる任務奥山廻りと、山内詰番の主要を記した次第である。この頃もまだまだ詳細に研究し其變遷を明らかにすべきであるが何分にも、資料湮滅の今日如何とも致し難いのが残念である。(未完)

(一三、六、一五、於越中津澤杏子文庫)

山岳語彙蒐集報告(一)

高橋 文太郎 編

は し が き

一、こゝに收めた山岳關係の地方語(訛語を含む)並に附録としての記事は、すべて本會發行の「山岳語彙採集帖」によつて、會員その他の篤志家が主として現地採集したものである。

一、語音の表記法には、云ふ迄もなく、國際發音記號、ローマ字、假名によるものがあるが、こゝでは假名に據つた。而して、成る可く採集者の記述に忠實になるやう努めたが、一應纏めて系列する意味から、記法を一定した。即ち長音は主として「ー」記號、或はアイウエオを添へて表記し、假名音字のうち、キエヲヂはマー除いた。そのため次の如くなる。キ——イ、エ——エ、ヲ——オ、ヂ——ジ、ヅ——ズ。

一、本文掲載の語彙採集地は、次に掲げる採集地々名表の番號によつて總て示すことにした。その番號順列が不整であるが暫くこのまゝとする。

一、こゝに本文關係の採集者、話者、紹介者諸氏の貴名を記し感謝の意を表したい。(敬稱略)

河村廣平、保科丑五郎、大西伍一、丸橋春倭、野島親幸、阿部芳市、佐久間惇一、赤城馨、小椋佐一、畠中善彌、渡邊良吉、岩川誠次、加藤新六、富永清策、飯塚猪之助、市川信次、關宇太郎、丸山信忠、横川佐太郎、田村義輝、片桐久衛、遠藤貞三、菊地慶治、早川孝太郎、畠山政吉、島田巽、佐伯伊太郎、佐伯伊右衛門、永井喜市郎、近彌二郎、高田兵馬、鈴木義元、佐野長治郎、角田吉夫、岡本政廣、水谷寅三、三田村耕治、釘宮登、溝口岳人、皆川公壽、笠原鐵太郎、石本寅五郎、大森桃太郎、高村七之助、鈴木重光、向山雅重、黒塚繁造、八木貞助、櫻田勝徳、岡田千代志、谷村太郎、中瀬淳、竹内廣文、宇月桃太郎、森田年藏、蓮佛重壽、田口義實。

一、採集報告地番號表

東京府西多摩郡小河内村留浦	1
神奈川縣津久井郡内郷村若柳	28
群馬縣吾妻郡岩島村三島	2
福島縣信夫郡土湯村杉ノ下	3
同 縣耶麻郡奥川村飯根字彌平四郎	4
同 縣南會津郡伊北村田子倉	25
秋田縣由利郡上郷村小瀧	13
同 縣雄勝郡東成瀬村	14

同	縣南秋田郡土崎港町	15
	山形縣飽海郡吹浦村赤坂	5
	新潟縣北蒲原郡加治村箱岩	6
同	縣同 郡笹岡村(途上採集)	23
同	縣北魚沼郡湯ノ谷村銀山平	7
同	縣中頸城郡桑取村皆口	8
同	縣岩船郡關谷村金俣(途上採集)	24
同	縣中蒲原郡川内村仙見谷	26
	長野縣下高井郡上林溫泉	9
同	縣同 郡豐鄉村野澤溫泉	12
同	縣北安曇郡北城村細野	10
同	縣上水内郡戸隠村	11
同	縣上伊那郡赤穂村	29
同	縣飯田市附近	30
	靜岡縣加茂郡稻梓村	19

同 縣富士郡上井出村猪ノ頭	20
同 縣駿東郡富士岡村諸久保(山中湖、郡内地方ヲ含ム)	27
石川縣能美郡白峯村第一區(一ノ瀬、三ツ谷、赤岩)	17
同 縣河北郡淺川村朝ヶ屋	18
富山縣中新川郡立山村芦畔寺	16
兵庫縣美方郡熊次村葛畑	35
滋賀縣高島郡朽木村麻生字木地山	21
鳥取縣八頭郡若櫻町春米	33
同 縣八頭郡西郷村北	34
大分縣速見郡由布院村岳本	22
宮崎縣西臼杵郡椎葉村	32
鹿兒島縣肝屬郡百引村上百引	31

地形に關するもの

一 嶽（信仰と關係のある山）

オヤマ 4 （飯豊山）

タケヤマ 7

ヤマ 3 16

オヤマ 20 （富士山）

オタケ 22

二 山 頂

テツツ 1 2

テンミネ 2 30

チヨ 1 ジョ 1 5 20 25 29

ステッペン 6 25

テッペン 7 19 20 22（特に低山の頂） 26 27 29 30

ボンデン 7

ヤマノテッペン 8 10 15 17 28

テッキ 11

アタマ 12

サン 25（飯豊山）

タケ 25（御神嶽） 29 30 31（高隈岳）

ダケ 34

セン 35

テツツブリ 14

テツチヨ 14 25

テッペ 14

テンゴ 16

ヤマノアタマ 17

トンボ 17

ムネ 18

ソネ 19

ゼツチヨ 1 22 26

ツジ 22 (特に低山の頂)
 テッピン 27 30
 ヤマノテツチョ 1 28
 アテヌホツ 30
 ヤマノチョッペン 31
 ズツ 31 (丘のズツなど)

三 鋭く尖つた形の山(總稱)

カタネモリ 5
 トンガリヤマ 6 25
 エブシ 7
 ウマノセボネ 7
 ケンノミネ 11
 チョンコ 14

四 圓錐形の山(總稱)

マルヤマ 6 7
 ボッテンヤマ 7
 マルコヤマ 17

ピンタ 31 (丘のピンタなど)
 サラ 31 (低山、丘の頂)
 タオ 32
 ヤマノオ 33
 ウネ 34
 ミネ 35

トガリヤマ 17 25
 チョンゲンジ 17 (特に頂上のこと)
 ハリヤマ 25
 トガッタヤマ 31
 キビシヤマ 31
 セン(山) 33

ショーケヤマ 17
 ハチ 19
 フモトヤマ 20 (特殊のもの)

ナ
ダ
ラ
カ
ナ
ヤ
マ
31

五 尾 根 (山稜)

オ
ー
ネ
1

コ
シ
3

ソ
ネ
4 23 28

ム
ネ
4 24

ゾ
ネ
23

ツ
ル
ネ
7 12 29 30

ミ
ネ
7 11 19 26

ツ
ン
ネ
12

ナ
ガ
ネ
14 15

オ
ボ
ネ
16 17

オ
ー
ネ
17 20 21 28 29 30 31

六 側 稜

オ
ネ
ズ
ル
2

コ
シ
3 31

山岳語彙蒐集報告(一)

オ
バ
ネ
22

オ
ー
ソ
ネ
25

ウ
ー
ソ
ネ
25

ミ
ネ
ツ
ズ
キ
26

ソ
ネ
ッ
パ
リ
28

オ
ー
ツ
ル
ネ
29 (主稜)

ソ
30

オ
ス
ジ
32 (尾筋)

オ
カ
33

タ
ワ
34

オ
35

コ
ソ
ネ
7 25

ソ
ネ
オ
26

オー 17 21

セ 19

オネ 20 29 31

ヘラ 22 (例、陰ヘラ、日ビラ、註、斜面全體を意味するらしい)

ヒラッソネ 25

ソネッコ 25

七 側稜と側稜との間の澤

クボ 1 4 6 8 12 16 19 22 28

ドエー 2

ヒド 4 (但しヒドはクボより大なる場合) 7 14

サワ 5 (水流れのある場合) 10 12 20 26

クボミ 7

クボッコ 7

ウトー 10 (水流れのない小さなもの)

ノマ 17

ホラ 19 28 30

ウンネ 62

コオネ 29

ホツ 30 (下伊那南部、遠山、満島附近)

コズルネ 30

ヒラ 33 34

オ 35

タキ 20

セコ 21

タニ 22

ヒダ 25

ヒダッコ 25

クボット 25

クボッタミ 25

フド 26 (上方に平素水なく形のみの部分)

クボンド 1 28

ホライリ 28

イリ 28

コザワ 29

八 峠

ミネ 3

コシパ 4

トーゲ 5 7 8 16 17 19 20 21 25 26 30

31 35

九 尾根の一番低い所

タ1 (タア) 1 19 (例大ター、クラボンター)

コシ 3 30

ダルミ 4 13

クビレ 4 (例、牛ヶ首のクビレ)

ドッボリ 6

ダオ 7

キレット 11

山岳語彙蒐集報告(一)

ハチ 31

サコ 33 35

タニ 33

コエド 14

コシ 32

ウネ 34

タワ 34

センド 14

シキザオ 16

クボト 17

ヒクダワ 17

ダワ 20 33

タルミ 25 26 (大小を附することあり例、栃平の大

タルミ) 28 29

トーミ 25

ホッキ 30

スソ 30

一〇 岩 窟

ユワカブリ 1

ユワアナ 1

イワアナ 2 8 29 30 31

ガンケツ 5 25

ガケ 7

アブキ 11

ホラアナ 12 28 30 34

ガンケ 13

クタ 14

一一 岩 小屋

イシゴヤ 3

イワヤ 7 12 16 17

ヨコテ 31

タワ 34 35

イワヤ 15 16 17 26 30

イワオロ 18

オアナサン 20 (辨天をまつる)

ジンケツ 20

イユ 26 (イユとユとの中間發音)

ボラアナ 29

ホラ 30 33

イワノホラ 35

ホラ 13

イワユ 1 25

一二 岩 壁

ユ 1 25
イワアナ 29

タテ 1
イワジャグ 3
ガンケツ 4
ガゲ 5 13
ガンクラ 7 14 25 35
ガケ 8
ヒシ 10 24 (切立つて雪もつかないもの)
ビシ 10
クラ 10 33
ベンノオ 11
ガンケ 14
ガンケクラ 14
ジョーグラ 14

山岳語彙蒐集報告(一)

イワゴヤ 30
アナゴヤ 31

ガンカケ 15
カベ 16 21
ガンカベ 17
イシナカベ 17
イワカベ 18
ト 22
ウー ト 22 (大戸)
ウト 22
イワクラ 25
イワズラ 26
イワサベ 29
イワス 30
ガンコツ 31

ガンキヨ 1 34

一三 崖

ガケン 1

カケ 2 30

ガンケ 5 24 25

ガケツクラ 7

ガケ 8 12 14 17 26 28 29 31 32 35

ガゲ 13

ガケツチヨ 19

ト 22

ガンクツ 25

ハケ 28

一四 岩 山

イワクラヤマ 25

ガンクラヤマ 25

ハダカヤマ 25

ハケタ 28

ハケツパタ 28

ホケ 30 (遠山地方)

ナギ 30 (崖崩れのした處)

ホッキ 30 (小崖)

ママツカケ 30 (〃)

ママクネ 30 (〃)

ママクド 30 (〃)

ゴ 1ロ 33 34

ゴトハチ 33

イワヤマ 29 35

ガンコツヤマ 31

一五 踏 跡

アシド 25
アト 29

一六 山中の獣の通路

ウツ 1
サルミチ 11
ト 1 12
シヨライミチ 17
ウト 20 (猪鹿の通路) 30 (戸豪地方)
ウジ 22 32

一七 傾斜面を迂廻する路

マワリミチ 1 5 14
カラミミチ 4
ヨケジ 23 (瀧などを巻いてゐる路)
ヘズリ 6
ヨコツベズリ 7

山岳語彙蒐集報告(一)

アシアト 29

ツ 1 ジ 25

ミチイギ 26 (道行)

カヨイミチ 26

ニクタナ 30 (羚羊の通路)

ウチ 31

トリスジ 33

ヨコテ 10 29

イヌミチ 11

エガエガミチ 17

エゴエゴミチ 17

ヨコミチ 25 35

山岳語彙蒐集報告(一)

ヨコチヨミチ 25
マカリ 30

ヨコテミチ 31

九六

一八 山間の平(臺)地

ドンデエロ 1

タイラ 3

ダイラ 6 16 21

ニカイ 7

コバ 12 29 (馬の荷をつける程度の仕事の
できる平地、山仕事の根拠地)

ノセ 14 (少しく傾斜せる平な所)

デアツチ 15

バンバ 17

ジャーラ 17

ヒラチ 17

ダン 19 20 34

デーラ 22

デー 22

デイ 25 (臺地)

ダイ 25 (＼)

ヒラ 25 (平地)

ヒラッタマ 25 (＼)

ジワラ 26 (地原)

マバ 30 (山の奥の平地にして之より進めぬ
所、ウマドメ、マトメともいふ)

デラ 31

ツクリ 32

オーダン 33

カリウ 35

一九 尾根の平地

二〇 山間の沼(濕)地

オネデエロ	1
ナセイ	2
オーニカイ	7
テエラ	10
コダイラ	12
ダイラ	16
オジャラ	17
オージャラ	18
タイラ	20
ヒラッタマ	25
ヒラツコ	25
ヌタ	1
ヤチ	2
ヤチツタレ	2
ヤジタイラ	3
ヤジ	4
	6
	23

山岳語彙集報告(一)

オネダイラ	27
コデラ	29
コディラ	29
ノセ	30
タ	30
ホーゲ	30
オズンデラ	31
ヘラ	33
ダワラ	34
ナル	35
アマイケ	7
ツツミ	8
ジクタ	11
ジクタメ	12
ヌマ	13
	20

(傾斜面の平地の端)

ヤチクタミ 14

ノマ 17

ジクタンボ 17

ジクジクワラ 17 21

フケ 25 (大なる沼)

ズボコ 25 (小なる沼)

グシヤメキ 25 (濕地)

ヤチツボ 25 (〃)

クボ 25 (〃)

シケチ 26

ノタ 29

二 傾斜面

ヒラ 2 4 5 7 10 13 14 19 22 25 27 (山)

中地方) 28 29 30 31

ヒラマエ 6

ヘラ 12 16 17 18 21 22

グセツタ 29 30

グセツタリ 29 (上伊那郡南向村)

アアラゴ 29 (同郡宮田、赤穂村)

ジクタミ 30

ジクテ 30

ムタ 31

ニタ 32

セーミ 32 (特に濕地)

シリクタ 1 33

ビショビショ 34

サワ 35

ヒラマイ 25

ハバ 30

ハブチ 30 (傾斜地の上縁)

サガ 33 35

二二 草付の斜面

ヒラ	2	5	19	25
キツチャ	3			
ギツツア	6			
クサツピラ	7			
カンナ	9			
カヤノ	10	27		
ソーロ	11			

二三 谿谷（總稱）

ヤツ	1								
タニ	1	11	13	21	22	25	29	30	31
フカッサワ	7								
サワ	14	27	30						
サ	14								

二四 川、谷、澤（區別の總稱）

ドドグヤラ	14								
クサゾレ	16								
クサカベ	17								
サガ	20	35							
ヒラマイ	25								
ズラ	26								
クサワラ	30								

ダン	16								
タニマ	17								
ホツ	31								
タニ	34	(深いもの)							
イゴ	34	(浅いもの)							

山岳語彙蒐集報告(一)

100

ホンサワ 7 (大澤)

コザワ 7 (枝澤)

タニ 8 13 17 (谷) 20 (大きな澤) 29 (谷に水流がなく
いふにして)
いふ)

カワ 8 (大川) 13 (川) 29 (水流のあるもの)

サワ 1 (谷澤) 13 (澤) 29 (谷に水流のあるもの、)
(水のためり)
あるもの)
水流を主にしていふ) 33

ホラ 14 (水なき澤、谷) 30 (谷間)

ダン 16 (谷、澤)

二五 河床(水流の底)

カワソコ 1 8 12 13 17 20 29

ミズソコ 2 18 25

カワシキ 7 19

二六 澤の上流

(之には質問者と解答者との間に上下^{カミシモ}について
の意味の喰違ひがあつた、下流をさすもの×)

オキノホー 1

ミズモト 5

メヅ 16 (谷、澤)

タンニヤ 17 (谷、澤)

ヒゾ 25 (小澤又は小谷)

ヒゾツコ 25 (〃)

ヒトツコ 25 (〃)

コタニ 31 (小谷)

ジツタン 31 (澤)

サコ 33 (谷)

タニ 35 (川、谷、澤)

カゝゾコ 25

カワトコ 31

ソコ 33

デッパナ 6 ×

オクリ 7

二七 澤の行詰り

コーチ 7
 カワカミ 8
 イリ 11 30
 デグチ 12 ×
 エツマリ 13
 カッチ 14 15
 デグチ 3 ×

セリ 1
 サワノブツトマリ 3
 カッチ 4 6 24 (澤の源流)
 オットメ 6
 トメ 24 7
 ブツトメ 7
 ノド 7
 サワノツメ 8

オク 17 (何澤のオク)
 カミ 20
 シモ 20 ×
 ウーガッチ 25
 オッピラキ 25
 ホラ 27 29 (山中地方)
 ジッタン 31

ツメ 9 10 12
 ドンズメ 11
 ツメエ 11
 エツマリ 13
 ミズホシ 14
 セメ 17
 カワラ 20
 イデシ 25

デト 25
 サ一デト 25
 ミズヒ 26
 ツメコ 28

二九 澤の上流を指す呼稱

オキ 1
 ミズカミ 5
 サワガツチ 6
 サワノオク 7 17 29
 コーチ(カワチ) 7
 ツメ 8
 エリ 12 (上流の部落をさす場合14)

三〇 奥から下流を指す呼稱

トバ 1
 カワシモ 3 18 21 29 30
 サワシマ 4 -

ホラ 29
 オンド 30 (御止の意といふ)
 オンズメ 31

カツチ 14
 サワノカミ 21
 サ一ガツチ 25
 カワカミ 29
 イリ 30
 ジッタン 31
 オンズメ 31

ミズシタ 5
 デト 6 7 8 14 17 26
 サワノクチ 7

三一 山崩れ

サークダリ	25
カークダリ	25
ナギ	1
クエル	2 (動詞)
ヤマスケ	3 4 18 21 25 26 30 35
クズレヤマ	4 (山崩れのある山)
ヌケ	4 14 33
ヤマクズレ	5 20 21
ヌケヤマ	7
ペトナゼ	7
ノゲ	8
ノケル	12 (動詞)
アカタクレ	14
ヤマノケ	16
ヌゲ	17
ダシ	17 (澤の奥が崩れ谷沿ひに流れ出るもの)

山岳語彙集報告(一)

ジツタン	ノ	イリクチ	31
クンマ	19 (土地の崩れた處)		
カレ	20 (崩れた處)		
ヤマシオ	22 (ヤマシオがぬけた)		
ヤマナゼ	25		
ヤマナデ	25		
ハゲ	27		
ビヤク	27 (郡内地方)	28	
ナギヌケ	29		
ジャヌケ	30 (崩れの下まで届いてゐる所)		
アラシ	30 (同上)		
ヤマクエ	31		
ヤマシオ	31	32 (山ツナミ)	
ズク	34		
ヤマコーズイ	34 (山海嘯)		

三三 ガラガラの岩の澤

ゴロサワ 1 12

エ(イ)シクラザラ 7

カラタニ 17

カワラ 21

三四 瀧、瀑(形による區別があるか
註、解答には區別が現はれない)

タキ 5 8 13 16 17 20 21 29 31

タギ 6

ザザメキ 13

カラタキ 21(水無き場合)

タキ 25(瀧、瀑の通稱)

三五 瀧 壺

タキシタ 1

タキツボ 1 5 8 13 17 18 21 29 30(小さいもの) 34

タキシブチ 7

ゴラ 22

ガラザワ 26

ミズナシ 30

ドンド 29(小さい水流でタキの如く水のおちるところ) 30

ドンドン 29(同上) 30

タル 30

トドロ 32

ズボ 7

ドブ 8 16

ドドメキ 13

ザザメキ 13

タキズボ 25

カマ 30

ツボ 30 (小さいもの)

ドンドン 30 (同上)

フチ 33

三六 川の合流點

デアイ 4 7 8 12 17 20 21 22 25 26 29 34

ブツカアサリ 2

オンダシ 28 (何々澤の—)

トイエ 31 (川の—)

カワマタ 5

ハキアイ 32

ブツツカリ 6

ド 30

ウチアイ 7 16 (ウチヤ) 18

ドバ 30 (オトシギ「流木」を受け渡しする場所)

フタマタ 10 (何々澤の…)

ド1 33

オチアイ 13 14 15 21 25 29

ド1ド1 35

デア1 1 25

三七 深い淵

アオンブチ 2 7 30

ドブ 10 20

フチ 3 5 13 17 20 22 29 31 35

ドブダマ 16

アオラブチ 7

ドンブラ 19 (小さな川の淵)

ヨド 20

オ1タマリ 25

フカト 25

三八 澗

トロ 1 4 12 26 28 29 30 33

ヨドミ 5 6

三九 浅 瀬

アサツピ 1

アサセ 5 6 13 26

ザラザラ 7

ザラセ 8

サラサラ 9

ザラ 12 14 28

四〇 兩岸絶壁の所

リヨ1ホ1タテ 1

カケ 2

オ1ブチ 26

アオドンブチ 28

カマ 28

ヨドミ 25 (深瀬)

ドロ 34

ア1シャトコ 17

アサリ 22

シラセ 25

ザザ 29 30

ザレ 29

セ 31

ガンケツ 3

キリママ 4 (立岩のことを指す)

タテカベ 7

ガケ 8

セト 10
31

シバリ 14

ガロー 15

ローカ 16

四二 山中の岩場

ゴロー 2 8 12 28 29 30

ザクイシワラ 6

イワヤ 7

ゴローハラ 17

ゴロスハラ 17

四三 石の堆積處(石塚)

イシヤマ 7

ヤズカ 11 29 30

エ(イ)シクミ 14

山岳語彙集報告(一)

ヤゲン 23

カラト 23

キツタテ 25

キツタチ 25

ビヨ一ブ 29

クラ 33

ボロ 25

ゴツ 29

クラ 33

ガンキョ一 34

イシナズカ 17

ゴロー 30 34(自然的なもの)

イシコツ 30

四四 石の堆積處(堆石)

ツカ 25

四五 積 石(山頂に積むもの)

シヨールライズミ 17

四六 積 石(道しるべのもの)

テイシ 16

ミチジルシ 17

テヒキ 20

四七 積 石(信仰のもの)

クヨーズミ 17

イシズカ 20

サイノカワラ 2 11 29

四八 火 山

カザン 20

四九 火 口

ツカ 18

ミチアカシ 1

シオリバ 25

ツミイシ 29

テンノカワラ 25 (天ノ河原)

オサメゴト 32

ゴオリンサン 35

五六	熔岩流	ヤケイシ	17	20	27	ヤカーイシ	28
		カザンバイ	17			ヤケズナ	27
五五	熔岩	ヤケズチ	17			ケムリ	16
		ケブリ	17				
五三	火山灰	カラフキ	14				
		フケ	14				
五二	噴煙	イケ	61				
		五二噴氣口					
五〇	火口湖	オカマ	2			オハチ	20
		ジゴク	17				

マルビイシ 27

五七 風 穴

カザアナ 17 25

五八 裾 野

オリツキネツコ 17

スソ 20

五九 高 原

バンバ 17

ジャール 17

ハラ 17

クサノ 20

六〇 盆 地

クボジャール 17

デイラ 25

六一 草 生 地 (狭い地域)

カゼアナ 33 (平地にあく、冬季にも雪が堆積しない)

オ 22

ヤマノオリネ 25

ササノ 20

デ 22

タカデ 25

ダン 31

サコ 31

オ 33

クサワラ 7 17 26

アラシ 8

クサツバラ 12

ナバタ 17

カヤノ 21

追

加

*モダラ 4 (藪茂り通過困難な場所、例、藪モダラ)

*クサボ 4 (草原)

*ハコ 4 (峽流)

*オネノデツカゴ、ツンダシ、ツツサキ 4 (川、

澤に尾根の鼻の出てる箇所)

*タナ 4 (絶壁上の平地)

*コシバ、コイバ、ワタリバ 4 (徒渉点)

*セバミ、セバト 4 (澤が狭くなつて瀧等かゝる所)

クサヤブ 26

クサツパ 29

イナバ 30 (民家に近い芝原)

ノハラ 35

*ナメリイワ 4 (水に濡れて滑る岩)

*ドヤマ 4 (土山)

*ヤセゾネ 4 (瘠せ尾根)

*ホツソクネ 30 (山懷ろ)

*マバ、イリヤマ 30 (山地にある平地)

*ナル 34 (平地)

*グロ 33 34 (茨などある藪)

天象に関するもの

一〇一 新 雪

アラユキ 2 20 29

ハツユキ 3 8 21 25 30

アトガクシ 4 (根雪になる最初の雪、熊が冬眠に入る晩或はその晝に足跡を隠すために降るといふ雪)

る晩或はその晝に足跡を隠すために降るといふ雪)

ワカユキ 5

ササユキ 23 (笹等を少し埋める雪)

コ1ボーサマノアトガクシ 6 (初雪がはじめてさらりと降つたもの)

りと降つたもの)

一〇二 根 雪

ネユキ 5 7 13 25 26 29 30 33

ネイキ 16 17

一〇三 乾いた雪

ワカバ 23 (春)

ハシラギエギ 6

コナユキ 3 7 25 26 27

ワカエギ 6

ハツヨキ 7

ハダレ 7 (根笹等に少し積つたもの)

ネンユキ 8

ハダラ 13

ワカバユキ 15

アワイキ 16

ハツイキ 17

ワカバ 23 (春の新雪)

シタユキ 21 35

ネレタユキ 34

ハシヤギユキ 7 14

ホ1タユキ 8

コユキ 13

一〇四 濕つた雪

コーイキ 17
イテユキ 21
ハシラギユキ 25

シュトブツタユキ 3

ニメリユキ 5

クサレエギ 6

シメリユキ 7
14
21
25
26

ミソテ 8

ボタユキ 10
30

シトレユキ 11

ボダユキ 13

一〇五 雨を含んだ雪

ミゾテ 2

ヌレユキ 5
25

ボダエギ 6

シャツユキ 31
（粳米をシャツ米といふことから）
アワユキ 34
35
ハワ（春冬） 33

ニメユキ 13

ヌレビタユギ 14

ニメリイキ 17

ボツコユキ 20

ポータユキ 27

モチユキ 31
（糯米をモチゴメといふことから）

ボタンユキ 34

ミソタレユキ 35

ボダ 6

ミズユキ 7
8

ベタユキ 10

ビシヨテ 11

ミソトエギ 12

ボダユキ 13

アマユキ 15 31

ミズダイキ 16

アメイキ 17

ベタイキ 19

一〇六 サラサラする雪

ハシラギエギ 6

アラネユキ 7

ムシクソ 8

コナユキ 11

コユキ 11

ザラエギ 12

一〇七 堅い雪

ワタユキ 7

ボタユキ 18

ミゾロ 20

ヌベタ 21

ミゾレ 22 26 35

ミゾレユキ 25 27

ミソレ 33

ミソタレ 34

ハシラギモノ 13 (動詞、ハシラギモノ降ル)

ジャレイキ 17

シヤラシヤラユキ 18

スガユキ 25

ザラメユキ 27

ザラメ 35

グーグーユキ 7

カノコユキ 11

ワタエギ 12

シミユキ 13

一〇八 氷結した雪

カツチタユキ 2

シミユキ 4

カタユキ 7

カガミユキ 7

シミユキ 13

アオシガ 14

一〇九 樹木を蔽ふてゐる雪

キズツレ 1

スドネ 4 (雪の積つた木)

ハナユキ 7

シガ 7

一一〇 樹枝から雪幕となつて落ちる雪

コイキ 16

キゴイキ 17

シロボテ 14 (眞白でバリバrikaたい雪)

スガ 16

シガユキ 14 (硝子様の雪)

コリーユキ 27

コリー 33

イテタユキ 35

シツツリ 8

スズレ 13 14

シチレ 17 (動詞、シチレンがカゝル)

山岳語彙蒐集報告(二)

二六

キズレ 1

キッウレ 1

シズレ 1

シダレ 7

スズレ 13

ボタ 14

一一一 氷^ッ 柱^ラ

コリー 3 21

カナコリー 4 6 25

スガ 5

カネツコリー 7 8 11

カネツクリ 12

シガ 13 14

タロツペ 15

カネコロ 16

ガマダレ 17

タロキ 18 (タレユキの意)

シチレ(リ)ン ガ オチル 17

ドモツ ガ オチル 17

ボテ 21

シツアイ 26

コズリ ガ オチル 33

センロツボ 19

ビードロ 19

ツララ 20 30 35

モーガンコ 22

カネンコリ 26

ヌキンダレ 27

コリーンボ 27 29

ツル 28

アメンボ 29 (兒童詞)

ビドロ 31

カネコーリ 33

チ拉拉 34

一一二 霧氷(俗稱エビノシツボ)

シガ 4 25

コーリ 21

アオザイ 7

ハナ 3

シツレ 7

シガ 26 (用言例、アノ山ニ、シガガカカッタ)

キバナ 11 12

ナゴ 29

コリア フイタ 14 (動詞)

コズリ 33

一一三 樹氷(例、藏王山のモンスター)

ハナ 3

シガ 25

ザイ 7

キバナ 27 (用言例、キバナガサク)

シガ ガ カカッタ 20 (動詞)

ツズラ 27

キバナ 20

コズリ 33

コーリ 21

一一四 雪 層(表A、中B、下C、) 主として春期のもの

ワカユキ A ワタユキB ネユキC 7

イキノキシ (總稱17)

ワカユキ A カタユキB フルユキC 7

ハダユキA ワタユキ(シタユキ)B モトユキ

(ネニキ) C 25

一一五 雪崩(上層A、全層B)(新雪舊雪の不明なるもの)

ウワナデ 3 A

ジナデ 3 B

アイ 23 A 25 A

ナズ 24 B

ウワナゼ 9 A

ワボ 1 10 A

シバオキ 10 B

ワバ 11 A

ナデ 11 B 26 B

ワヤ 12 A

ナゼ 12 B 25 B

ワス 14 A

一一六 雪崩(新雪上層A、舊雪全層B)

ワス 24 A

ヒラ 14 B

アホ 16 A

ノマ 16 B

アワナゼ 21 A

ナゼ 21 B

エ 1 25 A

ホ 1 26 A

ザラ 26 A

ユキダレ 29 A

ユキナギ 29 B

アワズリ 34 A

クロズリ 34 B

アイ 4 A

アイ 7 A (吹雪中にも起る、冬)

アワ 17 A

ワズリ 33 A
ネズリ 33 B

一一七 雪崩 (春 A、冬 B) (註、季節による聽方却て解
答を困惑させる怖れがあつた)

サレー 4 A (ザク雪の表面五寸位の厚みが押して

くるもの)

コスハナダレ 17 B (初雪の出るもの)

トイタナダレ 17 A (谷間等の残雪の出るもの)

ワカバナデ 23 A (上層新雪のもの)

一一七 [補] 雪崩 (總稱)

ユキナメ 1

ユキシロ 1

ナデ 3 4 5 10 11 13 23

ナゼ 7

オージロ 7 ?

シロケ 7 ?

ユキナデ 8

ナダレ 17

ユキシロ 20 (大澤などに出るナダレ、雪と水とが共

に川を流れるもの)

ユキナギ 20 29

ユキオシ 29 (上伊那、宮田)

ユキクズレ 31

一一八 雪崩れ落ちた雪 (Debris)

ナデユキ 5 26

ナゼダマリ 7

ナゼツカラ 12

ナダレクソ 17

ナゼユキ 25

コズレ 25

一一九 雪玉の落ちるもの (Snow ball)

タンコロ 7

ドンゴロ 13

デェボ 14

ダェボユキ 14

イキダマ 17 (一ガ オチル、マクレル)

モロアイ 25

ユキコロビ 34

一二〇 氷 (澤、岩に氷結したもの)

ナペコロリ 3

カガミ 7

アオザイ 7

シガ 8 (澤に凍つたもの)

ガス 10 (一ガ ハル)

シガ 13 14

アオゴーリ 16

コロリ 17 (一ガ ハル)

コロリバシラ 20

コロリ 21

ザイ 6 (ザイ ハル)

ゼイ 1 25

ナメ 27 (用言例、ナメ ニ ナッタ) 29

シモガネ 31

カネコーリ 34

一一一 雪にて架つた橋

イギハシ 4

ヨキバシ 7

ツキツクイ 7

ユキバシ 8 9 18 25 30

アブキ 11

マンブ 13

ユキダナ 14

イキバシ 16 17

エギハシ 6

ユキト 25

ガマニナツタ 34

一二二 雪崩の通路（毎年同じ所を通過するもの）

ナデバミチ 3

ナデパ 4

ナデツピラ 4

ヨキアシロ 7

カツラヘグリ（地名） 14

オーナダレ（地名） 17

ナゼバ 25

一二三 雪 庇

フツタメ 3

フツカケ 4 7 10 11 12 25 26

ダシ 4

フキキレ 7

一二四 雪斜面の割れ目

フツコシ	11
マンブ	13 (マンブ タツ)
マブ	14
フブキダシ	17

ユキダナワレ 3

ヒビ 5

フツキレ 7

イギレ 7 16 18 25

クチ ガ アク 10 (動詞)

エギレ 11 17

一二五 吹 雪

フキランプ 3

クロブキ 4

フキ 5 13 14 33 34

オーブキ 7

カケゴシ	26
フキヨセ	33 34
フキガケ	33

クチ アイタ 12 (動詞)

ヒコレ 14

ワレ 21 33

ユキレ 25

フギレ 26

ワレト 34

フブキ 7 (クマアトカクシ)

クマアレ 7 (主として、雨の場合、熊穴に雨水が吹き込んで居られぬから熊が穴から出る)

アレ 8 25

フーキ 11

フブキ 12 16 17 20 21 26

フギ 6 15

ヒチフブキ 17 (猛吹雪)

クマアレ 18 (熊荒、春の彼岸になつてアラレが降

るといふ)

オーブキ 6 (大吹雪)

一二六 吹雪くこと

フキ フク 5 13

アレル 11

フキア フク 14

アトガクシ 25

ダイシコーノオトカクシ 25 (註、大師講の跡隠

し、特殊な吹雪の名稱)

ユキアレ 29

ユキカゼ 31

ハツブキ 35

フブク 17 21

フクベラレタ 22

一二七 雪溶け水

ユキシロ 1 5 13 14 20 23 25 26 28 29 30

ユキシロミズ 3 33

ユギシロミズ 4

キエシロミズ 7

イキシロ 16

イキシロ 17

ユキドケミズ 21 30

エギシロミズ 6

イキシロミズ 25

一二八 流 氷

ザエ 4

ユキナガレ 7

ザエ 13

一二九 雪 溪

ユキヒダ 25

セツケイ 16 17

ユキジ 5

一三〇 萬 年 雪

ナツユキ 25

フルユキ 7

マンネンユキ 5 7 17

一三一 雪溪の割れ目

ヒビ 5 26

ユキミズ 31 35

ズエシロ 14
ユキシロ 25

ユキバシ 7
サシゴイ 26

コリ 17
ヒネユキ 20 (雪溪の残雪)

ユキバシノキズ 7

イギレ 16

エギレ 17

一三二 雪溪と岩との間隙

ユキバシノスキマ 7

ヒマド 7

ガガス 17

一三三 凍ること

シ米尔 2 4 5 6 7 8 11 12 13 14 16 17

25 26 29 30

カンジル 7 17

シバレル 18

一三四 凍りのゆるむこと

トケル 3 5 12 16 20 21 22 27 35

ゾゲル 7

スドネル 23 (雪のゆるむ)

ミナレル 7

ヘデイ 25

ヘデイ 25

スカリ 26

コオル 20 31

イテル 21 28 33 35

イタイル 7

ダレル 8

アマケズク 11

ダルム 13 25

ダルミ 14

山岳語彙集報告(一)

一六

シミ ガ トケル 17

カンジ ガ モドル 17

シミドケ 18

ユルム 25

ジョケル 26

一三五 霰(アラレ)

アラネ 5 11 13 14 15 16 17 25

一三六 霰(ミゾレ)

ミドロユキ 3

アマミゾリ 5

ミズユキ 7 8

ミソテ 9

ミソトギ 12

アマミゾレ 13

アマユキ 14

一三七 暴風雨

ナルム 29

シミ ガ ユルム 30

イテ ガ モドル 33

ヤワラグ 34

アラレ 7 8 20 21 25

ミズダイキ 16

ミゾレ 17 25 27 29

ミゾロ 20

ヌベタ 21

ミドレ 25

ピツシヨロ 30 (遠山地方)

ミソタレ 33 34

一三八 雷 雨

アラシ 1 2 27
 オーアメカゼ 5
 オーアレ 6 7 15 21 26 29 35
 アレ 11 29 34
 オーカゼ 12
 ラップ 14
 アメコチ 17

オーアメコチ 17
 シケ 19 22 32
 アラブキ 20
 モメル 25 (動詞)
 シンマツ 31
 アラコト 33

一三九 雷 鳴

ユーダチアメ 1 25
 カタチアメ 3
 カミナリサメ 5
 ヨーダチ 6 7
 ヨーダチアメ 35
 アレ 12
 オガダジアメ 14

カミナリコチ 17
 ユーダチサン 20
 ヨダチ 21
 カンダチ 26 29
 ヨーダチブリ 28
 ユーダチ 29 30
 シンマツ 31

カミナリ ガナル 1
ナリカミ 2
ライサマ ガナル 3
カミナリ 5 12 16 21 22
カンナリ 7 25
オガダジ 14
カミガナル 17

オカミナリ 20
ヨ1ダチ 28 35
オカンダチ 29
ユ1ダチ ガナル 29
カミナリ 29
ドンドロケ 34

一四〇 電 光

イナビカリ 2 3 5 7 10 15 17 21 22 28
イナズマ 6 7 12 20 22 25 26 28 29 30 31

エナビカリ 1 11
イナビカリ 13 16
エナズマ 14

一四一 長 雨

シケ 1 2 20 30
ナガジケ 2 25 26 30
ゲンヒチアメ 2
オキカケ 3

ナガサメ 5
ナガアレ 6
オ1シケ 7
ジブリ 11 17 25 29 31 35

ジヤメキ 15

ナガセ 22

シケビヨリ 27

一四二 驟雨

トーリアメ 1 20 25

ニワカサメ 5

ヒトクモアレ 6

ダシアレ 7

ニワカアメ 8 25 35

ヨーダチ 11 34

ユーダチ 12 16 22 26 29

一四三 山風

フキオロシ 4 20 27

ヤマカゼ 5 7 31

アラシ 6 13 25 30

一四四 谷風

ナガシ 31

ジアメ 31

オチアレ 14

シタゲ 15

ヨダチ 17

ヨーダチアメ 27

ニワカアメ 30

サダツ 31

サダツアメ 31

ダシ 13 14

ヤマセ 17

オロシ 29 30

一四五 風の名稱

フキアゲ 4 20
タニカゼ 5 31
アラシ 7 17 25

サワアラシ 14
カゼ ガ フキアゲル 27

*ダシ(南東)、クダリ、ナガセ(南西)、ヒカタ
(西)、タバカゼ(北西)、シモカゼ(北) 5

*ダシノカゼ(東南)、シモカゼ(西) 6

*ヒユリカゼ(朝、川上から吹く) 7

*キソミナミ(西南の烈風)、ノロキタ(北の小風)

11

*ヤマセダシ(東北暴風)、ダシ、ホンダシ(東南

暴風)、ヒカタ(南西暴風)、アエノカゼ(西北風)、ク

ダリ(南風) 13

*クダリカゼ(南)、ノボリカゼ(北)、タツミ(南

東) 14

*ダシ(東)、ヒカタ(南)、アエタバカゼ(西)、

ヤマセ(北) 15

*タツミ(南西)、ウシトラ(北東) 21

*コチ(東)、マジ(南)、アナジ(西南)、ハレ(西)

ジルキタ(秋の北西) 22

*ダシ(生温い東風又は東南風) 4

*クダリ(西南)、ニシカゼ(北西)、ダシ(東) 26

*ナライ(東)、オカラニシ(西)、ナガシ(南)、

コガラシ(北) 27

*イワオコシ(強風)、ウカゼ(大風)、コカゼ(和

風) 31

*ヤリタテ(竿立ともいふ、風雨が縦に層をなして

進む時の狀を指す) 32

*ヤマセ(西南、冬)、ミナミヤマセ(雪を誘ふ風)

ホンニシ(夏吹く)、ウラニシ(西北、秋—冬)、シラ

ニシ(西、冬) 33

一四六 季節風

ドヨークダリ 13 (夏) 土用下り

一四七 入道雲

ミズナミグモ 7

オガダチグモ 14

ナゴ 20

ヨー(ユー)ダチグモ 27 30 35

一四八 笠雲

オカサ 7

オカサグモ 20

一四九 雨シラス

ニシグモ (シラニシ) 33

一五一 雷シラス

ワルクモ (北方より出る黒又は薄墨色の雲) 35

山岳語彙集報告(二)

ナガセ 13 (春)

シナノタロー 29

タカタローグモ 31

タンバグモ 33 (豊年の兆といふ)

エナグモ 27 (富士丸山教書による)

ワルクモ 35

一五二 雲 の 名

ヒヨドリグモ (鳥の羽毛に現はれたるとき) 32

サザナミ (小さい白雲が空一面に並んだもの) 35

一五三 暈

カサ 8 (太陽、月) 19 21 29

オカサ 11 14 16 17 20

オガサ 12

ヒガサ 13 20 (太陽)

ツキノカサ 13 (月)

ツキガサ 20

一五四 星 の 呼 名

(次の呼名が如何なる星に該當するか不明且つ不確實なるも、そのまゝ掲ぐ)

*カーハリ、ミツボシ、ハゴイタボシ、ヨイ

ノミヨゾー、ヨアケノミヨゾー 1

*ユイノミヨージン、ユナカノミヨージン、

ユアケノミヨージン、ムツラサマ(六つあるもの)、

サカマスサマ、ホーキボシ(尾のあるもの) 7

*スキガラボシ、ナガレボシ、ムツラボシ 11

*ナナツボシ、スバツサマ(北斗七星)、ミツボ

シ、ニナイボシ、ヨイノミヨージョー、アケノ

ミヨージョー 17

*キタノヒトツボシ(北極星)、ムツナリサン、

ミツボシ(參星)、スバル(昴宿) 19

*アマノカワラ(天の川) 20

*ナナツボシ(北極星)、アケノミヨージョー 1

(金星)、クレノミヨージョー(金星)、オーコボシ

(三ツ星) 22

*ヨイノミヨージン、アケノミヨージン 25

*ミツボシ、ミツボツサマ(參星) 29

*ミツボシ、コヌカボシ、一升ボシ、宵ノ明

星、明ケノ明星 30

* サカマス、スワリ(サカマスの西方)、アワン
エボシ(參星)、ヨノクチノ明星、ヨアケノ明星、
ヨナカン明星 31

追

加

* モヤ (濃霧) 4

* フキダメ (風蔭側の雪の吹溜り) 4

* フツコズミ (風で雪が吹寄せられたもの) 20

27

動植物に関するもの

二〇一 羚 羊 (カモシカ)

アオシシ 4 5 6 7 14 26

アオ 4 6

クラシシ 4 7 10 11 25

クラッブコ 7

クラ 11

* カセボシ(參星) 32

* ヨバイボシ(流星)、宵ノ明神、夜中ノ明神、
明ノ明神 35

* サネユキ (ザラメのやうな雪) 14

* キリシヨンベン 30 (小糠雨)

* ケアメ 30 (細雨)

カモシカ 11

ホノコ 14 (一歳仔)

シシ 16

ニクメ 17

カベジシ 17

山岳語彙蒐集報告(一)

一三四

イワシカ 20 29 30
ニクシカ 21

二〇二 鹿

シカ 7 8 13 16 21 29

シカメ 17

ホンジカ 20

カノシシ 22 31

カノシカ 22

二〇三 熊

シシ 4 25 26

クマ 7 8 13 16 20 21 29 30

クマノシシ 7 14

クマメ 17

ホングマ 20

二〇四 仔熊

ワカゴ 4 (舊土用前のもの)

ゴーラ 26 (山言葉)
ニク 29 30

ウナ 30 (牡鹿)

サコ 30 (牝鹿)

ソロツボ 30 (一本角の種類)

カンチョー 32

サ、グマ 20 (笹熊といふもの)

スジシ 25 (放れ熊)

マミ 4 (笹熊)

パツケ 26 (山言葉)

ヤライゴ 4 (親離れのもの)

二〇五 猿(忌詞其他)

オーゴ 4 (二歳のもの)

ワカゴ 7 (一歳)

ヤライツコ 7 (二歳)

カミダシ 7 (三歳)

ニノコ 17 (一歳)

ミツゴ 17 (二歳)

フルコ 17 (三歳)

エテ 1 12 19 21 29 30 (遠山)

ヤエン 1 4 7 14 26

オンツアマ 4

キヤツ 4

ヤマノアンニヤ 6

アカツラ 7 11

マシ 7

サル 8 13 20 21 29 30 31

山岳語彙集報告(一)

コグマ 21 (總稱)

エゴ 25 (一歳)

ヤライ 25 26 (二歳)

コレイ 25 (三歳)

ナナツ 25 (四歳)

ヤライコ 26 (二歳)

イデコ 26 (一歳)

モンキ 11

ヤマノオツサン 11

エテコー 11

マンシ 13

ヤマノオトコ 13

ヤマノアニ 14

ヤインコ 16

サルメ 17

ヤエンボ(1) 17 28 29
 オツサン 17
 ヤマノオンチャ 25

二〇六 ムササビ

モモンガ 1 2 22 28
 バンドリ 4 5 7 11 12 14 17 20 26 29 30
 バンチョ 1 7
 マオマオカオ 7

二〇七 鼠 (註、忌詞隱語多し)

ヨメ 1 35
 ヨモノ 2 30 (忌詞)
 コネラ 8
 ネズミ 13 20 21 26 29
 フクジョツコ 13
 ネズメ 17

二〇八 リ ス

アンニャ 26
 エンコ 30
 ヨモ 31

モモツカ 10 11 12
 ムササビ 20 21 29
 モマ 31 32

ヤマネズミ 20 (山鼠の一種)
 ハミ 20 (木の根を喰べる野鼠の一種)
 ニカイノワカイシユ 1 25
 ヨメサマ 29 (隠語) 30
 ネズン 31

キネズミ 1 2 5 10 11 12 20 26 27 28 29

30

二〇九 蛇

ナガモノ 5 25

ヘビ 5 8 13 14 26 29

ナガムシ 7 11 12 14 25、29 (老人語)

ヘツペイ 7

ヘンメ 17

二一〇 雷 鳥

オナリドリ 7

ライチョ 16

二一一 啄木鳥

ケラ 2 26 29

キツツキ 5 11 20 29

ケラツツキ 6 12 13 15

ケラツボ 11

リス 7 8 13 21 26 30 31
キネズメ 17

クチナワ 21

カネノガミ 25

ヘベ 28

ヘツ 31

ライチョ 17 29 30

ケラホズキ 14

キラホツツキ 16

テラトドキ 17

ケラコツキ 21

ケラホツキ 28 (青ゲラ、大ゲラ、小ゲラの種類あり)

キツクジイ 31

二二二 鮠

イワナ 7 16 17 25 26 29

イガナ 8

三二三 山女魚(ヤマメ)

ヤマベ 4 14 19 25

ヤマメ 6 7 8 20

ヤマバイ 6 26

ヤマバエ 13

ハイ 16

アマゴ 17

二二四 カジカ(川魚)

ゴリカジカ 6 (川に棲むもの、刺なし)

カジカ 7 8 13 14 21 26 29 30

コタタキ 32

ケラツコ 35

ユワナ 25

ケンシン、ケンコ、ババ、ドークビ 35

スズキ 25 (山女魚の産卵期のもの)

アメ 29

アメノウオ 29

アメノヨ 29 30

ヤマンガ 35

ベツトメ 17

カワジ 20

カジツカ 25

カジツカ 28

カジラ 28

二一五 オニマ、コゼ（刺のある魚）

オゴズ 6（山ノ神に供へたり、魔除けとして門口に

さげておく）

オコジ 7

オグジ 15

二一六 山椒魚（サンシヨウウヲノ

シミズコ 6（焼いてカンの薬とする）

サンシヨカジカ 8 10 13 29 30

サンシヨボ 11

サンシヨノヨ 1 12

サイシヨイオ 17

二一七 鱒

カナ 2 5（雄）

ボラ 28（セボラ、アワボラ、メンボラ、クツボラ、チ

ヨコボラ又はスイツキボラ等の區別あり）

カハゼ 30

オコージ 25

オニオコゼ 29

アジャ 35

サンシヨノウオ 20

サンシヨウオ 21 30

ヤマカジツカ 25

アンコ 30

サンシユオ 31

メンナ 25（雌）

マス 5 13 20 21 26 29
マスメ 17

二一八 森

モリ 7 8 17 21 26 29
タイボクワラ 7

二一九 林

ブナヤラ 4 (榊林のある所)
ハヤシ 5 7 8 17 20 21 29 31
ヘエシ 10 11

二二〇 針葉樹

アオキ 4 13 29 (松、杉、檜、からまつ等)、30
アオキダチ 11
イッボンダチアオキ 11 * 一本立
クロバイ 16 (總稱)
クロバ 17 (總稱)

二二一 闊葉樹

カワマス 7 8

モリ 20 (特に神の祀つてある所)
モイ 31

キダチ 11
キハラ 26 (人工の加はらないもの)
ヤマ 29

クロキ 20 28、29 (モミ、ツガ、シラビ等)
アオキヤマ 30 (總稱)
アサツキ 29 (針葉樹はカタギに比して炭材として不適である、この場合に云ふ)
ネズミサシ 35

ヒカバ 7 註、白樺類をさすのであらう。

ゾーキダチ* 11 * 雑木

ゾーキ 13 15 17

カナギ 17 29

カタギ 29 (薪炭材になるもの、ナラ、クヌギ、ブナ)

二二二 偃松

チヨ一カイマツ 5 (鳥海松)

ブサ 7

ナゲノマツ 11

コリマツ 14

ハイマツ 16 17 20 29

二二三 白樺(附) 岳樺

シラカンバ 2 11 12 20 29 30

サツラ 4

アカカバ (岳樺) 4

ヒヨロ 7

等)

クヌギヤマ 30 (總稱)

マキヤマ 30 (總稱、潤葉樹多き山地、クヌギ、ナ

ラ等多し)

タケマツ 29

ヘイズリマツ 30 (伊那)

ツルマツ 30 (駒ヶ岳にて)

ナエノマツ 30 (戸隠山にて)

カンバ 9

タツチラ 14

ガンビ 15 (北海道にて)

シラカンバ 16

ヒカンバ 17

二二四 山櫻の皮

カンバ 2 30

カバ 7 13 14 15

サクラノカンバ 8

トジカンバ 17

二二五 岩 茸

イワタケ 7 9 17 20 29

タケキノコ 10

二二六 笹 地

ササワラ 7 26

ササラ 9 12

ササヤラ 14

二二七 竹の種類 (次の呼名に相當する和名は判らぬので、そのまゝ掲ぐ)

*マダケ、モーソー、シチコダケ、ホテーチー

ダケカンバ 17 (岳樺)

サクラ ノ カワ 20

カンバ ノ カワ 29

サクラツカ 28

イワナバ 31

イワガシヤ 1 29 (老人語)

ササハラ 17 21 22

ササヤブ 30

ササヤマ 29

二二八 藪

ヤマダケ	7
* ヤマダケ、太竹、大名竹、モ一ソ竹	8
* シノ (根曲リ竹)、熊笹、小笹	11
* ヤマダケ、ヨシダケ、ササ	12
* ジダケ、クマササ、トラフ	13
* ススダケ、ネザサダケ、ヒチクダケ、ト一	17
チクダケ	17
* 孟宗、破竹、眞竹、ススダケ、ヤダケ、ニ	
ガタケ、ヒチク、カンチク、ササダケ	18
* ススダケ マダケ、ハチク、モ一ソ	20
* ハチク、マダケ、モ一ソ	21
* ハチク、ニガタケ、スズタケ、モ一ソ、	
マタケ、シノブ、フエタケ、ゴサンタケ、クロ	
ヤブ	5 7 8 14 17 29 31
ヤブカラ	13
ヤブシダ	14

タケ、四方竹	22
* シノタケ、ヘイジク、オトコタケ(眞竹)、ハ	
チタケ、ホテイタケ、ヤタケ	27
* コバシダケ(眞竹)、スズ(根曲竹)	30
* 孟宗、コサンダケ(布袋竹)、デメダケ(大明	
竹)、シノメダケ(矢竹)、苦竹、カラタケ(眞竹)、	
ウサンダケ、キンチク、コキンチク、笹、トラ	
フダケ	31
* クマザサ、スズ、スズタケ	29
* モ一ソ、ハチク、マダケ、ダイミョーチ	
ク(以上、竹林をなすもの)	29
* モ一ソ、オナゴダケ、マダケ、イザサ	35
タケヤズ	21
ボサカブ	27
ヤボ	28

ヤボツサ 28

クサボカ 30

クサボコ 30

二二九 行事に用ふる爲、山から持ちかへる植物(報告の地方名のまま記す)

* マツ、ホー、ヌルデ、ヤマクワ、ウミシデ
(以上正月)、キキヨ一、カルカヤ、オミナエシ、
ユリ(以上盆) 2

* 假松と石楠花を持來りて家の門口につるし
て災難除とす 5

* ヒヨブ (厄神除)、ヤドメ(神佛用)、五葉松
(正月用) 7

* ツバキ、サカキ、マツ 8

* 松、柳(正月)、モミジ、コシアブラ、キキ

ヨ一、オミナエシ(盆) 10

* サカキ、ミヤマシキミ、モミノキ 11

* 鳥海松(オヤママツ)、石楠花 13

* イズリ葉(正月の餅につける) 15

* オハナ 17

* モミジ (祭用) 18

* サカキ、カツノキ、シイノキ、マツ、タケ、
ヤナギ、ヒサカキ(アキシバ)、シキミ(シキビ) 19

* サカキ、ユズリハ、シキビ、マツ 21

* シヨ一ブ、ツルノハ、松、竹 22

* 檜、松、椿、ウラジロ、笹(以上をユワイ木と

いふ) 25

* マツコーノキ(佛)、シキビ(同)、サカキ(神)

27

* 榊、檜 28

* ソヨゴ、シヨ一ギ、シヨゴ(小正月の満玉用)

榊、柳 29

* 松(門松)、榊(神事)、ソヨモ(禊代用) 30

* ヒサギ、ツルバ、ダラ、スダ 32

* 松、カヤ松、ユズリ葉、(正月)、桃(三月)、
シヨープ(五月) 35

〔補〕 倒木

オダレ 4

ネコズキ 4

タオレ 4

ネツコガエリ 4

用具に関するもの

三〇一 木 馬 櫓

ソリ 13 31 33

キウマ 20 21

キンマ 16 17 29

三〇二 柴 櫓

ズマ 1

シバウマ 29

ソリ 6

シバグルマ 32

シバソリ 13 26 29

三〇三 雪櫓 (荷櫓 A 馬櫓 B)

ソリ 6

バソリ B 6

イッボンソリ A 8 (檣臺が一本のもの)

ニホンソリ A 8

ソリ A 10 11 12 13

三〇四 山 鉈

ナダ 5

ナタ 13 17 20 26 29 31

ホエナタ、トガリナタ、カッチャナタ、ハシナ

タ 14 (双形による區別)

オ一ナタ 21

三〇五 背負梯子 (爪のあるものA)

シヨイコ 1 A、2 4 9 10 12 19 20 28 29

30

シヨイバシゴ 1 A、28

ヤセウマ 5 6 13 26 27 (特に郡内地方)、28

シユイダイ 7

ソイツコ 8

ソーレ A 17

ユキゾリ 27

ハシナタ 7 (双の先に鉤のあるもの)

ヤマガタナ 7 (鉈形のもの)

サスガ 10 (鉈兼料理用、庖丁形のもの)

カギナタ 27

セイタ 16 17 18、29 (南向)

セエコ 19

セタ 21 A

カリイ 22

ヤセシマ 25

セヨイダイ 7

ショイタ 29 (宮田)

カレ 31

三〇六 力杖 (上部の又になつたもの)

イキズエ 1 28

ニンズイボ 1 4

ニガケ 6

ニカケボ 1 7

ネイズエ 8

ニズヨ 10 (先端に薦口を附す)

エキズエ 12

ニンボ 1 14 29 30

ネイズイボ 16

ネンボ 17

三〇七 背負ひ縄

ショイナワ 1 20 29

カチニナワ 2

山岳語彙集報告(一)

キカルイ 32

オイダイ 33

ツレ 17

ネンジョ 1 18

コゼボ 1 21

ツインボ 1 25

ニカケクシキ 7 (糧状のもの)

ニカケ 26

キンマ 30

ネズンボ 30 (北信)

サンマタ 33

ニナワ 5 6 7 8 13 15 16 18 25 26

カチナワ 9

182

ニナ 10 14 15
 ニイナワ 17
 オイナワ 21
 ニナ 1 25
 ショイナ 1 28

三〇八 背 中 當

セナカアテ 1 9 14 16 17 18 34
 ニズレ 1
 バンドリ 5
 ワツカ 6
 セナツコージ 7
 セナコージ 8 26
 ミノ 8
 ニノ 35

三〇九 登山杖の種類

主として六角木杖、或は雜木杖、竹杖 5

ホソビキ 30
 カレノ 31
 デンジャリ 32
 オイソ 33 35
 オイカ 1 34

ネコダ 10 18
 セナカガチ 12
 ネゴ 15
 アミツケ 26
 シュタ 31 (藥製)
 シカタ 32
 セナカ 33

ツベ (山仕事用、材は總ゆるもの) 6

ツェンバー 7

金剛杖、息杖 11

金剛杖 13 (長四尺、三、四寸、徑一寸、八角形)

金剛杖 17 27

コンゴーズエ 29 (八角形、四尺位)

三二〇 鳶 口 (登山用A 川師用B)

トメグチ 5

トビ 10 A B、17 21 29

トビクチ 13

ゾスア 14 B

ゾスアカギ 14 B

トビアシ 15

トンベ 16

トンビグチ 25

トンバシ 26

カギ 29

トビンチヨ 30

トッグチ 31

三二一 除雪具 (シャベルは除く)

ユキカキ 2 27 29 30

コシキ 4 17 26

ヘラ 4 13

ケシキ 5 15

スギ 6

クシキ 7

コスキ 7

コエズキ 8

テンツク 10

コオズキ 12

ケアシキヘラ 14

ユキベラ 15

コイシキ 16

コシキダ 18

スキ 21

コオシキ 25

セツカイ 27 (之で舟を動かすことあり、
山中湖畔平野特有語)

バンバ 33 (木製)

ミチアケ 35

テンバ 35

三二 輪カンジキ (爪のあるもの A 爪のないもの B)

ツメカンジキ 7 A 25 A

ツルカンジキ、マルカンジキ、ハナカンジキ

7 B

カンジキ 8 A B 16 21

ハカンジキ 9 A

ツメカンジキ 12 A

カエンジキ 13

ケンジキ 15

ワカンジキ (大アワ、中アワ、大カテ、中カテ、小

カテ) 17 B

メソ(ス)カンジキ 18 B

ガンジキ 20 B

マルカンジキ 25 B 26 B

アキタカンジキ 26 A

カツチキ 27 (特に郡内地方にて)

ワカンジキ 29 A

ユキワ 29 A

ワ 29 A 33 B (材、トネリコ) 35 B

ガソリキ 35 A

三一四 ス カ リ (輪カンジキより大きく圓形)

スカリ 7 8 19
ワカンジキ 11

カンジキ 12
ツルカンジキ 26

三一五 鉄^カカンジキ 括弧内は爪數

サンボンズメ 7
ツメカンジキ 12 (四)

ガンリキ 20 (三、四)
ガンジキ 29

カンジキ 13 (三) 29

カナグツ 33

カナカンジキ 17 (三) 26 (四)

カネノガンリキ 35

三一六 着 ゴザ

ゴザ 5 17 31

エゴザ 7

キゴザ 8 20 30
コザ 16 21

スゲゴザ 7

三一七 蓑の種類
日除け用 B A
雨降り用 B A
荷負作用 D C

ケデ 1 2

バンドリ 4 16

ミノ 5 B 17 B 20 B 29 B 30 B 31 B 33 B
ゴンギミノ 6 A

バンドリミノ 6 B

ヒロロミノ、ワラミノ、オリカワミノ、ノイゴ

ミノ 7 B

ワラミノ、クゴミノ、ノイゴミノ、タコミノ 8

カチミノ 10 A C (材料、ウリハダカエデの皮)

ミノ (シナ皮製 B、C、藁製 D) 11

アメミノ 12 B

ゴザ 12 A

ケラ 13

ミンコゲラ 14

ミノ 18 (菅製)

バンドリ 18 (藁製)

ショイミノ 20

三二八 腰 蓑

マエミノ 5 32

コシミノ 7 13

テミノ 21 (袖付)

ヒラミノ 21 (袖無、背中の部分のみ)

ケミノ 25 B

ネコミノ 25 A

バンドリ 25 C

ササミノ 28 B (菅製)

セナカミノ 29 A

マエミノ 29 B (作業用)

オーミノ 33 (マント型)

セナボーン 33 A (袖なし)

ソデミノ 35 B

ドーマル 35 A

マイブリ 33

マエブリ 35

三一九 帽子並に冠り物の種類 藁製 A

ハッタギ 6 A

ゴメンボーシ 9

ケガサ 13

三二〇 雪の冠りもの

フワリ 5

ボッチ 5 13

ハッタギ 6

スゲボーシ 7

シヨロボーシ 7

サンカクボーシ(シユスボーシ) 7

ミノボシ 8

スマンブクロ 11

ゴメンボーシ 11 12

ミヤボーシ 12

ドモコ 13

山岳語彙蒐集報告(一)

ミノボチ 13

ムギワラボーシ 2

カツボシ 31 (紙コヨリにて編む)

サントク 13

ズキン 13

フロシキボッチ 15

ケダボッチ 15

ボアサギボッチ 15

ワタボシ 17 (眞綿製)

カンゼンブーシ 25

オコソ 29

カツボシ 31

ズツキン 31 (布製頭巾)

スツボン 34 (簑型)

三二一 笠

スゲガサ 2 7 20 22

ヒノキガサ 2

アミガサ 7 22

ヒロロノアミガサ 25

パツチヨロガサ 22

ヒノキダマ 28 (檜笠)

ジンガサ 31 (皮製、武士用)

タカランパツ 31 (竹皮笠)

ビロガサ 31 (檳榔笠)

スゲガサ、ツマオレガサ、パツチヨロガサ 35

三二二 草 鞋

ワラジ 5 8 17 21 22

ワランジ 25

ジョーリ 27

ワラジ 28 (琉球紐「蘭草を使用」、藁紐の二種あり)

ワラジ 29 (ワラジ、ゴンゾーワラジ、ナベズルワラ

ジの種類あり)

ワジロ 30

ワラツ 31

三二三(四) 藁

沓 (雪沓)

浅いもの A 深いもの B 俵型雪踏 C 甲當 D

爪先當 E

ゲンベイ 4 A 25 A 26 A

フカグツ 4 B 6 B 17 B 21 B 25 B 26 B 35 B

ワラグツ 5 A

タワラグツ 5 C

ジンベ 6 A

ワラジ 8 A B

コンゴ 10 A

スッペンジョ 10 B

スッポ 10 D (薬製、雪中用)

クツ 12 A 13 B 14 A

フンゴミ 12 B 33 A

ケリ 13 A

ジョリシベ 14 A

アグトシベ 14 A

カジカシベ 14 A

フミダラ 14 C

タラシベ、ズダシベ 14 B

ツマゴ 14 E 35 A

ゴベ 14 E

三二五 脛 巾 括弧内は材料

ハバキ 5 13 11 (薬) 15 17 (ガマ) 20 (布) 21 (ガ

マ) 25 26 (薬、ヒルバ) 30 35

ワラハンバキ 6 (薬)

セミカシラ 14 E

ヘトロ 14 A

ウソ 16 A

ドンボ 16 B

ナカフカグツ 17 B

オーフカグツ 17 B (雪路あけ用)

ユキワラジ 21 A

オソブキ 25 A

ズンベ 5 E

フカズツペイ 7 B

ユキグツ 27 (山中湖畔) 29

ゲンペイグツ 27 (同)

ホソカケ 26 A

ハツパキ 7 (ノイゴ、折皮)

スネアテ 7 (同) 25

ハバシキ 8 (薬、藤、ガマ)

山岳語彙蒐集報告(一)

一五六

キャハン 19 20 (布) 22 27 (コハゼ留、男用) 30
 シブツカラミ 25 (布)
 ハバキ 27 (山中湖地方、昔の女使用、絹製、上下紐)
 ハバキ 28 (コハゼにて留めるもの、上下を紐にて結ぶものあり)

ハバキ 29 (キャハン、ミゴハバキ、ブドーハバキ)
 タツチャゲ 31 (鹿皮製、脚部の前、側面腿部までをおほふ、紐附け三ヶ所)
 ハンバキ 33 (ガマ)

三二六 腰に下げる囊

タメテゴ 6 (材、ワラ、アケビツル)
 ボダス 7
 トイシブクロ 8
 ホブクロ 8
 トブクロ 10 (砥石入)
 コダス 13 14
 コダシ 15
 ドーラン 17 (材、藁、ガマ)
 コシイコ 18 (材、藁)

イズミ 18
 テゴ 21
 コシカゴ 25
 トイシイレ 25
 ヤマテゴ 32
 コイズ 33 (藁)
 コシズ 34
 サデコ 35

三二七 背に負ふ囊 (ランドセル型など)

ビク 2

テンゴ 5 26

オーテゴ 6

セオイダス 7 (材、藁、折皮)

ジンキチブクロ 10 (辨當入、布製)

カマス 12 13

ヨコダラ 14 (材、藁、辨當入)

ニダラ 15

タビノ 17 (採集帖挿圖と同じ形)

イズミ 18 21

三二八(九) 辨 當 入 木製(曲物)A 籐製B 網C

メンパ 1 A 2 A 6 A 10 A 11 A 12 A 16 A

ワリゴ 17 A 19 A 20 A 25 A 28 29 30 32

メツパ 4 A

ワツパ 5 A

ショイナアダラ 19

ショイアミ 20

ショイブクロ 20

ショイカゴ 25

セナカアテ 29

イジツコ 30

イジーコ 30

ツズカガリ 32

カンガリ 34

サラクチ 35

コリ 6 B 17 B 21 B 27 B 33 (柳製) 35

メンツアミ 7 C

タスアミ 7 C

メンツ 8 A 19 A 21 A 25 A 33 34

タケコリ 11

山岳語彙蒐集報告(一)

一五八

ヒルゲワツパ 13
ツゲ 15
アツバ 18 A
ベントービツ 27 A

ワツパ 26 (曲物製にて楕圓形)
メンパ 26 (曲物製にて圓形)
ガエ 30 (杉製)
コーリ 30 B

三三〇 編んだ囊

(主として
辨當入)

弧括内は材料、大きさを示す

スカリ 1 16 19 21 29 30 33 (麻)
ショイゼエフ 1 (布)

ヒルツツ 13

ヒグツ 2 (藁、 $1R \times 1R2\frac{1}{2}$)

イズミ 18

ヨクチ 5 報告者註、兩口の訛音ならん

コシツケイズミ 18

ヒールアミ 7

ショイブクロ 20

メンツアミ 7 8

アンブクロ 25

タスアミ 7

モジリ 26 (布)

ジンキチブクロ 10 (布)

イジツコ 27 (布)

テンゴ 12

アミブクロ 30

アミ 12 26 (麻アヤ)

ヒツコン 31

タナテゴ 32

三三一 山 着 (勞働着)

(註、仔細にその形體を調べると種々に分れるが茲には報告のまゝを記す)

ヤマギ	1	20	28
ハンコソデ	5		
デダチ	6		
ヤマギ	7	(冬のもの)	
ヤマノノコ	7	(同)	
ヤマギモノ	8	26	
ウワツパリ	10		
ハンテン	10		
サシモノ	11		
ヤマイシヨ	12		
デタチ	13		
ヤマキモン	16		

ミジカベ	17
ハンコ	21
ヤマツキモノ	25
ヤマジバン	25
シゴトギ	27
ヤマバンテン	29
ミジカジバン	30
ミジカアワセ	30
ミジカワタイレ	30
サル	30 (上部に着る)
ハンチャ	35

モンペ	5	33	35
サルバカマ	6		
モツクラ	6	30	

山岳語彙集報告(一)

一六〇

モモヒキ	7	12	20	(モンベは昔より無い)
サルツパカマ	7			
サンパク	7			
オツコミ	8			
ヨツコギ	10			
サルモモヒキ	11			
モツペ	13	15		
カッタチ	14			
ジヘラ	15			
タツキ	17			
三三三 尻 當				
シリカワ	1			
シツシキ	1			
ケツカワ	7			
ケツアテ	7			
シリアテ	10	16	17	19
アテシカ	14			32
				(皮製)
				(鑛山夫用)
イツカマ	18			(雪袴、白山々麓)
タツピ	18			(同)
サシコバカマ	25			
カリアゲバカマ	25			
カリサン	26			
ユキバカマ	29	30		
ノバカマ	30			
バツチ	31			
タチアゲ	32			
タチカケ	33			
シキツカワ	20			(材料、カモシカ、サ、グマ)
コシカワ	29			
タツツケ	30			
シイアテ	31			(むじな皮製)
ヒキカワ	34			(革製)

行爲に關するもの

四〇一 山へ入ること

ヤマノボリ 14 25

ヤマイリ 17 21 25

ヤマ エ ユク 20 29

四〇二 山入りの日その他

山仕事の人が始めて山に入る日A
山入りを忌む日B 山仕事を休む日C

ヤマノクチ 2 A (毎月八日を忌むB)

クチアケ 6 A

ハツヤマ 7 A (不淨日等を忌むB)

ヤマノカミ 8 B

ヤマイリノヒ 9 A (一月十一日)

ヤマノカミ 10 B C (舊二月十七日、十月十七日は
山神の祭の日として、山ノ講員が集まり祝をなし、當日山仕事を休む。又、
毎月一、九、十七日(舊曆)は山に入るを忌む)

カメセツク 12 B (四月四日)

ヤマイリ 17

ヤママツリ 18 (山祭、三月九日、九月九日)

ニューザン 25 29

ヤマユキ 32

ヤマノカミマツリ 22 (山神祭の當日、毎月
十六日、入山を忌む)

ハツヤマ 25 A (入山は死日、産日を忌む)

ミタテヤマ 25 A

* 一月十七日山ノ神へ御神酒を供へ當日お日
待する。一月廿一日を「山ノ神の冠落し」とい

ひ山入りを忌む 28

ハツヤマ 29

* 山入りの日を定め當日を「山ノロがアイタ」

といふ 30

* 初日を山シコンの日、月の舊十六日を忌む

31

* 山ノ神の日(二月九日、十月九日)山神が山の
木を數へる日で當日山に行くと木に數へこまれ

四〇三 山より里へ降ること

アガツテクル 6

ヤマオリ 7 25

ヤマオレ 14

ジヤーマ 17 (出山)

ヤマクダリ 27

四〇四 登ること

カキアガル 7

アガル 7 17 18 21 25

ノボル 14 25

ノブル 7

カキアガル 29 (岩壁をよちのぼる)

四〇五 降る

ると云ふ、當日は山行をせず、木にも上らぬ、
木も切らぬ 33

モジル 26 (山言葉、シシヤマにおいて)

ゲザン 29

クダル 29

サトクダイ 31 (里降り)

ハイアガル 29 (同上)

イワ エ カキツク 30 (同上)

イワ オ ヨジル 30 (同上)

イワ ツタウ 33 (岩をよちる)

四〇六 山稜を越えて行くこと

オリル 7 (川へ) 8 17 18 21
クダル 7 (尾根より) 25

オネゴシ 2 10 28 29

ツルネゴシ 7

ソネ コエル 7

ヤマゴエ 8

オボネコシ 16

アツテラ エ ユク 17

ヤマゴシ 17 20 22

四〇七 斜面を横に行くこと

ヘツル 1 (岩壁に對して) 4 7 17 26 29

カラム 4 7 14 26

オンマワシ 23

ヘツリ 23 (特に瀧等を巻くこと)

ヘグル 14

オル 22
サガル 25

ムネゴシ 18

オーゴエ 21

ソネゴシ 25

ミネドーシ 25

オゴシ 32 (尾越)

サカゴシ 35

ヨコギル 17 27

ヨコ ニ ユク 20

ツタウ 21

ツツカラム 25 (總體的)

ヘツル 25 (部分的)

四〇八 傾斜面を迂回して登ること

ノギル 27
ヨコテ マワイ 31

カラム 4

マク 4 27

タオル 7

タオツテ ノブル 7

ヒジオツテ ノボル 14

マガツテ アガル 17

マガリミチ 20

四〇九 縦走すること

ツツキル 2

ソネワタリ 4

ヨコツペツル 7

オネドーシ 10

オネアルキ 10

ヨコズタイ 32

マワル 22

ヒンマーンシテ ユク 25

マイテ イク 27

ヘノボル 29

ヘテ ユク 29

ウネリ 30

ヨコテ マワイ 31

オボネドーンシ 17

オズタイ 17

チヨク ニ ユク

オツタイ 22

タツ ニ トース 25

18 (報告者註、チヨクは直)

ミネツタイ ニ イク 26
オネ ブタイ 28 29

ミネ ブタイ 30

四一〇 藪、雪中を行くこと

藪A 雪中B
區別の報告なきものは符號を略す

コグ 4 5 6 11 12 13 15 17 21 26 34 35

ユキ コグ 7 A

ヤブ モグル 7 B

コザク 7 A

ヤブサワギ S B

コネル 11

コグ 14 A 25 A

ムグル 14 B
ゴグル 20

モザクグリ 25 B

モザツコギ 25 B

コギ 25 A

コグ 29 A

オヨグ 29 B

四一一 川を徒渉すること

カワコシ 1 2 20

カワ オ コザク 4

ワタル 5 13 17 21

コグ 6

カワ オ コエル 7

カワ オ コス 7 28

カワカリ S (川狩)

カワゴエ 9

コエル 13 14

カワ オ コグ 25

コザク 26

カワゴシ 28 29

コス 30
カワ オ ワタル 35

四一二 谷を行く場合、高廻りすること

ヘズル 4

カラム 4

マワル 4

サゴイ スル 7

ウエ オ マク 10

ウエ オ カラム 10

マリミチ シル 14

ウイ エ マイテ ユク 16

マワッテ ユク 17
トーマワリ 21
ブンマース 25
ミノ マワイ 31
ヨギル 32
ブツコイル 25
ヒンマース 25
ヨケジ 26 (この場合の路)

四一三 休むこと

イッブク スル 1 7 12 14 17 28 35

タパコ ニ スル 1

ヒトヤスミ 1

イッブク 5 8 21 29

チット ヤスム 7
ブクル 11 (使用例、ブクルカ)
ヤスム 13
コパ オ スル 16 (荷物を下して休む時)

四一四 辨當をとること

タボコ ニ スル 19 (喫烟に關係なし)
 イツブク ヤル 20
 ヨコウ 22
 ヒトイキ ツク 25 (一服すること)
 イツブク ノム 26

四一五 露營をすること

ママ クー 5
 ミシ (メシ) クー 6
 ヒル ニ ショー 7
 ベントー オ ハズス 8
 パクツク 11
 メシ 12
 ヒルアガリ 14
 ヒルママ ニ スル 18
 ノジク 1 2 5 7 10 12 21 25 34

山岳語彙集報告(一)

ヒトイキ 29
 イツボン 30 (人夫が用ふる荷棒^{コシゴ}を背負^{セイ}梯子^{ハシダ}の尻に
 當て休む)
 ヨク 31
 タバコ 34

ヒルメシ 21
 メシ ニ スル 25
 マンマ ニ シル 25
 ヒル ニ スル 27
 ベントー オ クー 26
 オヒル ニ スル 30
 ベントー ビラキ 31
 ノシヨク 14

四一六 か つ ぐ (荷物)

ノシヨグ 15
ノジク スル 17
ノジユク 20 26 29
ノジユク オ スル 29

カツグ 5 7 13 26

カツネル 7 8

ショ 1 10 30

シツカツネル 12

カズク 16 17

ニナウ 21

カル 1 22

四一七 疲 れ る

クタビレル 1 2 5 6 7 8 10 11 12 13

16 19 26 27

クタブレレル 7 34 35

トマリヤマ ニ ヌク 30
トマリガケ ニ ヌク 30
ヤマドマリ 31
ヤマゴモリ 33

カタグル 22

カタゲル 35

ヒキカツグ 25

ブツカツグ 25

カル 31

カタグ 32

イナウ 34

クタビレル 10 20 25 29 30

コワエ 15

ヨワル 17

四一八 山で身體の具合の悪いこと

ツカレル 19
 カンダルイ 19
 クタブレル 21
 ダル 22
 ダッタ 22
 コワカッタ 25

カッタルイ 27
 シンドイ 27
 ゴシタイ 29
 コンキイ 30
 ダレタ 31

四一九 急ぐ

ナンギニナル 7
 ヤミダス 17
 ヤマヨイ 25
 ヤマヨワリ 27

アタッタ 31
 ヨクロタ 31
 ハカゼニオクタ 32

カセグ 2
 セク 5
 チャチャトイ 6
 イソグ 8
 9
 25
 26
 29
 11
 17
 19
 21
 22
 28
 30
 31
 32
 35

セグ 12
 ドシメク 13
 ドシメカス 14
 ウロタグ 15

サーグ 25

キ オ セル 34

四二〇 強行すること(強行軍)

ツユイ アシ デ ユク 7

ハヨ イク 17

ハヤガケ 20

ノ ー シテ ユク 25
ハ シ イ 31

四二一 夜行すること(夜行軍)

ユドーシ ニ ユク 7 (急病、事變の場合)

ヨミチ 10 17 20 31

ヨドーシ 25 26

四二二 焚火をすること

ヒ オ モス 1 7

ノビ 8

ヒ オ タク 17 22

ヒ ー サマ オ タク 17

タキビ 20 21 29

ヒ ー モス 25

モシビ スル 27

ヒタキ 29 32

ヤマビ オ タク 31

カガリ 33 (信仰)

四二三 道しるべの方法

積石、枝折、鉋目 4 11 17

枝折、積石（夏期）、赤旗（木綿布を竹につける、冬期）5

サイミ（木を伐り又は折り曲げて立てる）7

枝を折つて挿し立てる 9 12

積石、枝折、柴結、草結ビ 14

枝折、鉋目、アオキをくくる 18

四二四（四二五） 雪斜面を滑り降りる 棒ズリA

スベリオリル 7

ズイナ ニ ノル 7 A

シリコ ズイナ 7 B

ズマ（樹枝を数本結びつけて其の上に薪、木炭、人等をのせ山上より引き降すこと）1

スラ 2 B

スッペリ オチル 6

シバソリ 8 B 10 B

ケツゾーリ 11 12（尻ゾリの意）

メズルシ（ナタメ、モヤ（小枝）オリ）20

鉋目を入れる 25

積石、枝折、鉋目、杭をたてる、印をつける 29

枝折 31

シオリ 32

ミツメ（木に印をつける）、枝を折る 33

ミチワケ（道に標柱をたてる）34

柴を股に入れるB

エダソーリ 11 B

ケツジョリ 14 B

ノテオドシ 14 A

ポーズリ 16 A

スベツテ オリル 17

ズツテ オリル 17

ポーデズル（スベル）17 A

シバ シイテ ノル 17 B

補 大聲で怒鳴ること

シャナル 23

ガナル 4 (山中にて大聲で人を呼ぶこと)

四二六 吹雪中の凍死

フキ ニ アウ 2

フキダオレ 4 5 7 25 26

フギドレ 4

フキダオリ 6

コゴエ シヌ 8

フブキドール 10

ユキドール 10

ユキダオレ 11

ズリコケル 28 (すべて斜面を滑り降りる)
ササスベリ 33
スベリト 35

ドナル 4 (同)

フギドリ アウ 13

コゲ シヌ 13

フギドリ 14 15

ココイジニ 16

フブキダオレ 17 18 21

ゴゲエ シンダ 20

ココエジニ 27

シミシヌ 29

四二七 寒さの爲め手足の自由が利かなくなる

シミシシダ 29
コゴエジニ 30
コシケジニ 32

テガ カジナル 1

カギレル 2

カゲル 5 14 30

ハジカム 6 7 8 12 26 30 (北信)

カゲエル 10

カジケタ 11

ハジカンダ 11

カンガエル 13

コゲル 13 20

カジケル 16 18 29

四二八 身體が雪だらけになる

ユキマブレ 5 8 10 11 12 13 14 21 35

コジケル 34
フキニ フケタ 35

コゴエル 17

カジカム 19 27 28

カジカンダ 20

コジケル 21

テガ カナワン 22

ボツコ ガ キカナク ナル 25

カジンダ 27

ゴウゴ ガ カナワヌ 32

アヤコイ 35

フキダラケ 6

ホウテ
マグレ
7

ユキダラケ
9
29

イキダラケ
16
17

イキコンコロ
17ユキマブリ
18

四二九 雪の反射で眼を痛める

ユキニヨウ 1

マヂツポイ
2

ユ
キ
メ
5
8
12
14
18
21
26
33
35

エギメ
オゴス
6

（使用例、カガッポデ
「眩しくて雪眼を起す」）

コキメ
ガ
ソジル
7

ユキメニナツタ
11ユキメ
マケル
13

追加

ユキヤケ（凍傷） 4

ユキマビレ
25ユキマミレ
28ユキダルマ
29ユキマルケ
30イキメ
16イキメ
ガ
オコル
17ユキメ
ソダス
25

メ
ヲ
ユキヤケ
シタ
27

ユキヤケ
28ユキヨイ
32

ユキヤケ 21 (雪焼けで黒くなる)

牧畜に關するもの

五〇一 放牧山

タテノ	1	12
ノバナシバ	4	
ボクジョ	1	4 20
ウマタテバ	7	
マキバ	10	11 15 30

クサノ	12
ノバナシ	13
マキバ	14 (馬牛共)
ヤマボクジョ	1
マツ	31
	29

五〇二 馬(又は牛)の飼料とする雜草を刈る土地

マグサバ	2	13 29
クサカリバ	6	8 29 35
カンノ	7	
クサバ	7	31 32
カレボシカッパ		11
クサカリバ	14	

カリボシバ	1	17
クサカリバ		22
タテノ	25	
ワヤマ	27	
クサノ	28	

五〇三 秣^マ草^{グサ}刈 附、干した秣草A

山岳語彙集報告(一)

タテタサ	1 A
クサカリ	7 10 21
カツカイシカリ	7
カレホシカリ	11
ハギトリ	14
クゾトリ	14
カリホシブチ	14
ケグサカリ	15
カリボシカリ	17

ウマグサカリ	17
アサクサカリ	18
クサキリ	22
ウマンクサカリ	25
カイバカリ	27
ウマノクサカリ	29 (夏)
ホシクサカリ	29 (秋)
クサキイ	31
カリボシ	32

五〇四 放牧柵の入口の横木

マセ	1 6 7 8 10 14 15 27 29 30
マセンボー	2 11 25 28
トオセンバー	7
ヤライ	13
セン	17

マシ	19
コテ	31
トーザイ	32
キド	35

五〇五 父 馬

(次の地方名中、ウマと報告あるも、發音として
は恐らくンマとなると思ふが此のまゝとする)

五〇六 母 馬

タネウマ	2	31
コマウマ	2	6 (四歳以上)
テデウマ	5	11
コマ	6 (四歳以上)	10
テテウマ	7	25
		26
		30
		32

五〇七 仔 馬 (總稱)

ハハダ	2		
ゾーヤク	2	10	11
メウマ	5	13	26
ババウマ	7	30	
ハダウマ	13	14	15
ゾヤクウマ	14		

ト ー ネ	2	27 (山中地方)
ウ マ コ	5	
7	6	
18	13	
31	14	
	15	

山岳語彙集報告(一)

チ	チ	チ	カ	オ
ゴ	ウ	ウ	ジ	ト
マ	マ	マ	ョ	コ
			ウ	ウ
			マ	マ
13	14	20	14	18

オンナウマ	18
ハハウマ	20
オヤンマ	25
ドーヤリ	30 (遠山)
ダマ	32

ト	ト	ト
ー	ー	ー
ネ	ネ	ザ
ツ		イ
コ	10	
	12	8
11	29	

ウマツコ 25

五〇八 一歳の仔馬

ト1ネ 1 29

ウマコ 5

ト1ザイコ 6

ト1ネツコ 7 25 29 30

ト1ザイ 7 8 15 17 18(當歲) 20 22 27

ト1ネ 10 11

五〇九 二歳の仔馬 (三歲A)

ニサイコ 5 13 14 15

ニサイツコ 7

サツサイツコ 7 A

ト1ザイ 8

ニセ 10

サンゼ 10 A

ニセエコ 11

ウマンコ 31

トンザイコ 13

トネコ 14

トズエコ 14

ビツコ 30

トザイ 31

ト1ネゴ 32

ニサイ 17 18 20 22

ニセ1ツコ 25 29

ニセイ 29

サンゼイ 29 A

サンゼイツコ 29 A

ニセウマ 31

五一〇 四歳以上の仔馬 其他

オトナウマ 7 8

ガンジョ 7 (十歳以上) 11

ガジョ 15 (七、八歳)

トシヨリウマ 18

五一一 毛色による呼稱 (馬の種類)

* カゲ、クリゲ、ツキゲ 2

* 白、黒、赤、ツキゲ、クロウマ、カゲ、ク

ルゲ 7

* カゲ (赤)、クロ (黒)、クリゲ (赤黒)、シロ

(白) 8

* カゲ (赤) クリゲ (赤茶) 11

* アオ (黒)、栗毛、トチ栗毛、アシゲ、鹿毛、

クロカゲ、サク (額より鼻峰へかけて白きもの)、マ

エボシ (額の白點) 14

* アシゲ (白)、アオ (黒)、カゲウマ (褐色) 15

山岳語彙蒐集報告 (一)

シマ 25

マエビラ 31 (十歳迄)

ハサツ 31 (十歳以上)

ボンタウマ 32

* 白、ヒバル、カ毛、クロカゲ、ツツ毛、ク
リ毛、カンツツ毛 22

* アオ (黒)、クリゲ (赤) 25

* ツキゲ (クリームに似た色)、アオ (黒)、クリ
ゲ (赤茶)、鬼鹿毛 (白毛で臀に斑あるもの) 27

* トキ (馬の背五尺あるもの、五尺以上あるものを
トキ何す。立て髪を終る所より垂直に前脚の近くに線
を下して計る) 27

* カワラゲ、クリゲ、トチクリゲ、ツキゲ、
アオ、ドロツキゲ、アシゲ、ゼニアシゲ、カゲ、

一七

ベニカゲ 29

* カワラゲ、クリゲ、トチ、カゲアカ、カゲ

ベニ、カゲクロ、アオ、サメ、アシゲ、スミク

ロ 30

五二二 牛の親、仔

ベーボ 11 (仔)

ボー 11 (仔)

コテウシ 11 (父)

チウシ 11 (母)

トーネウシ 11 (仔)

ニセーウシ 11 (二歳仔)

チチウシ 14 (父)

ハンダベコ 14 (母)

ベココ 14 15 (仔)

オヤベコ 15 (親)

ベベノコ 22 (仔)

* 鹿毛、栗毛、月毛、カシ毛(白黒交り)、青毛

(黒)、葦毛、川原毛 31

* アオ、クリ、ツキ、クロカゲ、カゲ、ベニ、

ベニカゲ、サシ 32

* アカ、クロ、アメ、トラ毛、白毛 22 (毛色に

よる)

オヤウシ 25 (親)

ウシツコ 25 (仔)

ボー 28 (親)

ウシンボー 28 (同上)

ウシネンボー 28 (同上)

コロ 28 (仔)

ウシツコロ 28 (同上)

ウシンベ 30 (總稱)

コテウシ 30 (牝牛)

雜

ニセウシ 31 (二歳仔)

コテ 1 32 (父)

ウナメ 32 (母)

コブ 1 32 (仔)

オヤウジ 35 (親)

コウジ 35 (仔)

六〇一 獵師

カリニード 1 10 11 17 19 26 27 30 31

テッポウチ 1 4 5 11 25 27 28

シシブチ 1

シシトリ 4

カリニード 7

テッポウチ 8 27 29

マタギ 13 14 15

リョーシ 21 29

ヤマシ 25

カリンド 32

六〇二 獵師小屋

トヤ 2 27 (用言例 トヤ カケタ)

カリゴヤ 7 31

マタギ ゴヤ 13 14

ケド ブツ 14 (マタギが小屋をかけること
小屋の出入口をケド)

カリニードゴヤ 17

ヤマゴヤ 25

テッポウチゴヤ 26

リョーゴヤ 29

トヤ 30 (特に身を掩ふ場所を設けた所)

六〇三 山 畑

ヤマバダゲ 6

ハタケ 7

ヤマバタ 17 29

六〇四 焼 畑

サス 1

サクバ 1

カナ 5 13

カンニヨ 6

カンノバタ 7

ヤキノ 8

カンノ 12 22 26

カノ 14

ナギ 16

ヤキバタ 17 21 29 30

ヤマツバタケ 25
オコシ 30 (新なる所)
カリヤマ 30

ナギバタ 17 18
アラハタ 17
カッパタ 18
カノパタケ 25
ヤキハダ 27
キヤーラ 28
アラク 28
ヤマバタ 29
キリハタ 29
ヤツマツ 31

カリウ 35

六〇五 焼畑作業

カナブチ 5

カンニヨカリ 6

カンノカリ 7

ノナギ 8

カナカリ 13

カナウチ 13

カノマキ 14

ナギヤキ 16

ナギカリ 17

ハタケカリ 17

ハダケヤキ 17

カノウチ 25

六〇六 山中の休憩處

ヤスンバ 1 7

山岳語彙蒐集報告(一)

カノウネー 25

カンノ オコス 26

ヤキハダ オ コシラエル 27 (秋ソバを蒔く作

業)

アラク オ オコス 28

キリハタ オ ツクル 29

ヤマヤネ 30 (焼くこと)

カイナツシ 31

コバキリ 32 (伐る時)

コバウチ 32 (耕す時)

カリウウチ 35

カゲバ 6

一八三

ヤスミバ	8	13	17	18	25	26	29
チヨ一バ	10						
コバ	11	29	(仕事の根據地)				
ヤスミバ	14						

六〇七 殘雪型

* タネマキデヂ(種播爺)、鳥海山二、〇〇〇米
邊、狸と蛙一、一〇〇米邊、前者の現はれると
き山麓民は種をまく 5

* カノコ 7

* シロウマ(代馬)、五月田の代^{シロ}かきの時、白馬
北方に黒い馬が出るので、代馬が出たといふ、
代馬が白馬に變つた 10

* タネマキデヂ(種播爺)、五月種播時に爺の形
に雪が消えるので、それを種播爺といふてゐる
10

* 中尾(地名)の山へ臥牛と跳馬の形が出れば、

ヤスミト	21
ヨコイバ	22
ニヨ一バ	27
カタバ	35

苗間をしてもよい 12

* 鳥海山の船形(五月船)田植をなす 13

* 須川岳の内、横岳のエンコユキ(大雪)は田
植の目標、殘雪が犬の形に見える 14

* ウツギヤラのイトマキユキ(イトは麻の意)、
殘雪の形が大きな酒コシ^ほどになれば麻を播
いてよい 14

* うノ字谷、はつきりと「う」の字に殘雪が
なければ田植となる 16

* 牛雪(白山、村松町の南二里) 26

* 農鳥(富士山) 27

* ヒエマキデヂイ、五人ポーズ、ガンクビ、サギダル、シマダアタマ（中央アルプス西駒ヶ岳實
 剣岳斜面に現はれるもの赤穂村より） 29

* 氷山^{ヒョウサン}の残雪が牛の眼の玉位ゐになつた頃、
 田植を始める 35

六〇八 山彦

ヤマビコ 5 8 17 21 35

ヤマナリ 6

チャチャボコ 7

コタマ 9

コダマ 10 20 27

六〇九 深山に居る小兒形をした怪物

カブキレコ 7

コンポーズ 11

バケムン（小兒の泣聲を出す、この行爲を狸、狐だと

信す） 31

カリコ 32

六一〇 木を伐る音をさせる山中の怪物

テンゴサマ ノ キキリ 7

キキリ 11

テング 25
 ムジナ 29

バケムン 31 (天狗と信ず)

六一 雪女郎といふ怪物

ワタボーシ (深夜大道一面にひろがる正體ムジナ) 11

ユキオンバ 30

ユキオジ 30

六二 作業を忌む山

* タタリヤマ 1

* バケモノヤマ (木を伐ると怪我をする。夜は泣聲、泣音のする所) 7

* イソエムザワ (實例、大昔、磯右衛門の惨死の澤、不思議あり) 11

ジャガマ (實例、炭竈の中に蛇形ができる) 11

六一三 凍り飯

シミミシ 5 14

シミママ 6

シミタ マンマ 7

ユキオージ 30

ユキオナゴ 32 (女形)

ユキオンジヨ 1 32 (男形)

* テングヤマ (天狗山) 18

* マシヨ (魔所) 18

* アゲヤマ 32 (樵夫又は木降り其他の怪死の場所)
(附) 三ツ又のある木は大小に拘らず樵夫が伐らない 27

シミメシ 12 13 15 25

シミタ ママ 17

イデメシ 21

コーリメシ 29

六一四 山案内人

センダツ 5 13

ニンソク 6

サキバー 7 (註、バーはボー)

アンネイ 11

チュゴ 16 (報告者註、當地方の山は佛教により開

けし山故、案内人は道中、名所舊蹟を語りつゝ登りし

六一五 山人夫

ニンブ 5

テマトリ(トマトリ) 6

ダチンソイ 7 (註、ソイはショイ)

ニソイ 7 (同)

ニンブ 8

ゴリキ 11 13 27 29

イテタメシ 35

により仲語と云ふ)

チューゴ 17 (報告者註、現代はゴリキにて通り

おる)

ヤマアンネ 25

アンナイニン 29

タテヒキ 31 (獵師の案内人)

ヤマニンソク 13

ボツカ 17

ショイツコ 25

ショイコ 30

ヤマシ 30 (山で働く人)

ダチンモチ 35

追加

* ヤマイワイ (山祝。熊狩、山登りの後に無事を祝し成功を喜び酒を飲むこと) 4

* ムスビ、ヤキメシ(握り飯) 11

* ホシイ、イリメシ(干飯) 11

* アズキトギ (深夜、小石をザクザクと音させ、

小豆をとぐやうな音を發する怪物) 11

* ミコシニエードー (始めは小坊主で見る間に大入道となり見下ろすと消える怪物) 11

* ズイコンポー (坊の戸の節穴から尾をさしこみ

ズイコンとして、名を呼ぶ如し) 11

* コバミ 30 (間食、遠山地方)

附 録

(一) 山 言 葉

忌詞として報告せしもの(所謂山言葉、マタギコトバ) A
普通の地方語又は其他の語として報告せしもの B

* エダ(熊の手足) ハラワタ(熊の腸) ムスビ

(握り飯) ヒジロ(圍爐裡) 1 B

* ヤマアセ(山行着) テツカイシ(獸皮手袋)

カワツタビ(獸皮足袋) シャツプ(編笠) クマゴ

(鍋) マガリ、シルマガリ(杓子) ヘラ、ママヘ

ラ(飯籠) カオツ(汁椀) エラクレ(箸) コメ(米)

マンマ(飯) ザワ(握飯) シチ(味噌) シヨ(鹽)

サイ(水) スタレ(雨水) サケ(清酒) ドブ(濁酒)

ヤゴ、テナベ(炊事する) ヒモシ(焚火する) モ

ミ(火) ジロギ(圍爐裡) ナガイ(雪籠、小長柄)

ヤマガタナ(鉋) ユキ(手斧) テッポー(鐵砲)

ヤリ又はサンカクヤリ(手槍) カラクリ(細引)

山岳語彙蒐集報告(一)

コズカ(小刀) ハンサシ(山刀) シロ(雪) アラ

ネ(糞) シャナル(唄ふこと) ハジク(小便する)

ステブチ(大便する) ステバ(便所) トリモノ(獲

物) マキガリ(捕獲する) ドーシン(法印) ボー

ズ(僧侶) マガル、マガツタ(人間の死) サシナ

ル(熊の死) サジナルゴエ(熊の臨終の泣聲) ヤゴ

(熊の血) ヤグロ(羚羊の血) オトコグマ(牡熊)

オンナグマ(牝熊) クマノシシ(熊) クラシシ(羚

羊) カゴ(鹿) エテ(猿) シシ(猪) アタマ(熊

の頭、以下熊についていふ) エダ(手足) ノドチヨ

ーチン(氣管) アカブコ(肺) エキギモ(心臓)

オーズツミ(胃袋) ヒヤクヒロ(腸) アツキギ

モ(腎臓) レンゲイキモ(肝臓) クマノエ(膽囊、

「熊の膽」は藥品として貴重、一匁代は白米一俵代に同じ。ハラワタ(臟腑全體) ハラオビ(子宮、人のお産の時用ひて安産を祈る) 7 A(小魚沼郡湯ノ谷村銀山平、北ノ又川、中ノ又川、赤川表地方) 編者註以上には純然たる山言葉以外に地方語の混入を屢々見る。

*ドブロク(濁酒) オシカケ(炊事する) ジロ(圍爐裡) テスキ(雪簍、普通長さ四尺位、長テスキは長さ九尺位) ノコ(鋸) ホソビキ(細引) 11 B

*ケダビ(獸皮足袋) クロペ(鍋、北秋田郡阿仁) フテ(杓子同上) シヤツケア(飯簍同上) ツグリ(箸同上) ゴキ(汁椀) クサノミ(米) シヨ(鹽) エンコダテル(焚火する) タテ(手槍、片刃) ホソビキ(細引、材料は麻、マダにて作りしものをタテゴといふ) タチハ(小刀) ヤゴリ(熊の血) メジ

シ(牝熊) オジシ(牡熊) クマノシシ(熊) アオシシ(羚羊) ナンコ(馬肉) エダ(熊、羚羊の手足) ノドビ(熊の氣管) アカフキ(熊、羚羊の肺) コシマメ(熊、羚羊の腎臟) ウチドグ(熊の臟腑全體) ザル(熊の子宮) モーセン(羚羊の胃袋内側) トット(薪、北秋田郡阿仁) カツソ(曲物「わっぱ」同上) シナリ(細引、同上)

ゴキ(汁椀、樵夫) マカネエシル(炊事する同上) スミザケ(清酒、一般) ミゴリサケ(濁酒、同上) 14 A(以上、話者、雄勝郡東成瀬村椿川字椿臺、鈴木倉吉)

*ヤマキモン(山行着) テカワ(獸皮手袋) ソッペ(獸皮足袋) サケ(清酒) ドフザケ(濁酒) ママタク(炊事する) ヒ オタク(焚火する) インナカ(圍爐裡) ガンド(鋸) クマ(熊) シシ(羚羊) アタマ(熊、羚羊の頭) エダ(熊、羚羊の

手足) アカギモ(熊、羚羊の肺) ホソゴリ(熊の腸) キモ(熊、羚羊の肝臓) 以上、獵師 16 B

ヤマギモン(山行着) メログマ(牝熊) オトコグマ(牡熊) クマ(熊) シシ(羚羊) ヤインコ(猿) 以上、樵夫 16 B

* ミジカベ(山行着) ニギリママ、ニギリダマ(握飯) サケ(清酒) ドブザケ(濁酒) ナーベジヤ オ スル、カッテ オ スル(炊事する) ヒーサマ オ タク(焚火をする) ジロ(圍爐裡) マサカリ(手斧) ガンド(鋸) ヤリ(手槍) ホソビキ(細引) ゴーチ(熊の血) オグマ(牡熊) メグマ(牝熊) クマ(熊) ニクメ、クラシシ(羚羊) ミ(獸肉) イヌノミ(犬の肉) ウマノミ(馬の肉) アタマ(熊、羚羊の頭) エダ(同上手足) ヒ(同上氣管) カルキモ(同上肺) マメ(同上腎臓) イブクロ(熊の胃袋) ヒヤクヒロ(同腸) オボタキモ(同

山岳語彙集報告(一)

肝臓) ゴーモツ(同臟腑) コブクロ(同子宮) 17 B

* ドブ(濁酒) マサカリ(手斧) ツツ(鋸) ツナ(細引) バル(小便する) マガル、クタバル(人間の死) シシ(猪) ワラ(男) メロ、オナゴ(女) 22 B

* ケンガ(山行着) テグツ(獸皮手袋) シャシヤリグツ(獸皮足袋) アマブタ(編笠) クマゴ(鍋) サンマガリ(杓子) サツペラ(飯匁) サイツチリワン(汁椀) ツダイ(箸) タグサ(米) カルマツタ(飯、握飯) ツブラ(味噌) シオツブラ(鹽) サイ(水) シナイサイ(雨水) イサギ(清、濁酒) カルメル(炊事する) モミ オ タク(焚火する) モミ(火) マッコ(圍爐裡) スボリ(雪匁) ボツカ(手斧) サンマガリ(鋸) カリヤス(鐵砲) ハナサシ(小刀、山刀) ホテイ(雪) サイダレオ

山岳語彙蒐集報告(一)

一九三

カル(小便する) ステ(大便する) ノブクロ(三角
形食料布袋) クシナガ(法印) ケズリ(僧侶) プ
ツトンダ(人間の死) コシマイタ(熊の死) コタ
イ(熊の臨終の泣聲) ナイガリ(血液) コシマキ
ノ ナイガリ(熊の血) カゴノ ナイガリ(鈴
羊の血) コシマキ(牡、牝熊、熊) カゴ(鈴羊、
鹿) バイ(猿) サニク(獣肉) シシノコノニ
ク(犬の肉) ウマムシリ ノ ニク(馬の肉) ハ
ヤドリ(熊の手) シャシャリ(熊の足) タチ(熊の
肝臓) サイツチリ(お汁) カシャテ(男) クマア
ナ(女) サンブ(木、例、柄サシブ、楡サシブ) ク
マイワ(石) サイクグリ(魚) サレイ(鳥) ウサ
ギザレイ(兎) サンブ(焚木) イクサ(幣帛) イ
ラクレ(火箸) サゼナ(背中) ソヤハナ(鼻) ソ
メー(口) マヤカシ(目) ソヤミミ(耳) シクイ
レ(始めて山小屋に入ること) 25 A 南會津郡伊北
村田子倉

麓)

* テコ(山小屋で樵夫が箸をいふ) 27 A (富士山

* ヒダリネジリ、ウズラ オ ハナス(大便及

び脱糞する、樵夫語) 27 (同上)

* サクラ(馬の肉) ボタン(猪の肉)、獵師語 27

* ウリンボ(猪の仔) ハコ オ サス(猪などが

積雪へ深く足跡をつける) モチャク(狩の獲物を里

へ運ぶ人夫) ヤバ(張網をして渡鳥をとる處) 30

* カブ(猪、鹿の頭) エダ(同手足) フクマル

(同肺) マル(同心臓) ナカドツ(同腸) キモ(同

肝臓) ナカドツ(同臓腑) ウゲ(猪の胃囊) ミノ

ワタ(鹿の胃囊) 31

* テビヤ(手槍) カンチョー(鈴羊) 32

* ハツビ(山行着) バツチョーガサ(編笠) ド

ブサ(濁酒) テンズキ(雪笠) ヨキ(手斧) ガン

ド(鋸) 35 B(樵夫用)

(二) 狩獵方式又は狩の際の習俗

○内記號は本會「採集帖」による

* ③ タツマ(銃を持つてウツ「獸路」に構へる者)
セコ(追手) 1

⑩ 何れの獲物も日割にて分配し犬も一人分をとる、時には射手が多く取ることもある 1

* ③ ブツパ(射手) メアテ、シシヤマ 4

* ① 單獨狩獵の他聞かず 5

* ⑤ 特に山神の祠なし、通稱北谷と稱する澤中に樺の大木あり、之を山の神といふ。但し祭その他之に對する信仰なし 6

* ① 熊は節分の晩に分曉することに定つて居り、熊の腹仔を獵師は捕らない。その關係上、節分の翌日より「穴見獵」に出かける。デバヒ(出這) 熊狩には、四月の土用十日前から出かける。それらの出發前にサガンマツリ(十二山神祭)を、組の親方の家にて多く行ふ。七、八人より十人位の一組となつて、頭付の魚類その他酒肴

を用意し、神酒、燈明を供へて、この祭を行ふ。この場で、出發日時、米味噌魚等の食料、狩の場所等を取り極める。 7

② 熊の居る山のヒラ又は澤の一番高い所に構へる獵師を「真ヤバノ鐵砲」と稱し、その兩脇に構へる者を「カタノ鐵砲」といふ。「鐵砲」の兩脇をセコとする。川の流れをカミ、シモといひ澤ナリといふ。向ひ山に居つて總指揮をする者をミアテ(見當)、この者の指揮によつて全部のセコは鳴り役をつとめ、「鐵砲」は黙して熊の上つてくるのを待つ。而して、熊を七、八間乃至は五、六間に寄せて射撃する 7

③ 青葉流^{アガハ}と稱し、熊を捕つて祀るときに、ブナの木若木、適當のものを伐り雪に立てエマガタに十二山神とししたれを各一枚宛結びつけ、銃、槍等その銃口、穂先を上に向け立てか

けて、無難を祈り且つ捕獲のできた御禮を十二山神に申上げる。又、組の頭をオヤカタといつて、この者は捕獲獸が牡のときは左、牝のときは右の耳へ口をあてて唱言を申上げること左の通り、

リヒョーエン　ゴーゼンオシヨ、スイジン
ニンデンホーシヨブツカ、ノニスムケダモノ
ハ、ワレニインアラバ、ナガクオモワザリケリ
アピラオンケンソワカ(オ天トーサマノ眞言、これを三遍繰返す)

右を熊祭といふ。この場合、熊は腹這ひにしてエマガタ(幣帛)をつけた木の根元に横へる。7

④ 岩穴、コテアナ、ウロアナ。岩穴は天然岩のヒビ穴、コテとは風雪のため樹木等が傾斜しその根元にできた穴、ウロアナとは櫓、櫓その他古木のウロの部分にできたもの、ガラアナともいふ。7

⑪ 山小屋にては狩に出發前又は朝飯前は鼻歌禁止、サルといふ詞を忌む、以上の禁を犯すときは裸にて川に入り行水させられる掟あり。7

その他、ホドマツリ。この祭の際には、熊又は羚羊の舌を組の人数だけの數に切り之を串にさし鹽をつけて焼きサガンサマ(十二山神)に供へて後、組中の者が食す、組頭の者より順次抜き廻しにする。7

* ⑤ 穴の入口で火を焚き烟を中へ入れて追ひ出し、銃又は棒にて突殺す。8

* ② マチ(獸の上つてくる澤の上、尾根にて鐵砲をもつて構へる者)、ウケ(獸が逃げてマチに行かずソレル場合に、ウケに居る者たちがマチへ追ふ役目をする。即ち、マチの兩側に構へる)、オイコ(澤から尾根へ獸を追ひ上げる役) 10

⑨ ⑩ 小屋内で、鍋蓋に飯少量(杓子に二杯)のをせ高い所(山神棚)に供へる。食事の時、汁か

け飯は絶対に食はないこと。山の神の飯を少しづつ食つて出かける。

家を出發の際、佛壇に供へた飯を食つて出かける。出發前に、針仕事をしない又、手足の爪を切らない。一杯茶はいけない。必ず二杯以上飲むこと。10

⑮ 猿の毛皮を使用しない、猿はサルといふ。山の神は女性。女から貰つた品物を體につけて居ると御守になる。10

* ④ タカド（大樹の幹の洞にあるもの）、ヒツケアシ（倒れた大樹の根元のもの） 14

⑤ マミ（穴熊）、穴口にワナ或はガバサミをかけて捕へる。14

⑩ 射手には特に若干の心付をする。昔はアオシシの場合は角一對（一カケ）、又は毛足袋とする皮を與へた。14

⑪ 山小屋ではタカサゴ（高砂）、納め歌、長持

山岳語彙集報告（一）

歌を唄ふこと、ヤとヤとを打ち合せることを忌む。ヤ（木を鋸にて伐るとき切り口に打ち込む楔様のもの）。14

⑬ 豆いり、米いり、ホシモチ（干餅）等 14

⑮ 山の神は女神と信ずる者多し 14

* ② 猿、貉、山鳥等は主として單獨、熊、兎等は單獨又は多人數（組） 16

② 2 オイアゲ（多人數一隊となり狩獵を行ふ） 16

③ マキヤマ狩（當地にてはオイアゲといふ②参照）、獸を追ひ詰めて撃ちとる所をシチヨメといふ、組の中の鐵砲の上手な年長者はシチヨメへ行き、若年にて元氣のよい者はセコに廻る。豫定の場所へ追ひ詰める役はセコが受持つ 16

* ② 2 「熊マキ」本文例に同じ 17

② 3 セコのうち、谷にて呼ぶものタニヨボリ、下流の尾根にて呼ぶものオーヨボリ、マキパの中を登るものナカイリ、一番の奥に構へる

ものオクジキリ 17

④ 岩穴、土穴、木穴、ネアガリ(大木根元の洞) 17

⑨ 熊を捕つた時、一番矢の人の家に行き皮ハリをなす、その際、熊の肉を煮て酒を飲む 17

⑩ 発見者は頭割の一人前を餘分に取り、一番矢の者は頭をとる。 17

⑫ 始めて仲間になり熊の捕れた時、酒を一升買ふ。 17

* ⑩ 猪、鹿の場合、一番矢の者はその頭部並に皮、角を餘分に取り、残りは平等割(以前の習慣) 22

* ① 1 一組人数五—八人、射手二、目アテ一、ウケ一、セコ二、カタ若干 25

① 2 山が廣ければ何々組といふ組が幾つにも分れるが、又合併して行ふことあり、之をオシにヤルといふ。「山をする」人は十二日講に

「山先」の所に集まり相談し組編成、方法など定める。 25

② 1 熊は耳が早い、羚羊は目ざとい故、狩の方法も異なるが、大體は同じ。 25

2 單獨と多勢(マキヤマ) 25

3 メアテ(組の統率者、經驗深い者で採集帖例シカリ)、鐵砲撃ち(峯の射撃に構へる)、ウケ(其例に同じ)、カタ(其例ムカイ山に同じ)、セコ(ナリコミともいふ、例セゴに同じ) 25

③ 系統は日光中禪寺、流儀はナンバ。サルマ(猿丸)流の卷物あり。 25

④ キヤス(木の穴) イワヤス(岩の穴) 25

⑤ 熊の尻の方を先にし追出して捕るとよい 25

⑥ タナ オ カク(熊の穴籠り前、柴櫓、柴イヅミをつくること)、大木の枝を折り重ねてそこへ腰をかけ木の實などを喰べる。タニオトシ(猿の

仲間はずれ)、クラ又はス(熊のつく場所) 25

⑦ 神信心、沐浴、齋戒、禁欲して慎しむ。

狩に出た家の留守番の者は、佛のこと、縁起の悪いことは口外せず、婦女子は髪を櫛ですかな(カミのクシ「苦死」といつて縁起をかつぐ)。銃の射もする。 25

⑧ 禁忌事項―足を折つて坐る、人の後を通る、手指を組む、里言葉の使用(山言葉を使ふ)、飯米に箸を立てる、お汁をこぼすこと。食物は平等に分ち親方の命令をまつて食べる、親方(山先)は奥の正座、山先の右側へは多年山に経験のある古老、左側へはブンジマイ(分配割當役)、新参者は入口の方へ坐す。以上の禁忌事項その他掟に反した場合は、沐浴をし神に詫びる。山先、飯焼き、汁焼き、ブンジマイを四ツカドといふ 25

⑨ 捕つた後直ちに熊祭りをする。その作法

山岳語彙蒐集報告(一)

は、熊を仰向けにし獵師がかこむ。親方が普頭をとり、ウォーと言つて片手を高くあげると、他一同がウォーと三度唱へる。山神様への供物は、三五七と奇數をあげる。 25

⑩ 射手の取分は一人五分、發見者や其他は一人の割即ち平等分配、但し、銃、彈藥は射手の負擔。 25

⑪ 奥山に烏が飛んで来て又鳴いたりすると大熊が獲れると云ふ。不思議又は變つたことがあると、家の方或は自分等に何か變事あるものと思惟し、下山する習はし。熊を發見又は組の者を集める合圖に口笛を吹くが、之以外の時は絶対に禁ず、みだりに口笛を吹くと山犬が集まる、山犬は山神の使者だと云ふ。親戚に死亡者あつた場合は百日を過ぎないと狩に出ない、親戚でなく共、死者のあつた家へ出入りすれば、三十五日位は狩りに出ない。 25

⑫ 狩獵者仲間と共に山先のもとに行き、御神酒を出して仲間入りを依頼する、そこで山のオキテを教はり又それに違はない様誓ふ。25

⑬ 米、豆等持參する、萬一の場合の備へとして。其他オカラコ五合、新參者は一升持參のこと。25

⑭ 山神様、之を十二日様とも稱す、里における同神への行事は、春二月十二日、冬十二月十二日に行ひ、一同禮拜し馳走を食べ休業、旗を立て、山先から幣帛を拵へて貰ふ。馳走は赤飯又は餅とし、魚肉や昆布を用ふ。25

⑮ 樵夫、炭焼、鑛山夫も⑭に同じ。山神は女、氣性荒く強い。祀る場所は鎮守境内、山小屋の附近。時として遠方の土地にも祀る。祭りの名稱、山祭り又は十二日講、山中も里も變りなし。又、山神は道陸神と夫婦で、女の山神は道陸神が道の三本口で待つてゐると云ふ。25

* ① 1 人數は六、七人以上三十、四十人にても制限はなきも、集め難いことと獲物分配が過小になるから十人—二十人を以て適當とする。

參加資格の條件はなきも、身内に死火、産火の關係ある者は參加を拒絕す。尤も死火が親戚にかゝる場合は不淨穢ひをして參加するを妨げず26

③ 1 2 サルマキ(猿を巻く) シシマキ(熊を巻く)。熊狩に「穴見」と「マキヤマ」あり、所在を確かめて巻くを「居タトコマキ」、見込みにて巻くを「ガリ出シ」といふ 26

③ 3 鐵砲打(採集帖例 タヂマへに當る)、ゲンジン(下知人、參謀格、指圖方、山に明るく且つ聲の立つ者が任ず)、セコ又はナリコミ(同上例 セゴに同じ)、槍持チ(槍を持ち要所々々に構へて熊の逸走するを警戒す) 26

④ 岩穴、土穴、木ノウロ(例、杉ウロ) 26

⑩ 従前は「シン山」の場合、熊を射止めた者に賞として下額を與へたるも、「鐵砲打チ」はその役割花々しく各人の望む處なるのみならずその辛勞の點より見ればセコ最も甚しとなす。然るに獨り「鐵砲打チ」のみを賞するは公平を缺くと共に全員の士氣に及ぶ影響を慮り近年は之を廢止せり 26

⑪ 槍をカタネルこと及び投笠（笠を背に負ふこと）を忌む 26

* ② その他 山梨縣南都留郡山中（郡内地方）高村七之助翁（本年八十二歳）、職業獵師、この人の談。十七歳より八十歳まで狩獵に携はる。明治十四年まで火繩銃を使用、この年からカンズツを用ひ始め以後十年間ぐらゐ之を使用、それからモト込メの銃即ち村田銃がはやり出した。鑑札、明治十四年から交付さる、當時郡内に二枚しかなかった。最も珍らしかつた獲物、サオ鹿、こ

れには丸いタマが腹に宿つてゐた、白ムジナ（狸）（雌）黒ムジナ（雄）今から三十年も前に獲る 27

* ⑩ 狩の際は梅干又は酢を用ひた食物を忌む、酢は素に通じ、素手（空手）で歸る意。山仕事をする者は汁かけ飯を忌む、この飯を食つて山に入ると怪我をするといふ 28

* ① 三、五、七の奇數人數を喜ぶ。この人數は獲物があるといふ 31

② 狩獵日の十二支を調べて猪の走る方向を知り、間伏に鐵砲を持つ者一人づつ待つ。セコが犬を導いて追出す。見張り、指圖人等なし 31

⑥ 猪の有無は足跡によつて判斷する 31

⑩ 猪の場合、射手が頭、犬付きのセコが腰骨、運搬者は肋骨、解剖者は「庖丁だまし」と稱しモチ骨を取り、殘部は皆で均等に分配する 31

⑬ 特殊食料としては焼酎、但し組の誰かが一人持参のこと 31

山岳語彙蒐集報告(一)

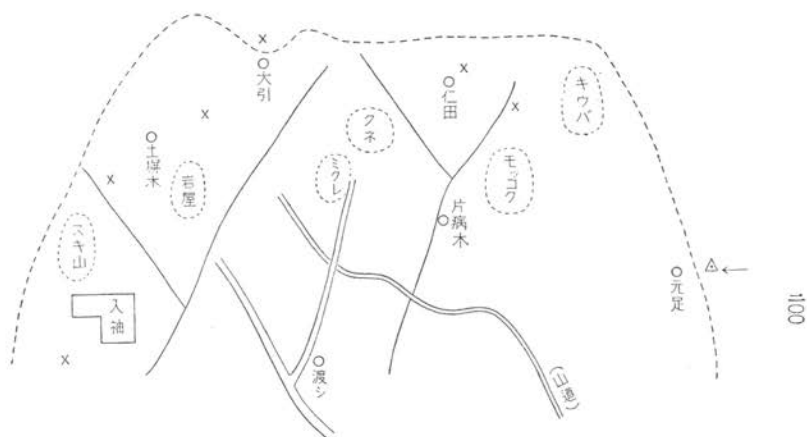
⑭ 初狩の日に、山ノ神(現地の)に焼酎を供へる 31

⑮ 山ノ神、性別、祭日等なし 31

* ① 一定せず、その時の申合せによる 32

② * 戸切狩(猪獵)。狩人の早朝に戸切人(猪

の出入足跡を見る探査係)を廻し、その指圖によつて要所に狩人を配置する。狩人頭は定つて居らないが、狩場の地理を知り獵に達者のものが其日の狩人頭となる。狩をする場所をカクラと云ふ。即ち山の斜面を選び、猪がこのカクラに入つたことを足跡により推知して獵にかゝる。この狩場には、猪が水を飲む處、隠れる處、岩屋疎林などがあり、この要所々々に人を配置する。まづ狩人頭は其日の破軍屋の旋りによつてサスカミ(指神)の方とか或は九代、三代といふ方法を占ひ獸の通路を豫想して、その最要所につき、他の者を前記の要所に配る。各人がその受



斜面ヨリ見タルカクラ(獵場) X 構場、△ 斥候、…… 峰筋、—— 一側稜線
(宮崎縣西臼杵郡椎葉村中瀬淳氏原圖ヨリ)

持場についた頃を見計ひ、斥候は犬を引いて大概は「元足」(前夜又は前々夜に猪の入った足跡のある處)から分け入る。この時、斥候は犬を入れたといふ合圖に竹笛を吹く。犬が猪に接すると、大猪は「立庭」といつて暫く犬と格闘する。この際多くは斥候が射殺する。小猪ならば犬に噛み殺される。「立庭」は局所に於いて格闘するも「吠庭」は廣い範圍に通げるから暫く追つた後格闘となる。

この日、獸が若し逸走すると周圍の陣容を崩して、第二のカクラに移る。第二のカクラでは「大引」の箇所が肝要となる。大引とは最後の通路をいふ。

狩場で注意すべきは、斥候が第一に靜肅を旨とすること、猪は耳と鼻が最も鋭敏であるから、足音を立て煙草を喫ふ如き事も禁物である。32

* 逐狩(オイガリ)

岳語彙蒐集報告(一)

斥候を廻さず「入籠」イリゴモあるを豫想して行ふ方法。この際は、斥候の行動を見て遠廻しに行ふ。32

* 仁田待(ニタマチ)。「仁田」とは猪が水を飲み又は體を浸す所。夜間單獨にて仁田の側に潛みそこに來たところを射殺す。深山ならば日暮前に來ることがある。32

* 靦狩(ネライガリ)、降雪の日、深山を潛行して探し當て或は耕作物を喰ふために出るのを待伏せて行ふ。32

* 毘獵。腕大の木杭を長さ一丈位に切つて猪の通路に立て、撓めて端に麻繩をつけ輪をつくり、「蹴糸はづし」として捕へる。32

* 棚獵(ヤマ獵)。手頃の杭にて坪餘の棚をつくり重い石を上積み、下に莢のまゝなる小豆を引餌として入れ、踏落しにして壓殺する。32

* スッポン獵、猪狩についていふ。連日狩を

するも一匹の猪を獲ないで空しく歸る場合をいふ。32

⑤⑥ 土窟の熊獵。土窟に籠る熊ならば、その穴に樹枝を次々に挿入すると、熊は怒つて次第に穴奥に引込み、終に居處を失つて露れ出てくる。

樹木の朽穴に籠る熊ならば、⊗形の柵を筱めこむ。熊は怒つて内方に引込まうとその柵を掘む。此の時、銃又は竹槍を以て仕止める。元來熊は障礙物を押出すといふ意志がないので、斯くすれば捕獲し易い。熊は穴籠りの前に必ず足跡を晦まし、倒木又は岩壁のやうな足跡の印されない所を辿るものである。獵師はこの事に注意する。32

⑨ 猪の場合。射止めたものは半死半生の中に、尾の尖端を切り取る。且つ、四脚を緊束して竿を入れ擔ぎ出し、途中にて「矢立又は矢鋒」

と稱し數回發炮して山ノ神へ禮を捧げる。かくして里に著いてから、「尾田處」(オダトコ、定まりの解剖處)の椽上に暫く吊し下げ、その後解剖にかゝる。執刀は狩人頭の手による。先づ刀を胸上に置いて呪文を唱へ、次に首を落し次に「金山卸、カナヤマヲロシ」といつて四足を大切りにし、「本卸、ホンオロシ」といつて肉をすき取る。そして心臟の尖端を少し切つて串に挿し別に白紙に血液を塗り共に山ノ神に供へる。この時、呪文を唱へる。この心臟の供物を「コーザキ殿」といつて一定の祭り處がある。32

⑩ 猪の場合。射止めた者には特に大足切一本と頭及膽を呈する。或は丸のまゝ卽座に賣却したときは、總代金の五分の一をその者に與へる。次に一同平等に分配す。獵犬の分も一人として與へる。32

鹿の場合は皮を射止めた者に呈するの外、猪

の場合に同じ。32

(三) 川魚漁法

*① 飯豊山實川上流、イナゴにて鰯を釣つた
4

*② あらゆる方法あり 6

③ カイホスといふ 6

④ 春先のみ行ふ 6

⑤ ドウ(簀)を用ふ。ドジョードウ、ナマズ

ドウ、カニドウ。日没頃水底に埋めサナギの餌
を入れておく、日出前に上げる(ドジョーの場合)

⑥ ネウチ(今は行はぬ)、胡桃の根の皮と山椒^{サンショ}
の根の皮を焼き、臼にて粉にし袋に入れて川上

に行き、その袋を揉むと魚は假死して浮ぶ。6

①⑥ 鰯、山女の釣針にはミミズ、柳の蟲を
さして鉛のシズミをつけ濁流中におろす(春)、

鶏の腰毛即ち黄赤色のものを針の元へ巻付け浮
かせて釣り(夏)、産卵のため小川へ上つたもの

山岳語彙蒐集報告(一)

は袋網又は竹簀を編んだもの即ちヤナ、オケ、
ツズ等にて捕る(秋)。鰯は網、オケ、ヤスにて
捕る。7

その他、川鰯、鰯、山女を捕つた際、その日
の獲魚の中最も大きいものを十二サマ(山神)に
供へ、これをメノシといふ。7

① ハヤは針にミミズをつけて釣る。鰯等は
針に鳥の羽毛をつけ、柳蟲を餌として釣る。8

③ セギチガイといふ。(捕獲法は採集帖説明に
同じ) 8 註 報告では獲魚不明

④ 萱の先に點火し萱を振り乍ら川下に歩い
ていくと、五、六間隔てた網(サデ)に魚が入る。
特に鮎を捕る場合。8

⑥ 川へ投網して鏡でのぞき捕へる。8

⑥ 瀧の下に竹でスを編んで懸け、翌朝あげ

る、ワナといふ、鱒等が捕れる。10 註 一種の筥である。

① (用具) 針の糸は馬の尾、スズ糸、テングス等。急流なれば「沈め釣」を多く用ふ、針より一尺上に鉛の重し(シズミガネ)をつける。(餌)サスドリ(虎杖)の蟲、柳蟲、蜂ノウジ、サガリコ、アリコ、ハツタギ、ミミズ、トトコビル等。(釣魚) ヤマメ、ユワナ、クキ、ハヤ等、現在はアユ、ヤマメは鱒毒のため上つて來ない。(その他) テンカラ釣は餘りしない、ウキも用ひず。14

③ (カジカボシ) 川の二又を堰止めてカジカ、アカメロ、クキ等を捕る法。まづ乾すべき二又を「大ドメ」といつて石をつみ草や古筵類を用ひて、稍々斜線に川水をそらす、次に厚板や土ワレを用ひて水を堰止める。かくして流れが細くなつた所の上方に筥をかけ、下方に簀をかけ。この間の流れの石をおこして魚の隠れない

様になし、筥と簀の間を兩分する、之を「瀬切る」といふ。この二つの漁具にかかつた魚は、カッコベ、手桶等に入れる。然し、日中は兎角、魚隠れたがる習性あり、そこで夜、川原に焚火して魚の上り下りを待つ、翌朝まで斯くして魚大方は捕へられる。現在は水源林濫伐等の關係にて、以前の如き川流れの好條件備はつた二又が尠くなつた。14

④ (ヒブリ) 以前は杉皮タイブツの松明、オガラオガラの松明をともして銚チヤウにてカジカ、ハヤ、クキなどを突いて捕つたが、近來はカーバイトのカンテラを用ふ。即ち、巾一尺三寸位、長二尺位、深五寸位の底硝子張りの箱を作り之にカンテラを入れて水面に浮べ覗いて魚を突く。この方法は松明より遙かに便利にて一夜にカジカ一升餘を捕ること珍らしくない。この獲魚は竹又は萩の串にさして、あぶつて乾かし保存する。14

④ (ヒブリ) 水中を渡渉し松明を用ひて漁す。

以前は簀をタイマツとし、時に松明を振つて火力を増した。現在、アセチリンガスを使用する者あり、報告者は特に、その材料として肥松を割つて鐵線の網に入れ點火して用ふ。用具はツキ籠を用ひ、魚の靜止するを發見してその籠を上部より、ツキ冠せて捕へる。22

① 毛針^{ケバハリ}(鳥の羽毛を卷いたもの) 餌針^{エバハリ}(蟲を針にさしたものを)、置針^{オキバリ}(長い細繩に針をつけ雜魚を針に刺してとる)、鮎は友を餌として漁る。25

② ウを使はず、小魚網として投網あり、ドウヌヒ、ハチブセなどの漁法。25

③ 「カジカボシ」に當るものを、「川ボシ」といふ。川の二叉を利し上流を堰止め、下流はヤナの様式にする。25

④ 「ヒブリ」を當地では、夜河かける(ヨカイカケル)といふ。鱒、雜魚、ドジョー(特にドジ

ョーツキ) 25

⑤ ヤナとムジリドウ。25

① 斑魚^{カシ}を釣るには「蜂頭」と言つて鵜の細毛を昆蟲に擬して針に巻きつけ、其を馬尾又は細天狗巢に結びつけて、流れの上面を軽く手早く飛ばすを良法とす、これを「蜂頭引き」といふ。又、ヒラコー(瀬の小石に附著する平形の細蟲)を針に二、三匹さし沈め流して釣る。その他、餌には、柳蟲、竹蟲、小蜂、蜘蛛等がある。鰻を釣るには蚯蚓、アブラメ等を餌とし、④ 夜間に瓦斯燈、松明を照しイサリを以て突き捕ふ。⑥ 近來、竹筒にヒダをつけ流れに沈め、餌には蚯蚓、雜魚の切屑等を入れて捕獲する。32

(四) 假小屋の作り方

* 細木を伐り片方から三本宛立て棟木を渡し、萱又はスゲ等の他、油紙、防水布などで屋根をつくる。 7

* 形は丸型、山中より栗等を伐り出して三坪位の大きさに作る。使用目的、家より遠い田畑のための耕作、貯蔵小屋。時期は作物の收納期。位置は雪の浅い平らの土地。 8

* 山師、炭焼等が山に入つて合掌建となす(ネブキ小屋といふ)、人数により大小不同。 17

* 主として炭焼が作る。材料、雑木、竹。柱

(五) 焚火の方法

* 枯木の皮又は樹木を腰鉋で薄くけづり、これに新聞紙或は枯草の乾いたものを加へてマツチで點火し、順次に枯木、生木を用ふる。又、雪中なれば、直径二、三寸の生木を長三尺程に

四本。 22

* 使用目的、狩獵、川漁、炭焼、ゼンマイ採取。時期、春秋。位置の撰定、雪崩路を避け、木の茂つた川岸の高い乾燥地、水の便よく洪水に支障のない所。小屋の出入口は川に向ひ陽當りのよい場所をとる。呼稱、ヤマゴヤ。小屋の形式は梯型、大さ三―四坪位。材料、細木と茅製作は右職業者自ら。内部にキロリ(爐)一つ、藁を敷く。 25

伐り、十本位の雪に埋め、その上にて火を焚く。この場合も、枯木を極く薄く削り、紙類がなければ、この削り屑を手でよくもみ之に點火する。 7

* 奥山にて火を焚く時、生の根曲竹の先を鉋にて削りキザミコンブの如くして、この尖端に烟管の火又はマツチにて點火する。次に枯れた根曲竹に火を移し、枯柴、木の枝等を燃す。青竹の代りに杉の枯葉又は杉の表皮を揉んで火を

(七) 山の食用草、果實 (報告のまゝしるす)

* コゴメ、ミズ、ゼンマイ、ワラビ、フキ、ウド、イオリ、タラノメ、コシアブラ、アザミ、ジンダケ、ヤマノイモ 6

* ヤマナシ、アケビ、ブドー (ヤマブドー、サナズラ) 6

* ウド、フキ、ミズナ(生のまゝ)、ゼンマイ、ワラビ、オ(ウ)ルイ、ココメ、マタタビ(煮焼、漬物) 7

* アケビ、イチゴ、クワシバン、グミ、コノミ 7

山岳語彙蒐集報告(二)

つくることあるが、青竹の削り先き最もよろし、雨中にても差支へなき程である。14

* 雑木を焚き、十文字に組まない。野宿の場合、焚火した跡を片附けそこへ寝ると寒さを凌ぐことが出来る。25

* ワラビ、ゼンマイ、コゴメ、ウダジロ、アマナ、筍等(煮る) 8

* 栗、山葡萄、アツキビ(あけび)、山芋(自然落)、トコロ等(生又は煮る) 8

* ヤマウド、タラノメ、ウコギメ、パツパ、ウトーナ、コウミ、アザミ、ウシゴボ、ミズナ(紅葉はウワバミソウ、青茎はヤマトキホコリ)(以上煮る)、エラ(漬物) オンナタマ(浸し物) 11

* ウド、ミズ、ウルイ(生のまゝ)、ウド、フキ、ミズ、ホンナ、シドケ、タケノコ、ヌノバ、ヨ

- メナ、ノビル、イワダラ、コゴメ、タラノメ、
 フキノトー、ウルイ、アザミ、イタドリノメ、
 シュデコ(煮、又はゆでる)、ゼンマイ、ワラビ、
 イワダラ、ウルイ(干し貯へる)、ミズ、ウルイ(漬
 ける)、ワラビ、ウド、フキ、アザミノトー、マ
 ルザク(漬けて貯(冬に食べる)、タケノコ、ウド、
 フキ、シュデコ、イタドリノメ(サスドリ)(焙る)
- 14
- * クリ、ガナグリ、ハシバミ、トチノミ、シ
 ダミ 14
- * 山筍、ウド、ワラビ、ヨシナ(鹽漬け)、山
 筍、ウド、ワラビ、ヨシナ、フキ、ゼンマイ、
 エラ(煮る) 16
- * 栗、ブナノ實、ブドー、アケビ、イチゴ
- 16
- * ウド、筍、ボークラノメ(生、煮)、ゼンマ
 イ、ワラビ、ウワバミソウ、フキ、アザミ(煮)、17

- * ブナノミ、ヤマブドー、コクボ、イツツキ
 フミ、アケビ、トチノミ(餅に混す) ヨゴミ(同
 上) 17
- * ウド、サダガラ(イタドリ)(生)、岩タバコ、
 ウワバミソウ(煮) 22
- * ゼンマイ、ワラビ、ウド、コゴミ、山芋、
 山百合、アザミ、ウルイ(煮) 25
- * 山ブドー、アケビ、マタタビノミ、サスバ
 ミ 25
- * ウド、アザミ、アサズキ、ワサビ、山葵、
 ウールイ、ミズ、アブラトー、露ノ薑、コゴメ
 (以上春)、ミズ(夏)、ミズ、茸類、山葡萄、木通
 (以上秋) 26
- * ワラビ、ゼンマイ、フキ、ウド、ギボシ、
 イチゴ、クリの實、ムクの實、シイの實、トチ
 の實、タケ(茸)(サマツ、マツタケ、クリタケ、アイ
 タケ) 33
 34

(八) 山の藥用植物A 有毒植物B (報告名のまゝ)

* ゲンノシヨロコ、ロクタビ、オーレン 8 A

* スイコ(ゲジゲジ)、コナシはヒヤケの時に食

ふと效がある。石茸は下痢のときトロロにして
飲むと下痢止となる、又、物に中毒した時、黒
焼にして煎じて飲むと效がある。 10 A

* キンボーゲ、トリカブト、ミズバシヨ、

オニツツジ 10 B

* リンドー、オーレン、トチバニンジン、イ
ブキボーフ、ウド根、フキ根、ヨモギ、キハ
ダ、メギ、タラコン等 11 A

* ドクウツギ、トリカブト、ヒヨタンボク、
ツリフネソウ、クララ、カンボク 11 B

* オーレン、フシニンジン、テンナンシヨ

(ヘビノダニモチ) 14 A

* カブトギク 14 B 15 B

* ゲンノシヨロコ、オーバコ、オトギリソウ、

山岳語彙集報告(一)

ニワトコ、ハコベ、オーレン、マタタビ(煎じて
飲み又は浴用) 16 A

* ドクナメ(鹿物用)、ゲンノシヨロコ(蔭干に
して煎じ飲む)、トリカブト、キワダノ皮(子供の
頭にシラミのたかりたる時煮出してつける)、ユキノ
シタ(子供の坎に利く、又、鹽で揉んだモミ汁は耳
ダレによい)、アザミノ根(叩き潰して其の汁を網に
て漉し眼の痛い時つける)、ツノハシバミノ實(潰し
て網漉しになし、眼に物が入り取れない時つけると知
らぬ間にとれる)、ハリギリ(當地にてホーダラ)ノ
根(この皮を蔭干にして胃病の者が飲めばよく利く)
17 A

* ドクウツギ。ニワトコ、ヘビノダイハチ(この
二つは便壺に入れるとウジがわかない) 17 B

* センブリ、センキユ、ニンジン、オケラ、
トチバ、アセビ(菜の害蟲用)、フシダカ(蠅捕用)

22 A

* オーレン(胃藥)、カタバミ(下痢劑)、ウドー
(胃藥)、ヤシャノミ(婦人によし)、マタタビ(同

(九) 氣象觀測 (その地方の言慣し)

* 1 朝霧、深ければ晴天となる

2 雷鳴が夜半まで續けば長雨となることあり

3 夏、朝焼すれば夕立あり

4 西の方朝鳴れば晴天

5 東の方朝鳴れば雨模様

6 長雨の時、通り陽が當れば本天氣(恢復)に

はならない

7 淺間の烟が北へ吹けば雨模様

8 西の方に黒雲あれば風が出る 以上

* 1 烏海は北風晴れ

2 朝霜の當日荒れない時は三日晴れる 以上

5

上) 25 A

* オーバコ(解熱)、山人參(強壯劑)、オーレン、
ゲンノシヨロコ(健胃)、當歸(婦人病) 26 A

* 1 月太陽に暈がかゝると雨近し 6

* 1 朝焼が西へ通れば天氣なり、東へ戻れば必ず降りなり

2 夜上り天氣は一日限り

3 朝虹は百日の雨、夕虹は百日の照り

4 朝嵐吹けば天氣

5 西風雨降り

6 鍋ツルの焼ける時は降り

7 藁を火にやき火箸にて突つつき、粉になれば晴、かたまれば雨 以上 7

* 1 夕方の虹は百日天氣になる

2 太陽、月何れも上りカサはよい、下りカサ

はわるい 以上 8

* 1 後立山では劔岳立山が曇ると数日間天気が悪くなる

2 朝焼が長い時は夕方又は翌日が雨、短い時は午後に雨

3 朝雨は天気(朝雨と女の腕まくり)

4 朝少し照るのは午後に雨(朝日のチャッカカリ、たんなのたつこり 註 油断ならぬ) 以上 10

* 1 南風にて曇りが雨(夏)

2 朝焼は雨

3 遠くの山が近く見える時は雨

4 太陽の色入日に真紅の時は雨永く降らず

5 濃霧の日も涼しきは降らず、生温きは雨

6 蛇が朝早くより出る日は雨

7 北霧が山を巻いて出で夕方涼風北より吹く

時は天気續き

8 早朝よりカラスの騒ぎ啼くは雨

山岳語彙集報告(一)

9 朝虹多く立つときは雨はれず

10 夕虹大きく、本立つは晴

11 草の露午後に至るも乾かぬ時は翌日雨ふる

12 鳶が朝より低く飛ぶ時は雨、午後高く飛ぶ

時は晴

13 山近く見ゆるは雨の兆

14 雨蛙はげしく急に鳴き出すは雨の兆

15 山に持参したメンプに飯のねばりつくは天氣續きの兆、飯よく取れるは雨の兆 以上 11

* 1 霜降りて其日雨降らなければ、必ず三日間

降らぬ

2 晴天の朝、烏海山頂に吹雪立てば其日は暴

れ(冬)

3 冬は山上静かなれば晴

4 夏は海上の天静かなれば晴

5 夏海、冬山(34 参照) 以上 13

* 1 朝虹に川越えるな

2 夕虹千日ひでり

3 朝ひでり婿なかせ

4 甲子に荒れば六十日ある

5 節分の朝、門の雪を拂へば四十八朝はらふ

6 頭が重いときはクダリ(南風)となる

7 瀬の音の聞えやうで晴雨の豫想がつく(折に

よつて異なる)

8 猫の顔の洗ひやうで晴雨が判る

9 地震空(ジンゾラ)、どんよりとそこ暗く而

も風のない日 以上 14

* 1 朝雨降りと女の腕まくりは末遂げぬ

2 正午(ヒルマ)上りはすぐ悪くなる

3 朝虹は雨、午後の虹は百日の照り

4 晴天のとき、午後より立山の方に雲の底邊

が水平にかかれば當分晴れ 以上 16

* 1 別山へ飛彈側より雲が来れば數時間の後降

る

2 北雲になれば晴

3 西、南より雲出れば雨の兆

4 三方雲(西、南、北より交錯する雲)となれば

天氣つづく

5 夕焼は明日晴、朝焼は降るか夕立あり

6 月の出ガサと日の入ガサは雨の降らぬは稀

7 夜あがり長天氣なし

8 夜星が光りすぎるのは天候變る

9 曇りに西方が少しでも明るくなれば、明日

天氣 以上 17

* 1 地震(九ツは病、五ツ七ツは雨、四ツ日照、六

ツハツはいつも大風)

2 由布山に對して、別府の方(東)より由布山

の雲出れば雨

3 冬期山の雜木林鳴れば寒く雨降る

4 別府の方へ雲動けば晴天

5 秋の北風は雨

6 ジル北、キタコチ（北東）の風は被害あり、出水す

7 秋の夕焼、鎌をとぐ（暗れ故、稻を刈る）

8 夏の夕焼、川渡る（速かに川を渡らなければ雨降る） 以上 22

* 1 朝焼は雨

2 朝雲が赤ければ風となる

3 夕焼は晴

4 月の暈は雨

5 霧停滞は雨

6 山川が音すれば暴風雨

7 川瀬が澄んで響けば晴

8 煙草がしめる時は雨

9 赤雲は晴

10 ジャバラ雲は近き中に雨

11 黒灰色の雲は雨

12 月青く冴ゆれば晴

山岳語彙寛集中間報告

13 流星や満天の星が妙にキラキラする時は雨

14 温度の高低の甚しい時は雨

15 鍋ツル、湯沸しツルの焼ける時は雨

16 魚が跳ねる時は雨

17 猫が家の中で騒ぐ時は雨

18 焚火して火の光りが黒い時は雨

19 焚火の火がキラキラ光る時は風

20 雲足の早い時は雨風

21 雲が西へ流れると雨

22 山蟻がさわぐ時は雨 以上 25

* 1 テリ雲百日の日照り（テリ雲とは、山や谷へ薄く軟かに霧の如く吹き込んでくる雲）

2 朝焼が黒く消えれば雨

3 夕焼が黒く消えれば雨

4 笠雲の吊雲がくつつけば必ず風雨（山中湖地方にて）

5 一重笠で下が五合目あたり迄下つてモメテ

ある時は、雨としても霽^{アサ}りが早い

6 二重笠は降りに風

7 三重笠は暴風雨(特に山中湖地方では大暴風雨)

8 帯雲中腹にかかるは降り

9 帯がつなげば降る

10 帯かゝるも西風吹けば天氣もちかへす

11 湖水のふち(縁)に泡がよれば雨

12 湖水に魚の跳ね返る時は雨

13 朝雨と女の度胸に恐れるな 以上 27 富

士山について。

* 1 梵鐘が遠く響けば雨

2 遠山が近くに見えれば雨

3 木啄鳥が木を叩く音高ければ雨

4 鳩の鳴音しげれば雨

5 ドモリが一層口纏すれば天氣の替り

6 麥搗鳥が朝鳴けば雨搗き出す

7 麥搗鳥が夕鳴けば晴搗き出す(ボウ／＼と言

ふ聲にて恰も臼に麥を入れて搗く音を出す、赤色にし

て俗に麥搗鳥と云ふ)

8 朝露満つれば日和

9 朝露が拂落したやうなれば雨

10 川楊の花が上向けに咲けば其年は晴多く、

下向に咲けば其年雨多し 以上 32

* 1 ヒルマデ鳶は雨 33 34

2 青ガヤに雪が降れば大雪 33 34

3 秋ナダの春深山(秋ナダ「瀉」晴るればこの地

方晴、春深山晴るれば晴) 33 34

(附記) 本篇は目下、蒐集中であるため不備の點も多いであらうが、他日増補の際に整へたい。且つ今後も尙、會員及び地方篤志家諸氏の御後援による、採集惠與の程を切望する次第である。採集帖は本會事務所宛、申込まるればお送りする。

會務報告

理事更迭

本年度理事に左の通更迭があつた。

退任理事、森田勝彦、磯野計藏、田口一郎、櫻井信雄、

別宮貞俊

新任理事、吉澤一郎、野口末延、石原巖、早川義郎、宮

崎武夫

副會長補充

本會副會長松方義三郎は勤務の都合上在京の機會少きを以つて六月役員總會を開き副會長一名を補充することとし、新に黒田孝雄を推薦し全員可決した。但し木暮會長、松方副會長は從來のまゝである。

一月定例理事會

新舊理事送迎晩餐會を兼ね一月二十七日芝田町つかさ俱樂部に於て

出席

吉澤、石原（以上新理事）小島、高頭、島田、加藤、西

會務報告

堀、高橋、木村、茨木、島山、冠、黒田、角田

一、山岳編輯の件

一、會計報告及本年度豫算の件

一、小集會の件

一、ウエストン壽像に關する報告

一、山岳語彙蒐集に關する報告

役員の事務は左の如く決定

庶務（黒田）（藤島）野口

會計（島山）茨木

山岳 吉澤、島田、西堀、宮崎、今西

會報 早川、石原

山日記 角田、高橋

圖書 島田、（黒田）

（關西理事）今西、津田、宮崎

二月定例理事會

二月十五日 午後六時 虎門事務所

出席 武田、木暮、高頭、黒田、島田、石原、角田、

一、山岳編輯經過及本年度計畫の件

會務報告

二六

一、一九三七年版山日記決算報告及び本年度計畫の件

一、小集會の件

一、會計決算及豫算の件

三月定例理事會

三月十七日午後六時半、虎門事務所

出席者、木暮、鳥山、黒田、茨木、吉澤、野口、島田、

宮崎、早川、石原、中屋、高橋、高頭、木村

一、山岳編輯報告

一、山日記編輯報告

一、會報編輯に關する件

一、關西支部近況報告

一、會計報告

一、役員總會開催の件

四月休會

五月定例理事會

五月五日、午後六時半 虎門事務所

出席者 小島、木暮、冠、鳥山、木村、早川、吉澤、野

口、角田、宮崎、加藤、中司

一、山日記の件

一、山岳第三十三年一號の件

一、事務員の件

一、事務分擔の件

六月定例理事會並役員總會

六月九日 虎門事務所

出席 木暮、武田、鳥山、黒田、西堀、島田、高橋、吉

澤、野口、加藤、中司（以下委任）近藤、加賀、今西、今

村、辻本、茨木、高野、榎谷、檜、早川、中村、田部、

小島

一、副會長の件（別項參照）

一、山日記發行の件

一、山岳第三十三年一號の件

一、厚生協會評議員追加の件 加藤理事に依頼と決定

七月定例理事會

七月十四日、虎門事務所

出席、吉澤、野口、早川、石原、藤島、黒田、島田、高

橋、鳥山、茨木、中司

- 一、國際文化振興會編英文日本百科辭彙の件
- 一、山岳編輯報告
- 一、今報及山岳整理の件
- 一、小島名譽會員病氣見舞の件

昭和十三年九月二十五日印刷
昭和十三年九月三十日發行

〔定價金參圓〕

東京市芝區琴平町一、不二屋ビル内
發行所 日本山岳會

電話 芝一六四九番
振替口座東京四八二九番

著者權所有

編輯兼發行者 東京市牛込區市谷仲之町二八
黑 田 孝 雄

印刷者 東京市芝區濱松町一ノ十三
植 田 庄 助

The Journal of the Japanese Alpine Club

S A N G A K U

Vol. XXXIII

1938

No. 1.